



2026年2月13日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役社長 松林 良祐
(コード：4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報室長 福島 圭介
(TEL：06-6252-3966)

特別調査委員会の調査報告書（2026年2月9日時点）（公表版）の公表に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日付で公表した「特別調査委員会の調査報告書（2026年2月9日時点）の受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より調査報告書（2026年2月9日時点）を受領後、部分的な非開示措置等を施しておりましたが、それが完了しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

特別調査委員会の調査報告書（2026年2月9日時点）につきましては、添付の「調査報告書（2026年2月9日時点）（公表版）」をご覧ください。なお、当該報告書につきましては、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりますことをご了承ください。

以 上

調査報告書
【公表版】
(2026年2月9日時点)

2026年2月12日

特別調査委員会

エア・ウォーター株式会社 御中

特別調査委員会

委員長 小原 正敏

委員 中森 亘

委員 本多 守

第1章	調査の概要	1
第1	本報告書の提出に至った経緯等	1
1	当委員会の設置	1
2	当委員会設置後の当社の体制の変更等	1
3	現時点で報告書を提出するとの判断に至った理由	1
第2	調査の目的	2
第3	当委員会の調査体制	4
1	当委員会の構成	4
2	調査補助者の選任	4
3	事務局の選任	6
第4	調査期間	6
第5	調査対象期間	6
第6	本調査の手続の概要	6
1	関係資料の調査	6
2	関係者に対するヒアリング	6
3	デジタル・フォレンジック調査	11
4	アンケート調査	11
5	ホットラインの設置	12
6	外部弁護士及び公認会計士による調査の利用	12
第7	当社による社内リニエンシー制度の導入、ワークショップの実施、及びリニエンシー周知徹底プログラムの実施	13
1	社内リニエンシー制度の導入	13
2	ワークショップ及びアンケートの実施	13
3	リニエンシー周知徹底プログラムの実施	14
第8	本調査に係る留意事項	15
1	2024年に発覚した海外子会社における不適切な会計処理の調査結果について	15
2	本調査特有の事情により、調査の円滑な進行に支障が生じたこと	16
3	本調査の制約等に伴う留意事項	17
4	調査上の限界及び未了事項	19
5	その他	20
第2章	調査の前提	20
第1	当社の概要	20
1	企業概要	20
2	沿革	21
第2	当社の業務執行体制	23
1	組織図	23
2	役員の変遷	24
第3	当社の事業概要	25
1	事業内容	25
2	連結業績推移	26
第4	当社のガバナンス	27
1	コーポレート・ガバナンス体制	27
2	内部監査、監査役・監査役会及び会計監査	29
3	当社の大株主の状況	30
第3章	調査結果	31

第1	調査結果の概要	31
1	日本ヘリウム (第3章・第2)	31
2	エコロッカ (第3章・第3)	31
3	AWMX (第3章・第4)	31
4	当社プラントガス部 (第3章・第5)	32
5	AW 防災 (第3章・第6)	32
6	その他	32
第2	日本ヘリウムにおける不適切な会計処理に係る事実関係	32
1	日本ヘリウムの概要等	32
2	不適切な会計処理の概要 (在庫の過大計上)	33
3	J氏による不適切な在庫処理の報告及び報告後の関係者の関与の態様等	37
4	不適切な会計処理についての関係者の認識及び関与の程度等	47
5	内部統制上の問題	50
6	その他の不適切な会計処理	51
第3	エコロッカにおける不適切な会計処理に係る事実関係	52
1	エコロッカの概要等	52
2	在庫差異等の発生	52
3	発覚後の損失処理の先送り	58
4	売上の過大計上	64
第4	AWMXにおける不適切な会計処理に係る事実関係	75
1	AWMXの概要	75
2	滞留在庫の評価減先送り	76
3	2024年9月期の賞与引当金計上取りやめ	78
4	売上の先行計上	83
5	その他の不適切な会計処理	87
6	調査未了事項 (社内リネンシー申請等による情報提供)	88
第5	プラントガス部における不適切な会計処理に係る事実関係	89
1	貯蔵品の損失処理先送り	89
2	会計上の問題	91
3	内部統制上の問題	91
4	その他の不適切な会計処理	91
第6	AW 防災における不適切な会計処理に係る事実関係	95
1	AW 防災の概要等	95
2	M番問題 (在庫の過大計上と原価計上の先送り)	96
3	電力売上不正問題 (工事進行基準を利用した売上の先行計上)	104
4	その他の不適切な会計処理	110
5	社内リネンシー申請等による情報提供	117
第7	当社及び当社グループ会社における不適切な会計処理に係る事実関係	118
1	当社における、不適切な会計処理	119
2	AW 東日本	142
3	AW 西日本	150
4	AW マッハ	159
5	日本電熱	162
6	AW パフォーマンスケミカル	163
7	タテホ化学工業	166
8	プリンテック	172

9	AW アグリ&フーズ	175
10	プレシア	183
11	トミイチ九州	189
12	北海道 AW アグリ	192
13	九州屋	193
14	AW リアライズ	194
15	AWBD	197
16	AW メディエイチ	200
17	AW エンジニアリング	201
第8	調査結果の連結財務諸表に対する影響額	202
1	連結財務諸表への影響額（年度）	202
第4章	発生原因の分析	211
第1	2025年9月末までの当社のガバナンスの状況	211
1	当社の各機関・会議体の状況	211
2	グループ会社の管理体制	213
3	内部監査の状況	216
4	コンプライアンスの体制	217
5	任免・評価の制度	220
第2	本件の原因	221
1	当社グループにおける不適切な会計処理の概要等	221
2	売上・利益成長至上主義の目標設定、過度なプレッシャーの存在	222
3	成長/M&A 戦略の歪み、管理体制の整備が追いつかない状況等	227
4	経営トップによる不適切な会計処理の容認等	229
5	経営トップに付度したマネジメント層・管理部門責任者による不適切な会計処理への関与、内部統制の無効化	230
6	経営陣の振る舞いから不適切な処理が安易に正当化されてしまう不健全な企業風土、規範意識の鈍麻、上場会社グループとしての自覚とリテラシーの欠如	231
7	不適切な処理を可能とする業務フロー、事業部門における杜撰な在庫管理等	232
8	当社管理部門によるモニタリング機能の欠如	234
9	当社内部監査部門によるモニタリング機能の欠如	236
10	取締役会による監視・牽制機能等	237
11	監査役会による監査機能について	240
第5章	再発防止策の提言	241
第1	企業風土の抜本的な改革に対する経営トップの覚悟及び周知徹底	241
第2	適切な業績目標の設定と過度の業績プレッシャーの排除	242
第3	再発防止に向けた人事上の取組みにおける着眼点	243
1	はじめに	243
2	再発防止に向けた人事上の取組みについて	243
第4	取締役会の監督機能、監査役会の監査機能の充実等	244
1	はじめに	244
2	当社グループが抱える内部統制上の問題の整理・総括	245
3	取締役会の監督機能の充実	247
4	監査役会の監査機能の充実等	248
第5	社外役員による監視・牽制機能の強化	250

第6	内部通報制度等の強化・周知徹底	251
第7	教育・研修の充実	251
第8	管理担当役員、財務担当役員の設置	252
第9	経理部門を含む管理部門の機能強化	252
1	連結管理室（経理部門）の機能強化	252
2	リスク・コンプライアンス関連の委員会等のより積極的な活用	253
第10	内部監査機能の強化	253
第11	事業部門（子会社等を含む。）における内部統制の強化	254
1	事業部門における業務フローの改善	254
2	事業部門内での管理機能の強化	255
第12	子会社等のガバナンスの強化・事業の選択と集中	256
1	子会社等のガバナンスの強化	256
2	事業の選択と集中	256
別紙1	ヒアリング対象者一覧	258
別紙2	デジタル・フォレンジック調査の概要	285
第1	当初実施したレビュー手続	285
1	データ保全収集対象者	285
2	データ保全収集	285
3	データプロセッシング	286
4	レビュー	287
第2	AW 防災関係者を対象とする追加レビュー手続	287
1	データ保全収集対象者	288
2	データ保全収集	288
3	レビュー	288
第3	調査妨害に係る追加レビュー手続	288
1	データ保全収集	288
2	レビュー	289
別紙3	社内リニエンシー制度の対象	290

主な略称一覧

略称/用語	正式名称/説明
当社グループ会社	
当社	エア・ウォーター株式会社
当社グループ	当社、並びに当社の子会社、及び関連会社の全てを含む企業集団全体
当社グループ会社	当社グループに属する当社以外の会社
AWBD	エア・ウォーター・バイオデザイン株式会社
AWMX	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社
AW アグリ&フーズ	エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社
AW エレクトロニクス	エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社
AW エンジニアリング	エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社
AW クライオプラント	エア・ウォーター・クライオプラント株式会社（現：エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社）
AW グリーンデザイン	エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社
AW ダイオー	エア・ウォーター・ダイオー株式会社（現：エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社）
AW トラスト	AW アグリトラスト株式会社（現：北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社）
AW パフォーマンスケミカル	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社
AW プラントエンジニアリング	エア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社（現：エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社）
AW マッハ	エア・ウォーター・マッハ株式会社
AW マテリアル	エア・ウォーター・マテリアル株式会社
AW メディエイチ	エア・ウォーター・メディエイチ株式会社
AW ライフソリューション	エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
AW リアライズ	エア・ウォーター・リアライズ株式会社
AW リンク	エア・ウォーター・リンク株式会社
AW 西日本	エア・ウォーター西日本株式会社
AW 東日本	エア・ウォーター東日本株式会社
AW 物流	エア・ウォーター物流株式会社
AW 防災	エア・ウォーター防災株式会社
AW 防災本社	AW 防災の神戸本社
AW 北海道	エア・ウォーター北海道株式会社

略称/用語	正式名称/説明
当社グループ会社	
D&I グループ	当社デジタル&インダストリーグループ
DAP	大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社 (現：エア・ウォーター株式会社)
FILWEL	株式会社 FILWEL
TWM	Taylor-Wharton Malaysia Sdn. Bhd.
エアガス部	当社地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット ビジネスディビジョン エアガス部
エコフロス	Ecofroz S.A.
エコロッカ	エア・ウォーター・エコロッカ株式会社
カイロス	カイロス株式会社
ガスプロダクツ	エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社
スカラ社	スカラ株式会社
タテホオザーク	Tateho Ozark Technical Ceramics, Inc.
タテホ化学工業	タテホ化学工業株式会社
トミイフ九川	トミイフ九川株式会社
バルクガス部	当社地球環境分野デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット バルクガス部
プリンテック	株式会社プリンテック
プレシア	株式会社プレシア
関東 AW	関東エア・ウォーター株式会社 (現：エア・ウォーター 一東日本株式会社)
丸進青果	丸進青果株式会社
旧 AW ゾル	エア・ウォーター・ゾル株式会社 (現：エア・ウォーター ・リアライズ株式会社)
旧ミサワ	ミサワ医科工業株式会社 (現：エア・ウォーター・リ アライズ株式会社)
九州 AW	九州エア・ウォーター株式会社 (現：エア・ウォーター 一西日本株式会社)
九州屋	株式会社九州屋
九州工業ガス	九州工業ガス株式会社
甲信越 AW	甲信越エア・ウォーター株式会社
産業医療ガス	エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社

略称/用語	正式名称/説明
当社グループ会社	
春雪さぶーる	春雪さぶーる株式会社（現：エア・ウォーターアグリ & フーズ株式会社及び大山ハム株式会社）
新潟液酸	新潟液酸株式会社
新日化 AW	新日化エア・ウォーター株式会社
大山ハム	大山ハム株式会社
大連タテホ	大連達泰豪化学有限公司
第 1GC	■■■■ 第 1 ガスセンター
第 2GC	■■■■ 第 2 ガスセンター
日本ヘリウム	日本ヘリウム株式会社
日本電熱	日本電熱株式会社
北海道 AW アグリ	北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社
北九州液酸	北九州液酸株式会社（現：エア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社）

略称/用語	正式名称/説明（※役職は 2025 年 9 月末時点）
当社グループ及び当社関係者	
当社グループマネジメント層	当社を含む当社グループのマネジメント層
当社マネジメント層	当社の取締役、執行役員、理事、部門長、グループ長、ユニット長、グループ執行役員等のマネジメント層
Ah 氏	Ah 氏 日本ヘリウム株式会社 取締役（当社からの出向）
Hr 氏	Hr 氏 エア・ウォーター・リアライズ株式会社 医療機器事業部 医療機器部 ■■■■
Aj 氏	Aj 氏 エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 経営管理部 ■■■■
Aw 氏	Aw 氏 エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部 経営管理部 ■■■■
Dq 氏	Dq 氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 管理本部 ■■■■
Bi 氏	Bi 氏 エア・ウォーター株式会社 執行役員 地球環境分野デジタル&インダストリーグループインダストリアルガスユニット ■■■■
CI 氏	CI 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス ウェルネ

略称/用語	正式名称/説明 (※役職は2025年9月末時点)
当社グループ及び当社関係者	
	ス分野 企画・管理部 ■■■
Y氏	Y氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 執行役員 管理本部 ■■■ (当社からの出向)
Jo氏	Jo氏 エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災事業部 東部営業部 ■■■ ■■■
Ip氏	Ip氏 エア・ウォーター西日本株式会社 産業・エネルギー事業部 ■■■ ■■■
Iq氏	Iq氏 エア・ウォーター西日本株式会社 九州支社 エレクトロニクス統括 兼 産業・エネルギー部 ■■■ 兼 ■■■ (当社からの出向)
Gn氏	Gn氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 生産技術本部 生産管理部 ■■■
Er氏	Er氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス アグリ&フーズグループ アグリユニット ■■■
Bx氏	Bx氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニットビジネスディビジョン ■■■ 兼 グローバル戦略推進本部 グローバル事業開発部
Cy氏	Cy氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境 エネルギーソリューショングループ エネルギーソリューションユニット エネルギー事業部 ■■■
Ch氏	Ch氏 エア・ウォーター株式会社 執行役員 海水技術研究所 ■■■ タテホ化学工業株式会社 取締役会長
Cn氏	Cn氏 エア・ウォーター株式会社 特任役員コンプライアンス室 ■■■
I氏	I氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 代表取締役社長
J氏	J氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 企画本部 ■■■ 業績管理部 ■■■
Ec氏	Ec氏 エア・ウォーター株式会社 常務執行役員 グローバル戦略推進本部 ■■■ 兼 グローバル推進本部 グローバル事業開発部 ■■■

略称/用語	正式名称/説明（※役職は2025年9月末時点）
当社グループ及び当社関係者	
Ei 氏	Ei 氏 退職者（故人）（元エア・ウォーター防災 常務取締役）
Eh 氏	Eh 氏 タテホ化学工業株式会社 取締役 営業本部 兼 大连达泰豪化学有限公司 董事長
Ea 氏	Ea 氏 エア・ウォーター株式会社 連結管理室
W 氏	W 氏 タテホ化学工業株式会社 執行役員 経営企画本部 兼 企画・管理部長 兼
Gi 氏	Gi 氏 元九州屋管理部
Dh 氏	Dh 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス アグリ &フーズグループ フーズユニット 兼 珪 酸系製菓機 代表取締役社長
Db 氏	Db 氏 エア・ウォーター西日本株式会社 経営企画本部 農業・食品部
Jf 氏	Jf 氏 エア・ウォーター株式会社 監査役
Jh 氏	Jh 氏 エア・ウォーター防災株式会社 役員・ 会長
Dk 氏	Dk 氏 エア・ウォーター防災株式会社役員・ 専務取締役
Ey 氏	Ey 氏 タテホ化学工業株式会社 顧問
Bc 氏	Bc 氏 元エア・ウォーター北海道株式会社 代表取締役 社長
Dc 氏	Dc 氏 エア・ウォーター株式会社執行役員 ウェルネス ヘルス&セーフティグループ 防災ユニット 兼 エ ア・ウォーター防災株式会社 代表取締役社長
Cr 氏	Cr 氏 タテホ化学工業株式会社 代表取締役社長
Ci 氏	Ci 氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 エネル ギーソリューショングループ エネルギーソリューショ ンユニット エネルギー事業部
Cu 氏	Cu 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス アグリ &フーズグループ アグリユニット 兼 株式会社九州 屋 代表取締役社長
Ic 氏	Ic 氏 退職者（元エア・ウォーター株式会社 デジタル

略称/用語	正式名称/説明 (※役職は2025年9月末時点)
当社グループ及び当社関係者	
	&インダストリーグループ エレクトロニクスユニット ■)
Hy 氏	Hy 氏 エア・ウォーター株式会社 代表取締役社長
Aa 氏	Aa 氏 エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 ■
Ja 氏	Ja 氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 取 締役 生産技術本部 ■
Iy 氏	Iy 氏 エア・ウォーター株式会社 監査室 ■
Iw 氏	Iw 氏 エア・ウォーター株式会社 監査室
Do 氏	Do 氏 退職者 (元株式会社福岡プレシア代表取締役社 長)
Gf 氏	Gf 氏 エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社 取締 役 管理本部 ■
Ge 氏	Ge 氏 退職者 (元エア・ウォーター防災)
Gg 氏	Gg 氏 エア・ウォーター株式会社 常務執行役員 エネ ルギーソリューショングループグリーンイノベーションソ リューションユニット ■ 兼 クリーンエネルギー事業推進部 ■ 兼 エア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社 代表取 締役社長
C 氏	C 氏 元 株式会社九州屋 常務
Dw 氏	Dw 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス ウェル ネス分野 企画・管理部 ■
Bk 氏	Bk 氏 エア・ウォーター防災株式 会社管理部門 経営 管理総括部 ■
Ak 氏	Ak 氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジ タル&インダストリーグループ インダストリアルガス ユニット業務・システム部 ■
Am 氏	Am 氏 エア・ウォーター株式会社 取締役 専務執行役 員 デジタル&インダストリーグループ管掌
Ap 氏	Ap 氏 エア・ウォーター防災株式 会社管理部門 経営 管理総括部 経営管理部 ■
Ej 氏	Ej 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス アグリ &フーズグループ マーケティング部 ■

略称/用語	正式名称/説明 (※役職は2025年9月末時点)
当社グループ及び当社関係者	
Eq 氏	Eq 氏 エア・ウォーター東日本株式会社 事業企画部 兼 地域新事業部 (当社からの出向)
Fj 氏	Fj 氏 エア・ウォーター株式会社 執行役員 地球環境分 野企画・管理部
Fz 氏	Fz 氏 エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 代表取 締役社長
Fv 氏	Fv 氏 エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 医療 事業部 西部営業部
Fn 氏	Fn 氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジ タル&インダストリーグループ デジタルユニットバル クガス部 兼グローバル戦略推進本部グローバル事 業開発部
Ft 氏	Ft 氏 エア・ウォーター株式会社 連結管理室 兼
Gq 氏	Gq 氏 エア・ウォーター株式会社 ウェルネス アグリ &フーズグループ
Eo 氏	Eo 氏 エア・ウォーター株式会社 取締役 副社長執行 役員 CEO 補佐 アグリ&フーズグループ管掌
Jp 氏	Jp 氏 退職者 (元エア・ウォーター・エコロッカ株式 会社 代表取締役社長)
Eu 氏	Eu 氏 株式会社プリンテック 取締役 経営管理部
Ez 氏	Ez 氏 エア・ウォーター株式会社 常務執行役員 地球 環境 デジタル&インダストリーグループ デジタルユ ニット
Ae 氏	Ae 氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境 デジタル &インダストリーグループ インダストリアルガスユニ ット ビジネスディビジョン ヘリウム特殊ガス部
Hq 氏	Hq 氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジ タル&インダストリーグループ グローバルエンジニア リングユニット北米・欧州ディビジョン
Gr 氏	Gr 氏 エア・ウォーター株式会社地球環境分野デジタ ル&インダストリーグループデジタルユニット業務・ システム部

略称/用語	正式名称/説明（※役職は2025年9月末時点）
当社グループ及び当社関係者	
O氏	O氏 エア・ウォーター・メディエイチ株式会社 SPD 事業管理本部 事業推進部
Gy氏	Gy氏 株式会社プラス 取締役
Gt氏	Gt氏 エア・ウォーター株式会社 地球環境 デジタル &インダストリーグループ インダストリアルガスユニ ット ビジネスディビジョン 産業機材部 兼 ヘリウム特殊ガス部
Fb氏	Fb氏 退職者（元プリンテック 代表取締役社長）
Ek氏	Ek氏 日本ヘリウム株式会社 代表取締役社長（当社か らの出向）兼 グローバル戦略推進本部 貿易事業推進 部
Hg氏	Hg氏 エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災 事業部 西部営業部
Hb氏	Hb氏 エア・ウォーター・プラントエンジニアリング 株式会社 経営企画部 兼 管理本部長常務取締役 兼（当社からの出向）
He氏	He氏 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 常 務取締役 営業統括本部長 兼 ガス装置営業本部長
Hd氏	Hd氏 エア・ウォーター株式会社 総合企画グループ 広報・IR 推進室
Ph氏	Ph氏 エア・ウォーター株式会社 理事監査室 室長
Fg氏	Fg氏 エア・ウォーター株式会社 代表取締役会長
Bs氏	Bs氏 エア・ウォーター・エレクトロニクス株式会社 常務
本件工場長	2016年4月頃から2020年12月当時における株式会 社福岡プレシアの
Hp氏	Hp氏 エア・ウォーター株式会社 グローバル戦略推進 本部 戦略企画室
Hs氏	Hs氏 エア・ウォーター株式会社 総合企画グループ 経営企画室
Cd氏	Cd氏 エア・ウォーター・プラントエンジニアリング 株式会社 メンテナンス事業部 技術管理部 （当社からの出向）

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
監査法人	有限責任 Cb 監査法人
当委員会	エア・ウォーター株式会社が 2025 年 10 月 9 日付で設置した特別調査委員会
当社経営改革委員会	当社が、2025 年 11 月 13 日、不適切な会計処理事案の発生を受け、経営管理体制及び内部統制の抜本的改革、再発防止等の策定等を推進するため、取締役会の諮問機関として設置した、企業ガバナンス及び内部統制に精通する法律的知見又は会計的知見を有する社外有識者、並びに取締役、監査役及び当社の幹部社員等で構成される経営改革委員会
本件重要な調査対象	日本ヘリウム、エコロッカ、AWMX、当社プラントガス部及び AW 防災の総称
本件不適切な会計処理	当委員会が認定した不適切会計処理
本調査	当委員会の調査
2024 年 TWM 調査	TWM に対する内部監査としての調査
IFRS	国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards)、国際会計基準 (IAS: International Accounting Standards) を含む総称
K 社	K 社
M 番問題	AW 防災において、2014 年頃から 2018 年頃までに発生した、「M 番」と呼ばれる見込み生産品に係る一時的な費用を管理するためのワークオーダーに関する、本来であれば期末に費用として利益から差し引くべき金額を、仕掛品残高として会計上の資産に残すことにより、費用計上を先送りしてきた問題
Ae 社	Ae 社
Ae 社売戻し取引	新日化 AW が一旦 Ae 社から Ae 社の特定の工場で製造されるオンサイトガス及び工業ガス製品の全量を購入するものの、新日化 AW が再度 Ae 社に対して売戻しをする取引
Bh 社	Bh 社 (当社顧客)
■■■■ 契約	AW 西日本及び Ao 社で締結された ■■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日付けの ■■■■ 契約

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
SPD 事業	医療機関における医療材料・医薬品等の物品物流管理事業 (Supply Processing & Distribution 事業)
Au 社	Au 社 (当社顧客)
TS 本部	AW 防災の旧テクニカルソリューション本部
VSUA	当社グループが提供する高効率小型液化酸素・窒素・アルゴン製造装置
Ca 社	Ca 社
D 社	D 社
エアコン更新工事②	AWPC において 2024 年に実施されたエアコン更新工事
エアコン更新工事③	AWPC において 2025 年に実施されたエアコン更新工事
E 社	E 社
カイロス在庫	カイロスから承継した在庫
P 社	P 社
Ac 社	Ac 社
Ad 社	Ad 社
Ag 社	Ag 社
Am 社	Am 社
センター在庫	AW メディエイチの各取引先病院の院内倉庫で保管・管理される、医療材料、医薬品等の在庫
Ap 社	Ap 社
ダイヤモンドシステム	エコロッカにおいて使用されていたダイヤモンドシステムという販売購買在庫管理システム
Ax 社	Ax 社
Bi 社	Bi 社
Bi 社	Bi 社
Bj 社	Bj 社
Bm 社	Bm 社
ヘリウム在庫	日本ヘリウムのヘリウム原材料在庫
Bo 社	Bo 社
Bx 社	Bx 社
By 社	By 社

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
Bz 社	Bz 社
環境技術センター	株式会社環境技術センター
企画・管理部	当社地球環境分野企画・管理部
旧システム	プリンテックにおいて 2021 年 2 月以前に利用していた生産管理システム
旧ミサワ社内調査	2022 年に Cd 氏が主導して旧ミサワ社内において実施された会計上の不適切処理に関する社内調査
N 社	N 社
工事進行基準	顧客との契約における履行義務を一時点ではなく、一定の期間にわたり充足し、収益を認識する方法
Q 社	Q 社
再エネ賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金
在庫管理業務	日本ヘリウムにおいて行われるヘリウム原材料の在庫管理業務
S 社	S 社
x 社	x 社
産業ガス事業部	2022 年当時の当社産業カンパニー産業ガス関連事業部
自主点検調査	自主点検チームによる調査
社外役員	社外取締役及び社外監査役
Ai 社	Ai 社
重定修	重要な定期修繕
新システム	プリンテックにおいて 2021 年 3 月以降に利用している生産管理システム
性能確認	請負契約①における最終立会検査
An 社	An 社 (N 社 ██████████ における本件 ████████ 設備等の撤去工事を行った業者)
██████ 店	九州屋グリーン・デリ・██████ 店
Ao 社	Ao 社 (当社グループ顧客)
請負契約①	産業医療ガスと By 社との間で締結された ██████████ ██████████ の製作請負契約
請負契約②	産業医療ガスと AWMX との間で締結された ██████████ ████████ 及び ██████████ の製作についての請負契約
接続工事等	性能確認を実施する前提として必要な、██████████

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
	装置と他の装置との接続工事等の付随的な工事
先行社内調査	当社が、当委員会の設置前に、社外の弁護士・公認会計士のサポートのもと、社外監査役主導で実施した社内調査
棚卸表	日本ヘリウムにおいて月次で各拠点ごとに作成されていた「原材料コンテナ棚卸表.xlsx」その他のヘリウム原材料に係る棚卸表
通常定修	毎年実施される定期修繕
電力売上不正問題	AW 防災の旧 TS () 本部において、工事進行基準を利用して、代価が確定していないにもかかわらず、実体を欠く予算を設定するとともに、仕様未確定での資機材機器製作の発注等により原価を先行計上、売上・利益を不適切に計上した問題
Ce 社	Ce 社
Bf 社	Bf 社
Bg 社	Bg 社
Bf 社	Bf 社
補助金	補助金
病院在庫	AW メディエイチの SPD センターで保管・管理される、医療材料、医薬品等の在庫
工場	株式会社ブレシアの工場
Bl 社	Bl 社
Hh 氏	Hh 氏
分割処理	AW マッハにおいて、多額の売上原価を一括して計上することを避け、費用計上の繰延べを目的として 2023 年 9 月から 2025 年 4 月にわたって分割して計上するという会計処理を行ったこと
寮等	当社人事部において管理していた 所在の 寮、 社宅第 2 棟、 社宅第 3 棟及び 寮
M 社	M 社
本 予備品	2023 年 11 月の当社のプラントガス部における、約 20,450 千円分の使用不可能な の

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
本件■■■■	当社がAW 西日本に対して、北九州液酸において使用するために売却しようとしていた■■■■
本件未処理ロス	日本ヘリウムにおいて、ヘリウム原材料に係るロス数量が意図的に過少に計上され、未計上とされたロスに係る損失処理の先送りが繰り返されてきたことにより生じていた実在性のない過大な在庫
本件利益補填	AWI が、九州 AW（現在の AW 西日本）に対し、■■■■ガスセンターの管理業務やヘリウムガスの受入管理業務を委託し、年間約 60 百万円の業務委託費を支払うことにより、九州 AW が当該ヘリウム商流から外れることにより生じる減益分の利益補填を行っていた事
本先送り提案	2024 年度上期（2024 年 9 月期）の当社プラントガス部の収益改善に関して、Ao 社との■■■■契約を■■■■■■■■■■に解約して解約一時金の支払を受けるとともに、本件 SOG 設備等の固定資産減損損失（計画値■■■■■■■■）を 2024 年度下期に計上すること。2024 年度上期の収益を当該金額分改善することができる旨の提案
本リニエンシー周知徹底プログラム	当社が、2026 年 1 月 20 日から同月 30 日にかけて、その対象を当社における 10 の部門・部署ないし室に所属する従業員及び当社グループ会社 58 社の管理職に当たる従業員に拡大して、ワークショップ形式で、参加従業員に対してこれまでに検出された不適切な会計処理の類型や当社グループが現在置かれている状況について改めて説明し、時には既にリニエンシー申請を行った役職員からその心情を語ってもらう等した上で、自身が認識している全ての不適切な会計処理についてリニエンシー申請の形で情報提供するよう要請する、リニエンシー周知徹底プログラム
本ワークショップ	当社が、AW 防災、エコロッカ、及び AW リアライズの全従業員を対象に、AW 防災については 2026 年 1 月 5 日から同月 9 日までの期間、エコロッカについては同月 8 日から同月 9 日までの期間、AW リアライズについては同月 13 日において、外部専門家と当社ないし

略称/用語	正式名称/説明
報告事項関連	
	<p>当社グループ会社の役職員が協働する形で、複数の従業員が同時に参加し、参加従業員に対して不適切な会計処理に該当する可能性のある事象や、当社グループが現在置かれている状況について改めて説明したうえで、自身が認識している全ての不適切な会計処理（該当性の判断がつかず可能性の認識に止まるものも含む。）について情報提供するよう要請する形で実施されたワークショップ</p>
Bv 社	Bv 社

第1章 調査の概要

第1 本報告書の提出に至った経緯等

1 当委員会の設置

エア・ウォーター株式会社（以下「当社」という。）は、2025年7月、連結子会社である日本ヘリウム株式会社（以下「日本ヘリウム」という。）で在庫を巡る不適切な会計処理（損失の先送り）を自主点検で発見した。その後、社内調査を進める中で2025年9月、同じく連結子会社であるエア・ウォーター・エコロッカ株式会社（以下「エコロッカ」という。）、エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社（以下「AWMX」という。）、及び当社プラントガス部でも在庫や貯蔵品等で不適切な会計処理（損失の先送り）を発見し、会計監査人による監査の実施過程でもこれらの会計処理に対し指摘を受けた。

こうした状況を受け、当社は、社外の弁護士・公認会計士のサポートのもと、社外監査役主導の社内調査（以下「先行社内調査」という。）を進めてきたが、前記4案件において当社役職員の関与について可能性が生じるとともに、同様の事象が当社並びに他の連結子会社にて発生していないか、さらに十分な調査が必要となった。

以上に鑑み、当社は、より広範かつ深度のある調査が必要と判断し、そのためにはこれまでの社外監査役主導の調査体制ではなく、独立性及び客観性を確保した調査を行うことが適切であると考え、2025年10月9日、外部専門家で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを決定した。

2 当委員会設置後の当社の体制の変更等

(1) 経営改革委員会の設置

当社は、2025年11月13日、前記の不適切な会計処理事案の発生を受け、経営管理体制及び内部統制の抜本的改革、再発防止等の策定等を推進するため、取締役会の諮問機関として、企業ガバナンス及び内部統制に精通する法律的知見又は会計的知見を有する社外有識者、並びに取締役、監査役及び当社の幹部社員等で構成される経営改革委員会（以下「当社経営改革委員会」という。）の設置を決定した。

当委員会が実施した調査（以下「本調査」という。）は、当社経営改革委員会とは独立して実施したものであるが、当社経営改革委員会の構成員である当社の取締役、監査役及び社外有識者との間では、当社グループ（当社、並びに当社の子会社、及び関連会社の全てを含む企業集団全体を意味するものとし、以下、同じとする。また、当社グループに属する当社以外の会社を総称して又は個別に「当社グループ会社」という。）の内部統制の問題点及び再発防止策の策定について、必要な範囲で意見交換を行った。

(2) Fg氏の代表取締役及び取締役の辞任

当社の代表取締役会長 CEO であった Fg 氏（以下「Fg 氏」という。）は、本調査の調査期間中である 2025 年 12 月 3 日、新たな体制で当社グループにおける不適切な会計処理に関する調査の完了を目指すためとして、当社の代表取締役会長及び取締役を辞任し、同日、当社の取締役でない相談役に就任した。これを受けて、当社の代表取締役社長 COO であった Hy 氏（以下「Hy 氏」という。）が、当社の代表取締役社長 CEO 兼 COO に就任した。

3 現時点で報告書を提出するとの判断に至った理由

本報告書は、後記第2以下で述べるとおり、当委員会が当社より委嘱を受けて実施した本調査につき、2026年1月30日までに当委員会が把握することができた不適切

な会計処理の疑いについて、同年2月9日までに実施することができた調査の結果を報告するものである。なお、後記第8・4で述べるとおり、2026年2月9日までに当委員会が調査を完遂することができなかつた未了事項が本報告書の提出日時点においても存在するため、当委員会は、当社の了承を得て、本報告書の提出後も引き続き当該未了事項の調査を継続することとしている。したがって、本報告書は、本調査に関するいわゆる最終報告書ではなく、当委員会は、前記未了事項に関する調査を完了した時点で最終報告書を提出する予定である。

当委員会が当社より委嘱を受けた本調査の目的は後記第2のとおりであるところ、当委員会は、当初、2026年1月末までを目途に、全ての調査を完了した上で原因究明と再発防止策の提言を行うべく調査を進めてきた。しかるに、後記第8で述べるとおり、本調査特有の事情により調査の円滑な進行に支障が生じたり、調査期間の終盤になって当委員会が本調査の対象とすべき重要性の認められる事案が検出される等したことから、2026年1月末までに本調査を完了することが不可能な事態となった。当委員会としては、調査途中において報告書を出すことがステークホルダーへの誤ったメッセージとなったり、未了事項に係る事実関係を判断の基礎とせず策定する再発防止策が実効性のあるものとならず、当社の変革をむしろ阻害してしまう等の悪影響が生じる可能性を考慮し、調査が完了していない時点で経過報告的な報告書を提出するのではなく、調査期間を延長した上で、全ての調査を完了した時点で未了事項のない調査報告書を提出するという選択肢についても慎重に検討した。この点、当委員会としては、当委員会の組成から約4か月間にわたり本調査を実施したことにより、後記第8・4記載の調査上の限界及び未了事項が残った状態ではあるものの、当委員会が認定した不適切な会計処理¹（以下「本件不適切な会計処理」という。）については、会計上の影響額を含めてその概要を明らかにすることができたと考えており、2026年2月9日までに明らかにすることができた事実関係に基づき、一定の原因究明と再発防止策の提言も可能であると判断した。そして、本件不適切な会計処理に係る事案の内容に鑑み、これまでに明らかにすることができた事案の概要の開示を適時に行うとともに、可及的速やかに再発防止策の提言を行い、当社による再発防止策の策定と推進に一定の指針を提供することが、当社のステークホルダーの利益に合うとの結論に至り、本報告書を提出するものである。

第2 調査の目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- ① 事実関係の調査
- ② 類似事象の有無の調査
- ③ 影響額の算定
- ④ 原因究明と再発防止策の提言
- ⑤ その他、当委員会が必要と認めた事項

なお、先行社内調査において、日本ヘリウム、エコロッカ、AWMX及び当社プラントガス部における不適切な会計処理の他にも、当社グループの他の会社において不適切な会計処理が行われている可能性が検出されていた。本件不適切な会計処理の内容は、後記第3章に記載のとおりであるが、本調査を進める過程において、エア・ウ

¹ 一般的に、不適切な会計処理には、財務諸表の意図的な虚偽表示を意味する「不正」と、不正の意図によらない会計上の「誤謬」が含まれるところ、当委員会は、主として意図的な不正行為の疑いについて調査を行ったものであるが、本件不適切な会計処理には、一部誤謬によるものも含まれている。

オーター防災株式会社（以下「AW 防災」という。）で、仕掛品の過大計上、売上の期間帰属・実在性の問題及び原価付替による利益操作等の重大な不適切会計処理の可能性が検出されたことから、日本ヘリウム、エコロッカ、AWMX 及び当社プラントガス部に加えて、AW 防災を重要な調査対象に追加した（以下、日本ヘリウム、エコロッカ、AWMX、当社プラントガス部及びAW 防災を総称して「本件重要な調査対象」という。）。

その他の当社グループ会社については、後記第6記載のデジタル・フォレンジック調査、アンケート調査、及びホットラインへの情報提供により端緒が検出された具体的な事案について本調査の対象とした。

第3 当委員会の調査体制

1 当委員会の構成

当委員会は委員長及び委員2名（計3名）により構成される。

委員長及び各委員は、当社との間に利害関係のない外部専門家である。

委員長	小原 正敏（弁護士 きっかわ法律事務所 パートナー、元大阪弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長）
委員	中森 亙（弁護士 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー）
委員	本多 守（公認会計士 PwC リスクアドバイザーリー合同会社 パートナー）

2 調査補助者の選任

調査の十分性を確保するため、当委員会は以下の外部専門家を調査補助者として選任した。

きっかわ法律事務所

森 拓也（弁護士）

神原 浩（同上）

畑井 雅史（同上）

井上 大成（同上）

和田 直道（同上）

清川 祐光（同上）

弁護士法人北浜法律事務所

原 吉宏（弁護士）

中嶋 陸則（同上）

谷 明典（同上）

藤田 俊輔（同上）

加藤 駿征（同上）

山口 正貴（同上）

小松原 崇史（同上）

佐々木 隼（同上）

青山 和真（同上）

川上 幸星（同上）

吉谷 心太郎（同上）

谷口 尚暉（同上）

谷口 遼（同上）

大石 純矢（同上）

下岡 隼（同上）

福田 弘貴（同上）

稲田 珠青（同上）

小島 凜（同上）

門脇 優介（同上）

竹井 一将（同上）

上古殿 康平（同上）

藤倉 真美（同上）

松崎 悠（同上）

酒井 悠（同上）

鈴木 充津彦（同上）

PwC リスクアドバイザー合同会社（日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームを含む。）

池田 雄一
小坂 洋平（公認会計士）
迫田 宜生
小澤 茂樹（公認会計士）
田島 靖大（同上）
加地 敬（同上）
植田 壮一（同上）
上野 洋明（同上）
大塚 晃（同上）
清水 直樹（同上）
吉田 基彦（米国公認会計士）

下田 玲子
荒木 宏太
田村 聡
大沼 優希（公認会計士）
友清 佳奈（同上）
山上 雄也（同上）
臼井 美紗
金子 暁
幸田 拓実（公認会計士）
田井 裕之（同上）
日置 海（米国公認会計士）
他 56 名

3 事務局の選任

当委員会は、本件不適切な会計処理に関連する業務フローへの直接の関与がない当社グループの役職員を事務局員として選任し、当該事務局員をもって当委員会のための事務局とし、当委員会からの要請に従い資料提出の要求やヒアリングの調整依頼等を行わせた。なお、当委員会は事務局との間においても情報隔壁を設置し、当委員会内部における調査状況、検討資料等の秘匿性を確保する措置を講じた。

第4 調査期間

当委員会は、2025年10月9日に設置後、2026年1月30日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いについて、2026年2月9日までに実施することができた調査結果のとりまとめを行った。なお、前記第1・3で述べたとおり、当委員会は、本報告書の提出後も引き続き未了事項の調査を継続することとしている。

当該調査実施期間中、合計16回の委員会を開催した。

第5 調査対象期間

当委員会は、2021年3月期から2026年3月期の中間会計期間である2025年9月末（ただし、2021年3月期の有価証券報告書に記載されている比較対象年度である2020年3月期を含む。）までを対象期間とした。

なお、前記対象期間にかかわらず、ヒアリング及びデジタル・フォレンジック調査等による事実関係の確認について必要な範囲で遡って実施することとした。また、関係資料の調査及びデジタル・フォレンジック調査等において、必要な範囲で2025年10月以降の期間も対象に加えている。

第6 本調査の手続の概要

本調査の手続の概要は、以下のとおりである。

1 関係資料の調査

当委員会は、会計帳簿、各議事録、各稟議書、社内規程その他関連する資料を閲覧、分析及び検討した。

2 関係者に対するヒアリング

当委員会が実施したヒアリングの対象者は、下表及び別紙1「ヒアリング対象者一覧」のとおりであり、当社、当社グループ会社及び外部関係者計236名に対し、合計367回のヒアリングを実施した。本件重要な調査対象にかかるヒアリング対象者のうち当社及び当社グループ会社の役職員は以下のとおりである。

なお、関係者の役職は2025年9月末時点のものである。

当社 関係者		実施回数
Fg氏	エア・ウォーター株式会社 代表取締役会長	2
Hy氏	エア・ウォーター株式会社 代表取締役社長	2
Eo氏	エア・ウォーター株式会社 取締役 副社長執行役員 CEO 補佐 アグリ&フーズグループ管掌	2
Fh氏	エア・ウォーター株式会社 理事 監査室	4

当社 関係者		実施回数
Am 氏	エア・ウォーター株式会社 取締役 専務執行役員 デジタル&インダストリーグループ管掌	1
Ea 氏	エア・ウォーター株式会社 連結管理室 [REDACTED]	2
Bq 氏	エア・ウォーター株式会社 連結管理室 [REDACTED]	1
Dw 氏	エア・ウォーター株式会社 ウェルネス ウェルネス分野 企画・管理部 [REDACTED]	1
De 氏	エア・ウォーター株式会社 執行役員 ウェルネス ヘルス&セーフティグループ 防災ユニット [REDACTED] 兼 エア・ウォーター防災株式会社 代表取締役社長	1
Cn 氏	エア・ウォーター株式会社 特任役員 コンプライアンス室 [REDACTED]	1
Bi 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット [REDACTED]	1
Fj 氏	エア・ウォーター株式会社 理事 地球環境分野 企画・管理部 [REDACTED]	1
Ae 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット ビジネスディビジョン ヘリウム特殊ガス部 [REDACTED] 兼 グローバル戦略推進本部 グローバル事業開発部 [REDACTED]	1
Ak 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット 業務・システム部 [REDACTED]	1
Gr 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット 業務・システム部 [REDACTED]	1
Hq 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ グローバルエンジニアリングユニット 北米・欧州ディビジョン [REDACTED] 兼 グローバル戦略推進本部 グローバル事業開発部	2
Fn 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット パルクガス部	1

当社 関係者		実施回数
Bx 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット ビジネスディビジョン ■■■ 兼 グローバル戦略推進本部 グローバル事業開発部	1
Ie 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット ビジネスディビジョン プラントガス部	1
Fw 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ インダストリアルガスユニット ビジネスディビジョン プラントガス部 兼 グローバル戦略推進本部 グローバル事業推進部 ■■■■	1
As 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット バルクガス部	2
Jq 氏	エア・ウォーター株式会社 地球環境分野 企画・管理部 担当部長 兼 地球環境 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット 業務・システム部	1
L 氏	エア・ウォーター株式会社 常務執行役員 エネルギーソリューショングループ エネルギーソリューションユニット ■■■■	2
Ie 氏	■■■■元エア・ウォーター株式会社 常務執行役員 地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ エレクトロニクスユニット ■■■■	3
その他 73 名		139

当社グループ会社 関係者		実施回数
Ek 氏	日本ヘリウム株式会社 代表取締役社長 ■■■■	1
Aj 氏	エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 経営管理部 ■■■ ■■■ (当社からの出向)	2
Fz 氏	エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 代表取締役社長	7
Iz 氏	エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 経営管理部	1
Jp 氏	■■■■元エア・ウォーター・エコロッカ株式会社 代表取締役社長 ■■■■	3
I 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 代表取締役	1

当社グループ会社 関係者		実施回数
Ja 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 取締役 生産技術本部	1
Y 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 執行役員 管理本部 (当社からの出向)	1
Bj 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 管理本部 管理部	1
Bm 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 執行役員 デリバリーシステム&サービス本部 (当社からの出向)	1
Dn 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 執行役員 企画本部 兼 コンプライアンス室 (当社からの出向)	1
J 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 企画本部 兼 業績管理部 (当社からの出向)	1
Gn 氏	エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 生産技術本部	1
Jh 氏	エア・ウォーター防災株式会社 役員・会長	3
DA 氏	エア・ウォーター防災株式会社 役員 専務取締役	2
Hl 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部	1
Bl 氏	エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部	6
Cq 氏	エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部 経営管理部	1
Bw 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 医療事業部	2
Fv 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 医療事業部 西部営業部	1
Cp 氏	エア・ウォーター防災株式会社 出向グローバルワイドインターナショナル	1
Ap 氏	エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部 経営管理部	2
Aw 氏	エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部 経営管理部	2

当社グループ会社 関係者		実施回数
Iv 氏	エア・ウォーター防災株式会社 調達・生産部門 調達総括部 ■■■■■	1
Bn 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災事業部 ■■■■■	1
Hg 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災事業部 西部営業部 ■■■■■	2
Ij 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 ■■■■■	2
Aa 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 ■■■■■	2
Jo 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災事業部 東部営業部 ■■■■■	1
Af 氏	エア・ウォーター防災株式会社 調達・生産部門 生産総括部 生産管理部 ■■■■■	1
F 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 医療事業部 ラドセーフ技術部 ■■■■■	1
Ct 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 計画部	1
Fo 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 営業部	1
Fl 氏	エア・ウォーター防災株式会社 開発・技術部門 プラント総括部 営業部	1
Ia 氏	エア・ウォーター防災株式会社 営業部門 防災事業部 舶用部 ■■■■■	1
Bf 氏	エア・ウォーター防災株式会社 管理部門 経営管理総括部 ■■■■■	1
B 氏	エア・ウォーター防災株式会社 役員・■■■■■ ■■■■■	1
Gc 氏	■■■■■元エア・ウォーター防災株式会社 ■■■■■	1
Ep 氏	エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社 メンテナンス事業部 技術管理部	1

対象者	(当社) 現に取締役、監査役、ユニット長、部門長、組織長及び管理部門(経営戦略・経営管理・ガバナンス・内部統制)/グローバル戦略推進本部/企画・管理部の従業員である者並びに2019年4月以降にこれらの立場にあった者 (当社グループ会社(有価証券報告書の「関係会社の状況」において記載している重要子会社))代表及び管理部門責任者
回答者数	500名
回答率	100%
実施方法	MS Formsによるオンラインアンケート
設問内容	不適切な会計処理の類型に応じた関与及び認識の有無、不適切な会計処理の原因・背景事情
記名/無記名	記名式

寄せられた回答のうち、不適切な会計処理の実施及び認識に関しては、必要に応じ関係書類の調査や関係者へのヒアリング等を実施した。

なお、不適切な会計処理の背景事情について回答内容を類型化して整理したところ、「企業文化・風土・倫理観の問題」、「企業トップの指示・プレッシャー」、「内部統制・監査体制の不備」、「知識不足・人材育成の必要性」、「組織拡大によるグループ経営の課題」といった回答が複数見られた。

5 ホットラインの設置

当委員会は、不適切な会計処理や類似事象に関する幅広い情報収集を目的とし、当社グループの全ての役員及び従業員を対象として、2025年10月27日から同年11月30日までの期間、当委員会の委員が所属する法律事務所を宛先としてメールにより情報の提供を求める窓口(ホットライン)を設置し、周知した。2025年11月30日までに当委員会のホットラインに提供された情報は15件であったが、後記第7のとおり、当社による社内リニエンシー制度の導入と本ワークショップ(後記第7・2で定義する。以下、同じとする。)の実施、並びに本リニエンシー周知徹底プログラム(後記第7・3で定義する。以下、同じとする。)の実施により、2026年2月6日までにホットライン又は当社に対してなされた情報提供の件数は898件まで飛躍的に増加した。

当委員会は、当委員会のホットラインに提供された情報及び当社へのリニエンシー申請により提供された情報に基づき、必要に応じて、関係資料の調査、情報提供者や関係者へのヒアリング等のフォローアップを実施した。もともと、情報提供の多くは、当委員会による本調査の終盤において、後記第7で述べる当社の社内リニエンシー制度の延期と本ワークショップ及び本リニエンシー周知徹底プログラムの実施を受けてなされたものであり、時間的制約のある中、当委員会がその全てを本調査及び本調査報告書の対象とすることは不可能であった。

6 外部弁護士及び公認会計士による調査の利用

当委員会は、当委員会の設置後速やかに、当社より先行社内調査の結果の共有を受け、その内容について検証した上で、本調査の基礎として利用した。なお、先行社内調査の一環として、外部調査機関が、日本ヘリウムにおける在庫の過大計上について

調査を実施していたところ、当委員会は、2025年10月16日に当該調査に係る調査報告書の共有を受けた。

当社は、前記の外部調査機関とは別の外部専門家の支援を受けて自主点検チームを組成し、当委員会による調査と並行して不適切な会計処理に関する調査（以下「自主点検調査」という。）を実施した。また、当委員会は、デジタル・フォレンジック調査で検出されたデータ、アンケート調査の回答、ホットラインに提供された情報等を踏まえ、類似の不適切な会計処理の有無を確認するに際し、当社に対してその一部を自主点検調査として実施することを依頼した。

当委員会は、前記の自主点検調査の結果について適宜共有を受け、その内容について検証した上で、本調査の基礎として利用するとともに、検出された不適切な会計処理が疑われる事案のうち、当社の取締役、執行役員、理事、部門長、グループ長、ユニット長、グループ執行役員等のマネジメント層（以下「当社マネジメント層」という。）及び当社を含む当社グループのマネジメント層（以下「当社グループマネジメント層」という。）の関与が疑われる等の質的重要性が認められる事案、及び金額的重要性が認められる事案について、本調査の対象とした。

第7 当社による社内リニエンシー制度の導入、ワークショップの実施、及びリニエンシー周知徹底プログラムの実施

1 社内リニエンシー制度の導入

当社は、前記第1・2記載のFg氏の辞任の直後である2025年12月3日、当社グループの従業員が当委員会に対し積極的に事実関係を明らかにすることを促進すべく、取締役会において、当社グループの従業員（当社グループ会社の役員を含み、当社の役員、執行役員、理事及びグループ執行役員は除く。）を対象とし、適用期間を2025年12月15日までとして社内リニエンシー制度（調査協力による社内処分減免制度）の導入を決定し、周知した。その後、当社は、当社グループ全体を対象に、社内リニエンシー制度の期間を2026年1月7日まで延期した。

2 ワークショップ及びアンケートの実施

当社が社内リニエンシー制度を導入した後、AW防災、エコロッカ、エア・ウォーター・メディエイチ株式会社（以下「AWメディエイチ」という。）、及びエア・ウォーター・リンク株式会社（以下「AWリンク」という。）において、新たな不適切な会計処理の疑いが相次いで発覚するに至ったことから、当社は、当該4社を対象に、社内リニエンシー制度の適用期間を2026年1月13日まで延期した。また、エア・ウォーター・リアライズ株式会社（以下「AWリアライズ」という。）においても新たな不適切な会計処理の疑いが発覚するに至ったことから、当社は、同社を対象に、適用期間を2026年1月13日から同月14日までとして社内リニエンシー制度を適用し、社内調査を実施した。そのうえで、当社は、AW防災、エコロッカ、及びAWリアライズの全従業員を対象に、AW防災については2026年1月5日から同月9日までの期間、エコロッカについては同月8日から同月9日までの期間、AWリアライズについては同月13日において、外部専門家と当社ないし当社グループ会社の役職員が協働する形で、複数の従業員が同時に参加するワークショップを実施し、参加従業員に対して不適切な会計処理に該当する可能性のある事象や、当社グループが現在置かれている状況について改めて説明したうえで、自身が認識している全ての不適切な会計処理（該当性の判断がつかず可能性の認識に止まるものも含む。）について情報提供するよう要請した（以下「本ワークショップ」という。）。

さらに、当社は、当社グループの複数の会社において、売上に関連する不適切な会計処理が検出されたことを受けて、2026年1月7日から同月13日までの期間、当社デジタルユニット、インダストリアルガスユニット、ガスプロダクツユニット、エネルギーソリューションユニット、及びメディカルプロダクツユニット、並びにエア・ウォーター東日本株式会社（以下「AW 東日本」という。）、エア・ウォーター西日本株式会社（以下「AW 西日本」という。）、エア・ウォーター産業・医療ガス株式会社（以下「産業医療ガス」という。）、AWMX、及びAW 防災に対し、不適切な二重商流の有無に関するアンケートを実施し、当該アンケートの回答も社内リネンシー制度の対象とすることとした。

当社による社内リネンシー制度の導入後、本ワークショップ及び前記アンケートを経た結果、当社に対しては、2026年1月14日までに、各社の役職員より、合計392件のリネンシー申請による情報提供がなされた。

3 リネンシー周知徹底プログラムの実施

当社は、当社グループにおいて後記第8・2で述べる調査妨害行為が発生したことや、調査期間の終盤において新たな不正事案が発覚したこと、本ワークショップにより従業員より想定を上回る件数のリネンシー申請がなされたこと等を受けて、当社グループにおいていまだ発覚していない重要な不適切な会計処理が存在するリスクを可能な限り低減するべく、2026年1月20日から同月30日にかけて、その対象を当社の連結管理室、内部監査室、及び経営企画室に所属する全ての従業員、当社のその他のコーポレート部門及び全てのユニットに所属する管理職に当たる従業員、並びに当社グループ会社58社の管理職に当たる従業員に拡大して、ワークショップ形式で、参加従業員に対してこれまでに検出された不適切な会計処理の類型や当社グループが現在置かれている状況について改めて説明し、時には既にリネンシー申請を行った役職員からその心情を語ってもらう等したうえで、自身が認識している全ての不適切な会計処理についてリネンシー申請の形で情報提供するよう要請する、リネンシー周知徹底プログラム（以下「本リネンシー周知徹底プログラム」という。）を実施した。

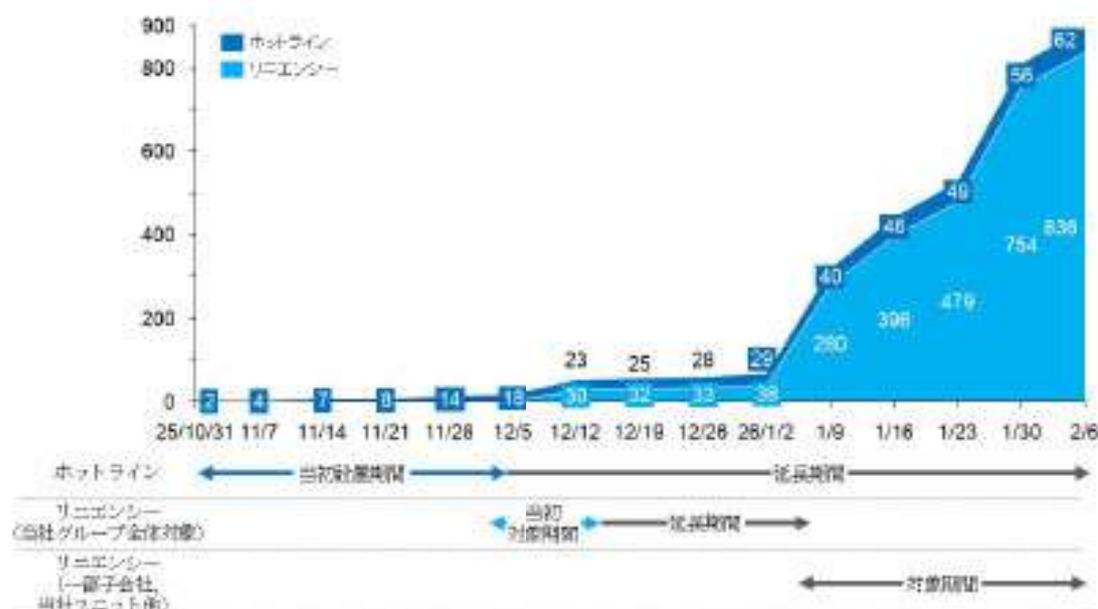
また、当社は、2026年2月1日以降においても、日程の都合等で当初のプログラムに参加できなかった従業員がいた場合や、当初のプログラムの実施状況を踏まえて実効性の観点から再実施が望ましいと判断した場合にプログラムを追加実施した他、当初のプログラムの実施を受けてなされたリネンシー申請の内容を踏まえて、原価付替等の特定の不適切な会計処理の疑いに内容を限定してプログラムを追加実施する、対象とする当社グループ会社を拡大してプログラムを追加実施する等、本リネンシー周知徹底プログラムに係る取組みを継続した。

結果として、本ワークショップ及び本リネンシー周知徹底プログラムの対象並びに調査対象期間における社内リネンシー制度の対象は別紙3のとおりとなった。

以上の結果、当社グループの従業員より、合計836件（2026年2月6日時点）のリネンシー申請がなされるに至った。

当委員会がホットラインで受け付けた情報提供の件数及び当社に対してなされたリネンシー申請の件数を合計の推移は以下のとおりであり、情報提供の件数は2025年12月末から2026年1月にかけて大幅に増加したものである。

ホットライン・リニエンシー累計入電数（件）²（2026年2月6日時点）



なお、当社は、今後、当委員会による本調査及び自主点検調査の結果を踏まえた再発防止策の一環として、その対象を当社グループの全従業員に順次拡大し、従業員教育をより重視する形で、本リニエンシー周知徹底プログラムを発展させた施策に取り組む予定とのことである。

第8 本調査に係る留意事項

1 2024年に発覚した海外子会社における不適切な会計処理の調査結果について
 2024年4月、当社の子会社でマレーシア法人である Taylor-Wharton Malaysia Sdn. Bhd.（以下「TWM」という。）の従業員から、在庫の過大計上等の不適切な会計処理の疑いについて内部通報がなされたことに端を発し、当社は、外部調査機関を起用して、TWMに対する内部監査としての調査（以下「2024年 TWM 調査」という。）を実施した。当該調査の結果、TWMにおいては、約16億30百万円の在庫の過大計上等と、約3億円の売掛金が回収不能であることが確認された。当社は、かかる調査結果を受けて、2025年3月の取締役会において、約19億30百万円の損失を計上すること、及びTWMへの内部統制室の設置、在庫管理の見直し等の再発防止策を講じることを承認決議した。

当委員会は、当社より、2024年 TWM 調査に関連する資料の提供を受けたが、当該調査の手続の適正性や内容の妥当性についての検証は行っていない。また、当委員会は、2024年 TWM 調査において調査の対象となった在庫の過大計上等の不適切な会計処理については、本調査の対象としていない。

² 累計入電数はホットラインとリニエンシーの総数を指す。なお、1件の連絡で複数件の事案について触れている入電や複数名連名でのリニエンシーの提出は1件とカウントし、複数回にわたって同連絡先から連絡があったものはそれぞれの連絡を1件とカウントしている。

2 本調査特有の事情により、調査の円滑な進行に支障が生じたこと

(1) 当社グループの役職員による本調査に対する消極的な姿勢と調査妨害行為

本調査の過程においては、ヒアリング対象者による供述と後続の調査結果に不整合が生じる例が相当数発生した。具体的には、アンケート調査や当初のヒアリング（当委員会が実施したもの他、先行社内調査において実施されたもの及び自主点検調査として実施されたものを含む。）において示された事実と異なる事実が、その後のデジタル・フォレンジック調査によって判明したり、当社が前記第7で述べた社内リネンシー制度を導入した後に初めてリネンシー申請を通じて情報提供がなされたりする事例が複数発生した。

また、当委員会が本調査の過程において接した当社の役職員の一部には、当委員会、自主点検チームの外部専門家、監査法人等から聞かれた以上のことは話さない、客観資料を示されるまで具体的な説明を行わない等といった、本調査に対する消極的な姿勢が見られ、特に、AW 防災の歴代の役員や、エコロッカの役員等、問題となっている不適切な会計処理の渦中にいるはずの人物が、本調査の開始当初から十分な説明を行わなかったことが、本調査の円滑な進行に支障を生じさせた。当委員会としては、当社が、全社的な社内リネンシー制度まで導入したにもかかわらず、AW 防災やエコロッカをはじめとする一部の当社グループ会社から、不適切な会計処理について速やかな情報提供がなされなかった原因として、これらの会社の経営幹部が十分な情報開示をしなかった影響が非常に大きいと考える。すなわち、各社の経営幹部のもとで、不適切な会計処理に関わった従業員が少なからず存在するところ、当該従業員らとしては、当該不適切な会計処理がまだ明るみに出ていない状況で当委員会に情報提供をすると、後に経営幹部や不適切な会計処理に関与した同僚から報復措置を受ける等の不利益を受けることを懸念したとも推測されるし、後述する会計リテラシーの低さ等の企業風土の問題とあいまって、責任者であるはずの経営幹部が口をつぐんでいる状況で、当社の危機的状況に対して当事者意識を持って、情報提供の口火を切るまでのモチベーションを持つには至らなかったことも考えられる。

さらに、本調査の過程においては、2025年12月、当社グループの従業員が、過去の業務プロセスにおいて、売上計上を前倒しするために引渡証明書を偽造したり、売掛債権の付替を行うために注文書を偽造する等、書類の偽造を行っていた事案が複数判明し、当社グループより当委員会に対して提出された証憑類の真実性に疑義が生じる事態となった。

加えて、本調査が開始した後において、以下のとおり、当社グループの従業員による調査妨害というべき行為が行われていたことが、2025年12月になって判明した。

① AW 防災の経営管理統括部は、過去の基幹システムの在庫データと監査法人に提出していた在庫データの差額を整合させるため、IT 担当者に指示して、基幹システムの在庫データを改ざんした。

② AW 防災の及び営業担当者は、2025年9月に製品が未出荷であったにもかかわらず、当該製品を預り在庫扱いとして未出荷のまま売上を計上していたところ、辻褄を合わせるため、取引先に依頼して預り確認書を取得したうえで監査法人に提出した。

③ AW 防災の前記営業担当者は、監査法人に対して、過去の売上債権について入金付替えを行っていた事実を説明せず、偽造した注文書を提出した。

④ AW メディエイチの担当者は、棚卸資産滞留評価損の計上を回避する観点から、在庫データを操作し、実際の保管場所と異なる滞留評価対象外の保管区分に振り替えた。

⑤ 当社の元監査室■やAW防災の役職員らは、当委員会が同人らに対し、当委員会が実施したヒアリングの内容について第三者に口外しないよう要請していたにもかかわらず、2025年10月から12月にかけて、それぞれが受けたヒアリングの内容や自身が当委員会に対して話した内容を共有した。

このような調査妨害行為は、当該妨害行為がなされた事象についての調査の進行に大きな支障を生じさせ、真実解明を困難たらしめたのみならず、当社における内部統制の脆弱さと隠蔽行為の蔓延を疑わせるものとして、当社グループから提供される情報の信用性を棄損させることとなった。

(2) 調査期間の終盤において新たな不正事案が発覚し、さらに当社によるワークショップの実施を受けて想定を上回る件数の情報提供がなされたこと

本調査の調査期間の終盤である2025年12月から2026年1月にかけて、AW防災におけるプラント事業売上不正及び原価付替による利益操作、エコロックにおける売上計上に係る不適切な会計処理、AWメディエイチにおけるセンター不動産庫の病院在庫への付替による在庫評価損失回避等の重要な事案が、立て続けに発覚した。これに加えて、前記(1)のとおり、当社グループから提供される情報の信用性に強い疑義が呈される状況では、当委員会としても、当社グループにおいては本件不適切な会計処理の他には、当委員会が本調査の対象とすべき質的重要性又は金額的重要性が認められる事案は残されていないとの心証を得ることが困難という他ない状況であった。

当社は、このような情報の信用性に関する疑義を払拭するべく、前記第7で述べた本ワークショップ及び本リニエンシー周知徹底プログラムを実施し、従業員に対して不適切な会計処理について認識している全ての情報を提供するよう要請した。その結果、前記第7で述べたとおり、当社グループの従業員から想定を上回る件数のリニエンシー申請がなされるに至った。

3 本調査の制約等に伴う留意事項

当委員会による調査及びその結果には、次のとおり限定及び限界がある。

(1) 任意調査の限界

当委員会の調査に強制力はなく、事実関係の調査には自ずと限界があり、過去の事実関係の全てを網羅したものでもない。

(2) 提供された情報の信用性に関する限界

当委員会の行った事実認定は当社グループの役職員の任意の供述や当社グループから提出を受けた資料に依拠せざるを得ないところ、その性質上、以下に掲げる前提に服する。

① 当委員会が当社グループ及びヒアリング対象者から提出を受けた資料は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること。

② 当委員会が当社グループ及びヒアリング対象者から提出を受けた情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと。

③ 当委員会が、文書・データの一部のみの開示を受けたものである場合において、このような一部の文書・データは、当該文書・データ全体の内容を適切に反映しており、当該文書・データ全体についての誤解を生じさせるものではないこと。

④ 当社グループ及びヒアリング対象者が、本報告書に明示的に記載された事項を除き、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと。

前記の前提にもかかわらず、前記2で述べたとおり、当社グループの役職員が当委員会に対して虚偽又は不正確な説明を行う、不適切行為に係る真実を全て話さない、さらには、不適切行為の事実を隠すために事後的に書類を作成/偽造する、データを改ざんする、ヒアリング対象者間で情報共有を行う等の行為が行われており、これらの調査妨害行為が発覚した2025年12月時点においては、当委員会が事実認定の基礎とした供述の信用性や資料の真正性に対する懸念が払拭できず、当社グループにおいては本件不適切会計処理の他には、当委員会が本調査の対象とすべき質的重要性又は金額的重要性が認められる事案は残されていないとの心証を得ることが困難という他ない状況であった。

また、後記第3章で詳述するとおり、当社グループにおいては不適切な会計処理が事業セグメントを横断して複数の会社に広がっているといわざるを得ない状況であり、後記第4章で詳述するとおり、内部統制の脆弱さと会計リテラシーの低さ等の企業風土の問題は当社グループ全体に当てはまると考えられる。

他方で、当社が、2025年12月から2026年1月にかけて社内リニエンシー制度の適用を延長・拡大したこと、本ワークショップを実施したこと、本リニエンシー周知徹底プログラムを実施したことにより、従業員からのリニエンシー申請による情報提供が大幅に増加したことは、これらの施策の効果を実証するものであり、当社グループより提供された情報の信用性を担保するものとして一定の評価が可能と考える。また、本リニエンシー周知徹底プログラムの実施後に従業員から提出されたリニエンシー申請の中には、当委員会も当社の社内調査チームも把握していなかった事案が相当数あったことからすると、それまで声を上げることができていなかった従業員からも情報提供がなされたという点で、一定の効果があったものと認められる。なお、当委員会としては、今後継続する調査において、前記のリニエンシー申請の内容について精査することも必要と考えている。その際には、本リニエンシー周知徹底プログラムの実施対象とする会社及び役職員の選定は適切であったか、プログラムに参加する役職員の心理的安全性は十分に確保されていたか等について検証することが考えられる。

以上を踏まえると、当委員会としては、本報告書の提出時点において、本件不適切な会計処理の他に当委員会が本調査の対象とすべき質的重要性又は金額的重要性が認められる事案があることを強く疑うまでの心証を有しているものではないものの、前記の供述の信用性や資料の真正性に対する懸念を完全に払拭したとまではいい切れないと考えている。

(3) 時間的制約

本調査は、前記第4の調査期間における限られた時間の中で行われたものであるが、前記2で述べたとおり、当委員会が調査を進めるにつれて、当社及び当社グループ会社における不適切な会計処理事案が次々と発覚した。特に、AW防災における売上の間接帰属・実在性の問題及び原価付替による利益操作、エコロッカにおける売上計上に係る会計処理、AWメディアエイチにおける[]による在庫評価損失回避等の重要な事案が2025年12月末から2026年1月にかけて発覚する等、調査期間の終盤になっても新たな不正事案が継続して発覚したことが、当委員会が設置された当初想定していた調査スケジュールが大幅に後ろにずれ込

む事態を招いた。これらの当社グループ会社の関係者、特に、各社の経営幹部が、当委員会による本調査の開始後速やかに、自らが知り得た不適切な会計処理に関する情報を適切に提供していれば、本調査の進捗も違ったものとなったであろうと思われる。

その結果、後記4記載のとおり、2026年2月9日時点においても調査未了事項が複数存在するが、当委員会としては、本件不適切な会計処理に係る事案の内容に鑑み、これまでに明らかにすることができた事案の概要の開示を適時に行うとともに、可及的速やかに再発防止策の提言を行い、当社により再発防止策の策定と推進に一定の指針を提供することが、当社のステークホルダーの利益に適うとの判断のもと、2026年2月12日をもって当委員会の調査報告書を提出することとした。そのため、本報告書は、2026年1月30日までに当委員会が把握することができた不適切な会計処理の疑いにつき、同年2月9日までに実施することができた調査の結果に限り報告するものに留まる。

(4) ヒアリング実施上の限界

AW防災の管理部門管掌の常務取締役であったEi氏（以下「Ei氏」という。）は、■■■年■月■日に死亡しており、当委員会では、後述するAW防災における不適切な会計処理について、同氏へのヒアリングを実施できなかった。

(5) 小括

主にこれらの調査の限定及び限界が存在したため、本調査における不正行為の網羅性、不正行為の内容の真実性、会計数値面の細部の確定については一定の限界を有するものとなった。本報告書に記載した本件不適切な会計処理、及びそれを基礎とした原因分析及び再発防止策の提言について、当委員会が2026年2月9日までに収集した以外の関係資料等が存在し、又は、2026年2月9日までにヒアリングで得られた供述等に事実と異なる内容が含まれることが発覚した場合には、本報告書の実事認定ないし当委員会の提言内容が変更される可能性がある。

4 調査上の限界及び未了事項

当委員会は、前記3に記載の本調査の制約等に伴う留意事項の状況から次に記載の事項について、十分な調査を実施することができなかった。

(1) エコロッカにおける調査の限界

エコロッカにおいて、過年度において実地棚卸が実施されておらず、また、在庫の受払に関する継続記録の信用性に疑義があったため、過年度の在庫と売上原価の金額を十分に検証することができなかった。

(2) AWMXにおける調査未了事項

AWMXにおいて、2026年1月23日に本リニエンシー周知徹底プログラムが実施されたところ、複数の従業員から労務費等の原価付替に関する報告が行われた。当該原価付替に関しては、過年度より継続的に行われていたことが示唆されており、本調査の調査期間において、在庫と売上原価の金額を十分に検証することができなかった。また、原価付替の動機、手口、影響、その他の類似事案の有無に対する調査が未了である。

(3) AW 防災における調査の限界及び未了事項

AW 防災において、2026 年 1 月 5 日から 1 月 9 日にかけて本ワークショップが実施されたところ、多数の従業員から、売上の計上時期の意図的な操作とそれを隠蔽するための外部証憑の偽造、労務費や外注費等の原価付替等に関する報告が行われた。当該売上計上時期の操作や原価付替は、過年度から継続的に行われていたことが示唆されており、本調査期間において、売上及び売上原価の計上時期、契約資産や在庫及び売上原価の金額を十分に検証することができなかった。

また、売上計上時期の操作や原価付替の動機、手口、影響、その他の類似事案の有無に対する調査が未了である。

(4) 当社及び当社グループ会社における未了事項

当社の複数のユニット及び当社グループ会社において、収益認識の適正性、資産の減損・在庫評価の適時性、費用の適切な期間配分、当社グループ内での売上及び費用の付替や商流介在による数値操作といった不適切な会計処理の疑義に対する調査、及びその他の類似事案の確認について未了事項がある。

5 その他

当委員会設置の目的は前記第 2 のとおりであり、本報告書は当該目的以外の目的に用いられることを予定していない。

当委員会による本調査は、当社からの委嘱を受けて、当社グループのために行われたものであり、当委員会は、当該調査及びその結果について、当社グループ以外の第三者に対して責任を負わない。

第 2 章 調査の前提

第 1 当社の概要

1 企業概要

第 25 期の有価証券報告書（提出日：2025 年 6 月 25 日）によれば、2025 年 3 月末時点の当社の企業概要は、下表のとおりである。

会社名	エア・ウォーター株式会社
資本金	55,855 百万円
本社所在地	大阪市中央区南船場 2 丁目 12 番 8 号
設立	1929 年 9 月 24 日
代表者	代表取締役会長 豊田 喜久夫
従業員数	20,836 名（連結）
事業内容	主として、産業ガス等の製造・販売
事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日
上場区分	東京証券取引所プライム市場、札幌証券取引所 (証券コード：4088)
会計監査人	有限責任 Cb 監査法人

なお、Fg 氏は 2025 年 12 月 3 日をもって代表取締役会長及び取締役を辞任しており、本報告書提出時点における代表取締役は CEO 兼 COO となった Hy 氏 1 名である。

2 沿革

第 25 期の有価証券報告書（提出日：2025 年 6 月 25 日）によれば、当社の沿革は下表のとおりである。

年月	概要
1929 年 9 月	酸素の製造・販売を目的として、北海道札幌市白石区菊水 5 条 2 丁目 17 号に資本金 15 万円をもって北海酸素株式会社を設立
1952 年 12 月	溶解アセチレンの製造・販売を開始
1955 年 12 月	LP ガスの販売を開始
1966 年 8 月	商号を「株式会社ほくさん」に変更
1967 年 4 月	北海道札幌市中央区北 3 条西 1 丁目 2 番地に本店を移転
1967 年 5 月	北海道室蘭市に酸素オンサイトプラントを建設
1979 年 9 月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
1981 年 3 月	冷凍食品の製造・販売を開始
1993 年 4 月	大同酸素株式会社（同社の沿革は下記に表記）と合併し、商号を「大同ほくさん株式会社」に変更
1993 年 9 月	北海道千歳市に窒素製造工場を建設
1995 年 12 月	栃木県宇都宮市に酸素・窒素等の製造工場を建設
1998 年 9 月	タテホ化学工業株式会社（現 連結子会社）の第三者割当増資を引受け
2000 年 4 月	共同酸素株式会社（同社の沿革は下記に表記）と合併し、商号を「エア・ウォーター株式会社」に変更
2002 年 9 月	住金ケミカル株式会社に資本参加
2003 年 10 月	川重防災工業株式会社（現 エア・ウォーター防災株式会社）（現 連結子会社）に資本参加
2004 年 4 月	小型液化ガスプラント「VSU」の 1 号機が新潟県阿賀野市で操業を開始
2006 年 2 月	タテホ化学工業株式会社（現 連結子会社）を株式交換により完全子会社化
2006 年 4 月	エア・ウォーター・ケミカル株式会社（旧 住金ケミカル株式会社）並びにエア・ウォーター・ベルパール株式会社と合併し、ケミカル事業部を設置
2007 年 8 月	エア・ウォーター防災株式会社（現 連結子会社）を株式交換により完全子会社化
2007 年 9 月	株式会社日本海水（現 連結子会社）に資本参加
2007 年 10 月	長野県松本市に総合開発研究所を開設

年月	概要
2009年5月	相模ハム株式会社に資本参加
2010年4月	支社機能を会社分割により各地域事業会社に移管し、全国の地域事業を再編
2012年3月	相模ハム株式会社（春雪さぶーる株式会社（現 エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社）（現 連結子会社）を存続会社として合併し、消滅）を株式交換により完全子会社化
2012年9月	ゴールドバック株式会社（現 連結子会社）を株式取得により完全子会社化
2015年6月	■■■（現 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社）（現 連結子会社）を株式取得により子会社化
2015年9月	株式会社九州屋（現 連結子会社）を株式取得により子会社化
2016年2月	Taylor Wharton Malaysia Sdn.Bhd.（現 連結子会社）を株式取得により子会社化
2016年9月	大山ハム株式会社（春雪さぶーる株式会社（現 エア・ウォーターアグリ&フーズ株式会社）（現 連結子会社）を存続会社として合併し、消滅）を株式取得により子会社化
2016年12月	川オ産業株式会社（現 連結子会社）を株式取得により子会社化
2018年5月	■■■（現 エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社）（現 連結子会社）を株式取得により完全子会社化
2019年4月	エールケミカル事業を新日鐵住金株式会社（■■■）及び新日鐵住金化学株式会社（現 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）へ事業譲渡
2019年6月	大阪府大阪府中央区南船場2丁目12番8号に本店を移転
2019年7月	インド PRAXAIR INDIA PRIVATE LIMITED の産業ガス事業を一部譲受 HITEC Holding B.V.（現 連結子会社）を株式取得により完全子会社化
2019年12月	インド LINDE INDIA LIMITED の産業ガス事業を一部譲受
2020年10月	各地域事業会社を8社から3社に統合し、全国の地域事業を再編
2021年3月	株式会社日本海水（現 連結子会社）を株式交換により完全子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行
2025年4月	大阪府堺市に産業ガスプラント・機器の総合エンジニアリング拠点「グローバルエンジニアリングセンター」を開設

年月	概要
2025年5月	川本産業株式会社（現 連結子会社）を株式取得により完全子会社化

【旧 大同酸素株式会社の沿革】

年月	概要
1933年3月	酸素の製造・販売を目的として、大阪府大阪市西成区津守町67番地に資本金30万円をもって大同酸素株式会社を設立
1944年6月	大阪府堺市に堺工場を建設
1961年9月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
1983年10月	米国エア・プロダクツ・アンド・ケミカルズ・インコーポレーテッドと資本提携並びに技術援助契約を締結
1991年4月	近畿冷熱株式会社（現 大阪ガスリキッド株式会社）との共同出資により株式会社クリオ・エアー（現 持分法適用関連会社）を設立
1993年4月	株式会社ほくさんを存続会社として合併

【旧 共同酸素株式会社の沿革】

年月	概要
1962年2月	酸素・窒素の製造販売を目的として、資本金1億円をもって共同酸素株式会社を設立（本店の所在地和歌山市）
1962年3月	和歌山工場を和歌山県和歌山市（住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）和歌山製鉄所内）に、小倉工場を福岡県小倉市（現 北九州市小倉北区）（住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）小倉製鉄所内）にそれぞれ開設
1962年9月	酸素・窒素の製造販売を開始
1968年1月	鹿島工場を茨城県鹿島郡鹿島町（現 茨城県鹿嶋市）（住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）鹿島製鉄所内）に開設
1991年7月	本店の所在地を大阪市中央区に変更
1996年1月	大阪証券取引所市場第二部に上場
1996年5月	大同ほくさん株式会社と業務提携
2000年4月	大同ほくさん株式会社を存続会社として合併

第2 当社の業務執行体制

1 組織図

当社の2025年10月1日時点の組織図は、以下のとおりである。

氏名	役職	2020	2021	2022	2023	2024	2025
■■■■■	社外取締役						
■■■■■	社外取締役						
■■■■■	社外取締役						
■■■■■	社外取締役						
■■■■■	社外取締役						
■■■■■	監査役						
■■■■■	監査役						
■■■■■	監査役						
■■■■■	監査役						
■■■■■	監査役						
■■■	監査役（非常勤）						
■■■■■	監査役（非常勤）						

第3 当社の事業概要

1 事業内容

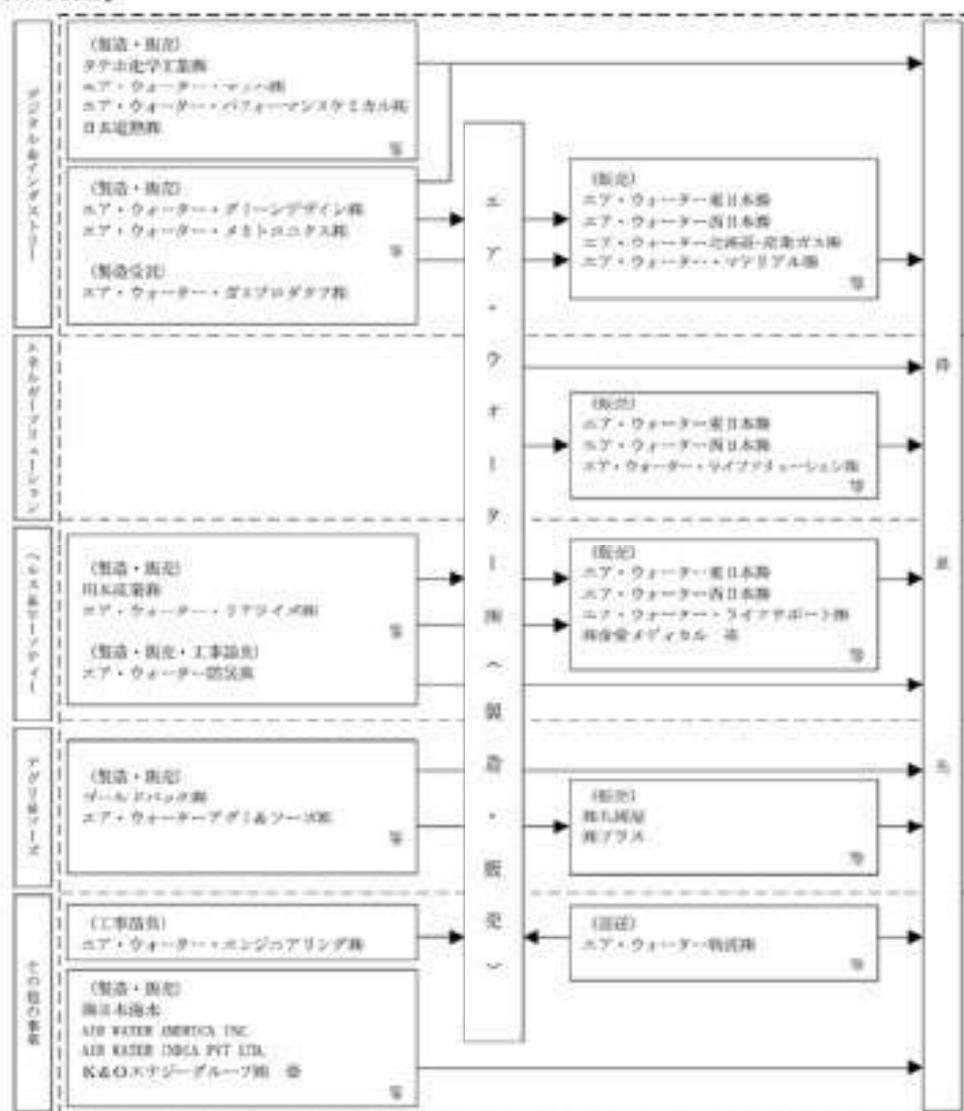
第25期の有価証券報告書（提出日：2025年6月25日）によれば、当「エア・ウオーター」グループは、当社、連結子会社136社³、持分法適用会社11社の合計147社で構成され、デジタル&インダストリー、エネルギーソリューション、ヘルス&セーフティー、アグリ&フーズ、並びにその他の事業に関する製品・商品の製造・販売を行っている。

セグメント	事業内容
デジタル&インダストリー	酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス・水素等の産業ガスの製造・販売、電子材料、機能材料等の製造・販売等
エネルギーソリューション	LPガス・灯油の販売及び、LNG関連機器の製造・販売等
ヘルス&セーフティー	酸素等の医療用ガス、歯科材料、衛生材料、注射針、エアゾール製品等の製造・販売並びに、病院設備工事、病院サービス、在宅医療等
アグリ&フーズ	青果物の加工・流通及び冷凍食品・食肉加工等の製造・販売並びに清涼飲料水の製造受託等

³ 連結子会社の数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社（42社）はその数から除外している。なお、前記連結子会社には、ジョイント・オペレーション（共同支配事業）を含む。

セグメント	事業内容
その他の事業	一般貨物・食品・医療・環境等の物流サービスを展開する物流事業、業務用塩等を製造・販売事業、北米・インドをはじめとした海外における産業ガス事業及び高出力UPS（無停電電源装置）事業、木質バイオマスによる電力事業等

【事業系統図】



→ 製造・商品、工事請負、製造販売、流通
 ⇨ 投資、持分取得株式会社

2 連結業績推移

第21期～第25期の有価証券報告書によれば、当社の連結業績（過年度訂正前）、事業セグメント別売上実績は下表のとおりである。

なお、後記第3章・第8の当委員会が認定した当社の連結財務諸表に対する影響額は、下表には反映されていない。

(単位：百万円)

決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高	806,630	888,668	1,004,914	1,024,540	1,075,929
営業利益	51,231	65,174	62,181	68,272	75,246
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,367	43,214	40,137	44,360	49,074
純資産額	372,389	419,857	446,482	508,485	536,858

(注) 国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結財務諸表を作成

(単位：百万円)

決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
デジタル&インダストリー	-	288,809	342,549	341,254	351,094
エネルギーソリューション	-	84,465	91,919	66,588	70,918
ヘルス&セーフティー	-	217,524	235,992	230,865	246,083
アグリ&フーズ	-	139,467	152,069	162,610	174,480
その他の事業	-	158,401	182,382	223,222	233,353
合計	806,630	888,668	1,004,914	1,024,540	1,075,929

(注) 2022年3月期より事業セグメントを見直しており、2021年3月期は比較不可

第4 当社のガバナンス

1 コーポレート・ガバナンス体制

第25期の有価証券報告書(提出日:2025年6月25日)によれば、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおり説明されている。

(3) 指名・報酬委員会

2022年8月4日に取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置した。その目的は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を高めるとともに説明責任を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実に資するためであり、取締役の選解任案をはじめ、取締役の報酬制度や評価に関する事項等を審議している。2024年12月までFg氏が委員長を務め、2024年12月にGl氏が指名・報酬委員会委員長に選任され、それ以降の指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりであった。

・指名・報酬委員会委員長

・その他の構成員

2 内部監査、監査役・監査役会及び会計監査

第25期の有価証券報告書（提出日：2025年6月25日）によれば、当社の内部監査、監査役会及び会計監査は、以下のとおりである。

(1) 内部監査

内部監査については、内部監査部門である監査室（2025年6月25日現在13名）は、当社グループにおける法令及び社内諸規則の遵守状況の他、業務プロセスの適正性と妥当性について定期的に監査を実施している。また、第25期の有価証券報告書（提出日：2025年6月25日）によれば、監査室は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制システムの構築及び運用状況についての有効性の評価について、主管部門としての役割を果たすことになっている。

また、コンプライアンス室（2025年6月25日現在9名）は、コンプライアンス、保安防災及び環境保全並びに食品安全等について、当社グループを横断的に管理、統制する専任部署として設置している。

なお、それぞれの内部監査によって当社の経営に重要な影響を及ぼすおそれのある事実が確認された場合には、代表取締役及び監査役に適宜、報告する体制としている。さらに、最高経営委員会及び取締役会に対し、業務監査等の結果、及びコンプライアンス事案について年2回の定期報告を行っている。

監査役と内部監査部門の連携状況については、監査役と内部監査部門である監査室は、それぞれの監査の実効性を確保するため、定期的に会合を持つ他、必要な都度、情報交換や意見交換を行っている。また、監査役は、監査室より、内部監査の実施状況及び監査結果について説明を受け、意見交換を行う他、必要に応じ、監査室に対して調査を求めている。

監査役と会計監査人の連携状況については、監査役と会計監査人である有限責任Cb監査法人（以下「Cb監査法人」又は「監査法人」という。）は、定期的に会合を持つ他、必要な都度、意見交換を行っている。監査役は、会計監査人より、その監査計画、監査の実施状況並びに四半期レビュー結果及び期末の監査結果（財務報告に係る内部統制監査を含む。）について説明を受け、意見交換を行っている。また、監査役からは、会計監査人に対し、監査役監査の計画、実施状況及び結果を説明し、意見交換を行っている。

(2) 監査役・監査役会

当社の監査役会は、社内監査役2名（うち女性1名）、社外監査役3名（うち女性0名）の計5名で構成されている。また、当社では、社外監査役3名を選任し、外部の客観的な視点から当社の監査に有益な助言等をもらうことにより、経営の監視・監督機能の強化に努めている。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の基準等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席する等の方法により経営執行状況の把握と監視に努めるとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視及び検証を通じて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監視している。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門からその監査の状況及び結果について定期的に報告を受けるとともに、情報・意見交換を行っている。

監査役会の構成員は以下のとおり。

- ・監査役会議長 [REDACTED]
- ・その他の構成員 [REDACTED]

(3) 会計監査

当社の会計監査人はCb監査法人であり、第25期の有価証券報告書提出日（2025年6月25日）時点における継続監査期間は41年間となる。

第25期の有価証券報告書（提出日：2025年6月25日）によれば、会計監査人の選定及び評価に関しては、監査の品質管理に関する取り組み状況が十分であること、国際的なネットワークを有していること、監査の独立性が担保されていること等を総合的に検討し、問題なしと判断したので、Cb監査法人を選任及び再任をしているとのことである。また、監査役及び監査役会は、監査法人の評価を行っており、Cb監査法人について、監査の品質は十分であり、会計監査人としての適格性及び独立性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しているとのことである。

3 当社の大株主の状況

第25期の有価証券報告書（提出日：2025年6月25日）によれば、当社の大株主の状況は、以下のとおりである。

	氏名/名称	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,879	12.60
2	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,628	5.95
3	三井住友信託銀行株式会社	7,936	3.46
4	日本製鉄株式会社	6,900	3.01
5	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	6,430	2.81
6	株式会社三井住友銀行	6,259	2.73
7	エア・ウォーター取引先持株会	5,997	2.62

8	全国共済農業協同組合連合会	4,951	2.16
9	エア・ウォーターグループ持株会	4,786	2.09
10	株式会社北洋銀行	4,574	2.00
	合計	90,344	39.43

第3章 調査結果

第1 調査結果の概要

本件調査で明らかとなった不適切な会計処理の概要は、以下のとおりである。

1 日本ヘリウム（第3章・第2）

2019年度から、ヘリウム原材料に係るロス数量が意図的に過少に計上され、未計上とされたロスに係る損失処理の先送りが繰り返されてきたことにより、実在性のない過大な在庫が計上されていた。この不適切な在庫処理は、担当者の過失による行為ではなく、損益調整の意図をもって作為的に行われた行為である。また、この不適切な在庫処理に起因する実在性のない過大在庫の存在を、日本ヘリウムの役職員のみならず、当時の当社取締役専務執行役員であったEo氏（以下「Eo氏」という。）をはじめとする当社デジタル&インダストリーグループ（以下「D&Iグループ」という。）・インダストリアルガスユニットの主要な役職員が2025年3月中に認識するに至りながらも、損失処理を2025年度以降に先送りすることが決定され、しかも、2025年度も同様の在庫処理が継続されて実在性のない帳簿上の在庫が大幅に積み上がった事実があり、当該事象を全体としてみれば、特定の担当者による不適切な会計処理として片付けられる問題ではない。

2 エコロッカ（第3章・第3）

約5億円（発覚当時に認識されていた部分は、このうち約4億円）の在庫差異等の発生と発覚後の損失処理の回避に加えて、売上の過大計上を含めて相当数の不適切な会計処理が明らかになっている。エコロッカの代表取締役社長であったFz氏（以下「Fz氏」という。）は、在庫差異等の発覚後、一旦は当時認識されていた損失約4億円を一括して損失処理を行う方針を検討したものの、結果的に発覚年度での一括処理は行われず、その理由の一つは、一括での損失処理に対するFg氏の否定的な発言であった。また、少なくとも、Eo氏は、発覚年度での減損処理を回避して翌期以降に分割で処理をしていく方針を認識していた。さらに、連結管理室にも多額の滞留在庫の問題が共有されながら是正には至らず、また、内部監査の一環として、当時の監査室■のFh氏（以下「Fh氏」という。）らを変えて行われた当該在庫差異等の処理に関する協議の場においても、Fh氏は、一括処理以外の方法での損失処理を提案するだけではなく、監査法人への発覚を免れる観点からも一括処理は好ましくないという発言を行っていた。

3 AWMX（第3章・第4）

当時、当社エレクトロニクスユニット■でAWMXの取締役を兼務していたIc氏（以下「Ic氏」という。）が、約1億円の滞留在庫の損失処理を承認せず、翌期以降の分割処理案を提示する等して損失処理を先送りした。また、Eo氏を含むD&Iグループ内の会議で決定された方針に基づき、2024年度の第2四半期での賞与引当金の計上を回避して、賞与支給に係る費用計上を先送る処理も行われた。さらに、販売

先と取り決めた検収条件を十分に確認せずに売上を計上している事例が、2025年3月期の約30億円の案件をはじめとして複数検出された。

4 当社プラントガス部（第3章・第5）

約12百万円の廃棄見込品の損失処理について、当該損失処理に係る稟議をEo氏が差し戻したことによって、使用見込みがない在庫の損失処理が先送りされた。

5 AW防災（第3章・第6）

AW防災において、「M番」と呼ばれる実在しない約9億円の帳簿上の仕掛在庫の存在が明らかとなり、直ちに損失処理することが必要であったにもかかわらず、AW防災から報告を受けたFg氏から対応検討の指示を受けたFh氏（当時は経理部）は、監査法人への発覚を免れる態様で「M番」の損失処理を回避する手法を検討し、これをFg氏にも報告していた。そして、Fg氏は、Fh氏の方針に異議を留めておらず、「M番」に係る損失処理の先送りを容認していたものとも認められる。

また、AW防災の電力事業部門では、工事進行基準（顧客との契約における履行義務を一時点ではなく、一定の期間にわたり充足し、収益を認識する方法を意味するものとし、以下、同じとする。）を悪用した売上の不正計上等も行われていた。

6 その他

当社及び相当数の当社グループ会社において、在庫の過大計上、資産評価損の先送り、売上の先行計上、不要な取引先を介在させて行う連結売上高の嵩上げ、引当金の計上回避、資産性のない支出の資産計上による損益調整等、売上や利益を嵩上げする目的で様々な手法による不適切な会計処理が行われていた。

第2 日本ヘリウムにおける不適切な会計処理に係る事実関係

1 日本ヘリウムの概要等

(1) 沿革及び組織概要

日本ヘリウムは、1969年7月に大宝産業株式会社とBr社が共同出資で設立した会社で、1974年5月に大同酸素株式会社（現当社）が資本参加し、2017年3月に大宝産業株式会社が資本撤退したことで、現在は、当社が75%、Br社が25%の比率で株式を保有している。

資本金45百万円、売上高52億46百万円（2025年3月期）、従業員は14名（2025年7月末時点）で、マネジメントは株主からの出向者で構成されており、代表取締役社長のEk氏（Br社出身、当社からの出向者。以下「Ek氏」という。）、取締役Ah氏（当社からの出向者。以下「Ah氏」という。）、非常勤取締役Ir氏（Br社）が取締役メンバーである。監査役（非常勤）のAk氏（以下「Ak氏」という。）は、当社D&Iグループ・インダストリアルガスユニットの業務・システム部であり、前代表取締役のIb氏（Br社出身）は、現在である。

(2) 事業内容

日本ヘリウムの主な事業内容は、①ガスヘリウム及び液体ヘリウムの輸入・充填・販売、②レアガス（キノセン、ネオン、クリプトン）の販売、③重水素及び酸素同位体等の安定同位体ガスの販売である。

日本ヘリウムは、ヘリウム原材料等を等海外から調達して、これをBr社の子会社又は当社に向けて販売している。外部（第三者）に対する直接の販売は行っていない。

(3) グループ内における位置付け等

当社では、子会社の管理はユニットと呼ばれるグループごとに行われており、日本ヘリウムは、D&Iグループの中のインダストリアルガスユニットの管理下にある。

日本ヘリウムの職務権限規程によれば、経営計画、予算に関する事項及び決算に関する事項は当社の承認事項とされ、月次決算報告等は当社への報告事項とされている。また、例えば2百万円以上の棚卸資産の廃棄・減耗処理については当社の承認事項とされる等、個別の業務処理についても日本ヘリウムと当社との間での権限分配（職務分掌）が行われている。

これらの規程に基づき、当社は日本ヘリウムをはじめとする当社グループ会社の中期経営計画や予算の管理を行い、業績評価（予実対比）も月次で行っている。予算や業績等の情報は、日本ヘリウムの代表取締役（現在はEk氏）が取りまとめたうえで、当社D&Iグループのインダストリアルガスユニット■（現在はBi氏（以下「Bi氏」という。））やビジネスディビジョン■（現在はBx氏（以下「Bx氏」という。））に対して報告を行う運用となっている。また、年度予算、及び上期実績を踏まえた修正後の下期予算については、個別に当社の会長の承諾を得る運用がなされている。

2 不適切な会計処理の概要（在庫の過大計上）

(1) はじめに

日本ヘリウムでは、2019年度から、統括本部■であったJ氏（現在AWMX企画本部■兼業績管理部■。以下「J氏」という。）により、ヘリウム原材料に係るロス数量が意図的に過少に計上され、未計上とされたロスに係る損失処理の先送りが繰り返されてきたことにより、実在性のない過大な在庫（以下「本件未処理ロス」という場合がある。）が計上されていた。

また、2025年3月中に、J氏によるロスの過少計上（在庫の過大計上）が明らかになった後も、日本ヘリウムはその損失処理を翌事業年度（2025年度）以降に先送りするとともに、従前と同様にロスの過少計上を継続して、実在性のない過大な在庫の規模が増大した。

これにより、日本ヘリウムでは、2025年7月に実施した在庫数量測定の結果、帳簿上の原材料の半数以上が架空在庫であることが確認された。

(2) J氏の経歴・日本ヘリウムへの異動

(3) 在庫管理業務についての職務分掌等

J氏は、ヘリウム原材料の在庫管理業務を担当しており、具体的には、「原材料コンテナ棚卸表.xlsx」（以下、単に「棚卸表」という場合がある。）等の、日本ヘリウムのヘリウム原材料在庫（以下「ヘリウム在庫」という。）に係るExcel資料等を月次で作成し、これらの在庫関連報告を翌月の月初に、日本ヘリウムの記帳代行業務等の委

託先である Cc 会計税務事務所に送付していた。Cc 会計税務事務所は、受領した Excel 資料等を基に、仕訳起票を会計システムに入力していた。J 氏作成に係る棚卸表は、日本ヘリウム代表取締役が毎月提出されていたが、代表取締役による詳細な確認までは行われていなかった。

日本ヘリウムの実地棚卸実施要領では、「棚卸資産の管理は、統括本部長が適正な手続のもとに行い、併せて資産の保全における妥当性、実在性、販売可能性について常に留意しなければならない」旨が定められている。

(4) ヘリウム原材料のロス処理方法等

ヘリウム原材料については、様々な時点で不可避免的にロスが発生する。代表的なロスの発生点としては、コンテナ内の圧力が上昇し、一定数値を超えると減圧のために安全弁が自動開放し一気に放出される場合であるが、かかる放出は、主としてヘリウム原材料のサプライヤー（XXXXXXXXXX）と日本ヘリウムの間における輸送中に発生する他、日本国内での輸送中や保管中にも生じる。また、製品化（充填）や液体ヘリウムの移動作業（移充填）の際にも生じる他、外気の影響を受けやすいデュワー⁴に充填する場合に、輸送中の気化を見越して発注数量より多めに充填を行う必要があり、その部分もロスとなる。その他、コンテナ交換等の特殊要因によっても生じることがある。

この点、日本ヘリウムの実地棚卸実施要領では、実地棚卸は毎事業年度末及び第 2 四半期末に原則実施し、第 1 四半期及び第 3 四半期末、並びに毎月末日についても可能な限り実施するものと規定されているところ、ヘリウム原材料については、日常的に大量のロスが不可避免的に発生するにもかかわらず、月次、四半期、事業年度末のいずれの時点でも実地棚卸は行われていなかった。日本ヘリウムにおけるロスの計上は、コンテナを海外サプライヤーに返却した月に一括して行われ、棚卸表において、月初数量、入荷数量、払出数量、残渣⁵の差し引きをして（具体的には、「月初数量±当月の受払いー残渣」により算出する）、当該返却コンテナについてのロスを計上する方法が採用されていた。

これにより、コンテナ返却時までは既発生したロスが会計上何ら反映されることなく、そのため、コンテナ返却時に処理されるロスには、これまで未処理であった累積的なロスが必然的に内在する状況にあった。

なお、原材料の入荷数量の会計システムへの入力、工場担当者がインボイスに基づいて行い、入力内容を総務部担当者が確認承認していた。また、原材料の払出数量の会計システムへの入力、工場担当者が注文書に基づいて行っており、これらの入力は適正に行われていた。

(5) J 氏による意図的な損益調整

2019 年 7 月頃より、J 氏は、棚卸表において、ヘリウム原材料のロスを意図的に過少計上する方法によって損益調整を行うようになった。その手法は、概要、以下のとおりであった。

⁴ ヘリウムを保管・輸送するために使用される二重構造の容器であり、液体ヘリウムを製品として出荷する際に利用される。

⁵ コンテナ内の保冷状態を維持するため、海外サプライヤーへのコンテナ返却時にコンテナ内に残されるヘリウム原材料のことを指す。残渣は、本来は返却時の実際の数値又は合理的に算定されるコンテナ返却時の平均値等で設定されるべきところ、J 氏は、2024 年 5 月より、残渣の数値を実態を超えて 7,110 千 g まで大幅に引き上げ、計算されるロス量が過少になるよう調整していた（残渣も在庫数量に含まれるため、残渣の引き上げは、ロスの過少計上及び在庫の過大計上の要因となる）。

①月次損益の観点から許容されるロス量をまず算出し、当該月に返却したコンテナに割り振る（このロス量は、前記（４）の計算式で算出されるロス量より少なくなることが多い。）。

②①によるロスと計算上のロスとの数量差分について、返却コンテナに係る払出[＊]数量を大きくする。

③②の操作により、全てのコンテナの払出数量の合計が実際の製造数量を超えてしまうことから、これを整合させるため、その数量差分について、未返却コンテナの払出数量を少なくする（これにより、未返却コンテナの在庫数量がその分多くなる。）。

④①ないし③により、全コンテナの払出数量の合計数量に影響がないまま、返却コンテナに係るロスが少なくなり、他方で未返却コンテナの月末数量が同量多くなる。すなわち、返却コンテナにおいて過少に計上されたロス分を未返却コンテナに架空在庫として付け替える調整を行い、その結果、ロスの減少による当月業績の改善、当月末原材料の過大計上の形で月次決算の損益調整を行うことができる。

J氏による損益調整について、日本ヘリウムの前代表取締役（現[■]）であるIb氏は、2021年頃には、J氏から聞いて認識していた。もっとも、Ib氏は、月次決算を跨ぐことはあっても、年度決算を跨いで損失先送りが行われていたことは認識していなかったと供述している。

また、日本ヘリウムの現代表取締役であるEk氏は、前記（４）記載のロス処理の方法（実地棚卸は行わずにコンテナ返却時のみロスを認識・計上すること）は理解していたが、これを超えて、J氏による意図的な損益調整が行われていたことについては、2025年3月にJ氏から報告を受けるまでは認識していなかった。

（６）未処理ロス（実在性のない過大在庫）の増大とJ氏による報告

とりわけ2023年度後半から、ヘリウム市場の需給が悪化して供給過多となり、これに伴い日本ヘリウムの業績も悪化した。当社から月次損益を赤字にしないようとのプレッシャーがある中で、J氏は、実際の損益をありのまま報告した場合の業績未達の指摘を懸念し、少しでもロスを削減して損益を良く見せる目的で、損益調整のためのロス計上の回避（未返却コンテナへの在庫の付替）を大きく増加させていった。

後記3で指摘するとおり、2025年3月度に当初の予定を上回る7台のコンテナが返却されることになり、計算上のロス数量が非常に大きくなることに加え、この多量のロスを従前と同様に未返却の国内コンテナに付け替えた場合、国内コンテナの在庫数量が総じてコンテナ容量を大幅に上回る事態が見込まれたこと等から、J氏はEk氏に対し、2025年3月度の返却コンテナに係るロスとして約3億円の処理が必要となること、それに加えて未返却コンテナに約7億円の未処理ロスが内在していること、これらがJ氏による意図的なロスの過少計上（ロス計上の後ろ倒し）によって生じたものであること等を報告した。その後、当該内容はEk氏から当社にも報告され、当社と日本ヘリウムとの間で対応方針について協議が行われた（詳細は後記3・（４）参照）。

その結果、返却コンテナについての計算上のロスが92.1千㎡であったにもかかわらず、同年2月度までのロス計上水準を維持した17.1千㎡のロス処理のみを行い、その差分である未処理ロスは未返却コンテナに付け替えるという従前どおりの処理を行うことが決定された。また、未返却コンテナに内在すると想定された約7億円の未

[＊] ヘリウム原材料の販売やヘリウム製品の製造のためにヘリウム原材料をコンテナから出庫すること。

処理ロス（実在性のない過大在庫）についても、実地棚卸を行って帳簿との差額を一括で損失処理する等の対応は何ら行われなかった。

（７）新事業年度（2025年度）における在庫処理

2025年4月以降は、J氏の異動に伴い、ヘリウム在庫の管理業務がAh氏に引き継がれたが、2024年度までのロスの計上が先送りとなったにとどまらず、2025年度においても、2024年度と同様の処理が継続され、実在性のない過大な在庫が増大することとなった。

その理由は、在庫処理方法について、当社と日本ヘリウムで協議を続けている最中であり、その処理方法が確定するまでは従来と同様の処理（未処理ロスについての在庫の付替を含む）を行うこととされたことによる。

そして、これらの処理について、当社と日本ヘリウムのいずれの関係者も、異を唱えることはなかった。

（８）未処理ロス（実在性のない過大在庫）に関する全貌の判明

その後、2025年6月末日から7月初頭にかけて、日本ヘリウムの未処理ロスの問題について当時の当社代表取締役会長であるFg氏に報告が行われた際に、Fg氏から不適切な会計処理である（計上すべきでない在庫が計上されている）との指摘があり、その後、後記3・（7）及び（8）記載の経過で、日本ヘリウムを所管するインダストリアルガスユニット（事業部門）とは異なる管理部門（グローバルマネジメント室）が調査に当たることになった。

同年7月9日には、保有在庫について重量計による測定が行われ、当該測定の結果は、帳簿上の数量（同年6月末時点794,832 m³）に対して、実在する在庫量は365,423 m³であり（差異429,409 m³）、帳簿に計上された原材料の半分以上が架空であるとの内容であった。

その後、グローバルマネジメント室の主導のもと、第三者である外部調査機関による調査が行われ、実在性のない過大に計上された在庫規模に加えて、2019年度以降の各年度の影響額の試算等も行われた。

（９）金額的影響

当委員会による本調査の結果当委員会が認定した、前記不適切な会計処理による各年度の影響額は以下のとおりである。

日本ヘリウムは、2025年9月30日に、実在性のない過大な在庫について一括で損失処理を行い、その結果、累積的な影響額（棚卸減耗損）は20億02百万円となった。また、各年度末における影響額（棚卸減耗損）は、2019年度は95百万円、2020年度は1億60百万円、2021年度は1億75百万円、2022年度は2億86百万円、2023年度は5億05百万円、2024年度は16億26百万円となった。なお、数量による影響額を棚卸減耗損、それ以外を単価影響による差異とし、単価影響による差異は過去から使用している単価と最新の仕入単価の差となる。

なお、金額的影響額は、過去の残存するヘリウム液面計記録簿を基礎として算定されたヘリウム量に基づいている。また、海外へ移動したコンテナのヘリウム量は一定の仮定に基づいて算出している。

（単位：百万円）

決算年月	あるべき 残高	原材料帳簿残高	棚卸減耗損 (不正)	単価影響による差異 (誤差)
2020年3月	467	572	95	9
2021年3月	65	226	160	△0
2022年3月	191	366	175	△1
2023年3月	314	595	286	△5
2024年3月	1,060	1,551	505	△14
2025年3月	1,498	3,070	1,626	△54
2025年9月	919	2,932	2,002	9

(10) 不適切な会計処理の該当性

日本ヘリウムにおけるヘリウム原材料の未処理ロスの問題は、特定の会計処理基準（規程）の解釈・適用等が問題となる事案ではない。実在性のない在庫（資産）計上は許されないという会計上の当然の要請に反する処理が日本ヘリウムにおいて継続的に行われ、これに伴い日本ヘリウムの損益も歪められた事案である。

また、日本ヘリウム及び当社の相当数の役職員が、実在性のない在庫が過大に計上されている事実を2025年3月中に認識しながら、2025年3月期（2024年度）の決算において損失（費用）処理を行わなかっただけでなく、さらには、2025年度に入っても従前と同様の処理が継続され、実在性のない在庫が増大していた。

以上のとおり、日本ヘリウムにおけるヘリウム原材料のロス処理に係る在庫の過大計上、及びこれに伴う利益の過大計上については、明らかに不適切な会計処理であると評価せざるを得ず、その影響額も、前記（9）のとおり軽微とは言いがたい。

3 J氏による不適切な在庫処理の報告及び報告後の関係者の関与の態様等

(1) はじめに

本件は、日本ヘリウムの統括本部■であったJ氏による不適切な在庫処理に伴い、実在性のない在庫が過大に計上されていた事実を日本ヘリウム及び当社の相当数の役職員が認識しながらも、2025年3月期（2024年度）の決算でその損失処理が行われなかったばかりか、2025年度においても引き続き同様の不適切な処理が継続されていたという特徴がある。

そのため、以下では、J氏が本件不適切な処理を関係者に報告してから、当社のグローバルマネジメント室や外部調査機関の調査によって本件の全貌が明らかになるまでの事実経過について認定し、その後、後記4及び5において、不適切な会計処理に至った原因と関係する役職員の認識や関与の程度等について指摘する。

(2) 不適切な在庫処理に関するJ氏の社内報告

前記2で指摘したとおり、日本ヘリウムが保有するヘリウムコンテナについては、実地棚卸が行われておらず、コンテナの海外返却時を除き、不可避免的に発生するロスを認識・計上する仕組み自体が存在しなかった。また、コンテナの海外返却時に一括して計算されるロスについても、損益調整のためにその一部しか計上しない処理を行い、未処理のロスを国内コンテナの在庫に付け替える処理を行っていた。そのため、未返却の国内コンテナ在庫には、当該コンテナについて実際に生じている既発生口の

スに加えて、返却コンテナから付け替えられた架空の在庫も上乘せされ、実在性のない過大な在庫が計上されていた。

このような状況下で、2025年3月度だけで7台のコンテナが海外に返却されることとなり、返却時に一括で計算されるロスが多量（多額）になると見込まれた。また、この多量のロスを従前と同様に国内コンテナに付け替えた場合、国内コンテナの帳簿上の在庫量が総じてコンテナ容量（貯蔵能力）を大幅に上回ることが見込まれた。そのため、J氏は、従前と同様の不適切な処理を継続することは困難だと考えた。

また、J氏が行ってきたヘリウム原材料の在庫管理業務（以下、単に「在庫管理業務」という場合がある。）は、2024年10月に当社からの出向で日本ヘリウムの取締役役に就任したAh氏に引き継がれる予定であったが、J氏にAWMXへの異動の内示が出たこともあって、いよいよAh氏に対する早期の業務引継ぎが必要となった。さらに、当社の会計監査人であるCb監査法人による子会社在庫の実地棚卸立会の対象として日本ヘリウムが選定され、2025年3月期末の立会が決定したこと等の事情も重なったため、J氏は、2025年3月21日、実態に応じたロス処理がこれまで行われておらず、実在しない在庫が大量に積みあがっていること、3月分の返却コンテナ7台分のロスとして約3億円の損失処理（原価加算）が必要となることを、Ek氏にメールで報告した。

また、その後のEk氏とのやり取りの中で、J氏からは、返却コンテナについての3億円のロス計上とは別に、国内コンテナにも7億円を超えるロスの内在（在庫の過大計上）が見込まれること、月次決算における損益を意識してロス計上を後ろ倒しにしていたことが報告された。Ek氏は、J氏との一連のやり取りにおいて、正確な数字やJ氏によるロス処理の具体的な手法までは理解できなかったものの、ヘリウム在庫が大幅に過大計上されており、その額が10億円レベルに達すると見込まれること、及び、その原因としてJ氏による意図的な損益調整があったことは認識をしていた。

（3）日本ヘリウムから当社に対する本件未処理ロスの報告

J氏から本件未処理ロスの報告を受け、週末にJ氏とのメールのやり取りを通じて問題の概要把握を行ったEk氏は、影響の重大性から、当社に対する報告と事後処理についての協議を行うことが必要であると判断し、3月24日、J氏及びAh氏らに宛てた社内メールの中で、「明日私は神谷町（引用者注：当社の東京事業所の所在地）ですが、17:00にEo氏・Bx氏と別件打合せがあるので、本件の報告をします。」「特に悪い情報は小出しではなく、全てOPENにします」と伝達した。

翌25日、Ek氏は、当時、当社取締役専務執行役員地球環境部門管掌D&Iグループ担当兼インダストリアルガスユニット■であったEo氏との打合せに先立ち、Bx氏に対して本件未処理ロスの問題を報告して事態の重大性を伝え、その後、午後5時頃から、Bx氏及び当時当社地球環境部門・企画・管理部■兼海外事業推進室■であったEc氏（現在常務執行役員グローバル戦略推進本部■兼グローバル事業開発部■。以下「Ec氏」という。）が同席する場で、Eo氏との打合せに臨んだ。もっとも、当該打合せは、本来は人事問題に関する協議のために設定されたもので、また、Eo氏の当日の予定が相当タイトであったため、10分程度の短時間で終わった。この打合せでEk氏は、Eo氏らに対し、3月度の海外返却コンテナについて計算されるロス量が92.1千㎡に上り、ロス金額は3億円を超えること（当初想定から3億円近い減益要因となること）、その他、国内コンテナに含まれ

る未処理ロスについても、精査中との留保を付したうえで、事業計画比で4億円程度の減益要因となることを報告した。

EO氏は、前記報告を受けて、決算直前の時期に多額の未処理ロスの存在が明らかとなったことに困惑の意を示した。また、EO氏は、日本ヘリウムのロス計上の仕組みを把握していた訳ではなく、また、前記のとおり打合せの時間が短かったこともあり、その場でロス処理の方法を具体的に指示することはなく、Bx氏らに対して、関係者とも相談しながら、詳細を聞き取って方針を検討するよう指示するにとどまった。

(4) 3月27日及び3月28日の日本ヘリウムと当社との会議

ア 3月27日の会議に至る経過

2025年3月25日のEO氏及びBx氏らに対する報告の後、日本ヘリウムの社内では、主にJ氏からEk氏に対するメール報告の方法で、引き続き本件についての情報共有が行われた。その中で、コンテナ返却時にロスを一括計算する従来の方法で計算した場合の3月度のロスが92.1千㎡に及ぶことが報告され、未返却コンテナに内在するロスを2025年度の上期で分割処理するシミュレーション等が行われた。

また、3月25日、主にEk氏とBx氏との間でのメール⁷において、会計処理にも関わる問題であるため、早々に関係者への説明の機会を設けるようEk氏が要請し（その結果、後記の3月27日の会議が設定された）、一連のメールの中で、Ek氏からは、「月次での適正把握ができておらず、結果として、過去の計上不足を今回計上する」こと、「このままでは来年も同じことが起こるので、ロス計上方法の変更を含めて、関係者のお知恵をお借りして、実態に近い計上を行うことが必要かと考えて」いることが伝えられた。

また、J氏からは、「タイムリーなロス計上がなされていないとこころ、2月迄のロス計上量が実態より大幅に少なく、月度返却するコンテナの帳簿上の在庫量が過去のロスを多く含んだ形となり、ロス計上を後倒ししてしまいました。大変申し訳ございません。」との報告がなされた。このJ氏の報告に対して、同人の責任を問う指摘は誰からもなされず、むしろ、J氏に対して明らかに同情的な励ましのメールを返信する者もいた。

イ 3月27日開催の会議

3月27日午前9時頃から、日本ヘリウムと当社との関係者間でWEB会議が開催され、少なくとも、日本ヘリウムからはEk氏、J氏及びAh氏が、当社からはBx氏、Ak氏及びAe氏が参加した⁸。

この会議での出席者の発言の詳細等には明らかではないが、日本ヘリウムから事前に共有された資料に基づき、日本ヘリウムにおけるヘリウム在庫の月次の計上実務、ロス発生の原因、3月度のロス処理案（ロス量92.1千㎡、計上額3億45百万円）、3月度処理予定のロス以外の含みロスの推定（192千㎡、7億20百万円）等が日本ヘリウムから当社側に説明された。

また、この会議の中で、3月度に92.1千㎡のロス処理を行うことを回避して処理を先送りする方向の議論がなされ、当社側から日本ヘリウムに対して、日本ヘリウムが提示していた3月度のロス処理案（ロス量92.1千㎡、計上額3億45百万円）以外に

⁷ Ccには日本ヘリウムのJ氏、Ah氏、Ib氏及びAk氏、当社のEc氏、D&Iグループ・インダストリアルユニット・ビジネスディビジョンのAe氏（以下「Ae氏」という。）及びその上長であるGt氏が含まれていた。

⁸ EO氏は参加していない。

複数案を示すよう指示がなされた。会議の終了後、J氏からBx氏らに対して、「先程の打合せありがとうございます。打合せに基づき、3月度のロス量を段階的に4パターン試算致しました。」として、3月度に計上するロスの4パターンの試算が示された。

	①	②	③	④
3月計上ロス量	92.1千m ³	71.1千m ³	47.1千m ³	17.1千m ³
(見込差数量)	+78千m ³	+57千m ³	+33千m ³	+3千m ³
(見込差金額)	▲296M\	▲216M\	▲125M\	▲11M\

ウ 3月28日開催の会議

3月27日のWEB会議後、Bx氏からJ氏らに対して、3月28日に日本ヘリウムの本社（川崎市）での会議開催の打診があり、同日13時半頃から、対面での会議が開催された。この会議には、少なくとも、日本ヘリウムからはEk氏、J氏及びAh氏が、当社からはBx氏、Ae氏及びAk氏が参加した⁹。

この会議では、前日にJ氏から示された4案のうち、いずれを採用するかについて協議が行われた。その結果、2月度までのロス計上水準¹⁰を維持することで、2025年3月期（2024年度）に多額の損失を計上することは回避するという当社側の意向に沿って、2月度と同水準のロスを計上すること（ロス17.1千m³、計上額64百万円、予算からの見込差額11百万円）、未処理ロスは未返却の国内コンテナに付け替えて在庫計上し、その損失処理は翌期（2025年4月以降）に先送りすることが決まった。

3月28日の会議の結果については、3月31日のJ氏からBx氏ら当社関係者に対するメールで、以下のとおり報告された。

28日のお打合せ、ありがとうございました。

打合せに基づく3月度の計上処理につきまして取り纏めました。

【打合せ内容】

①、3月計上ロス=17.1千m³として、残りは残留コンテナ分として在庫計上
...2025年度（4月以降）のロス計上については別途協議

また、J氏は、3月28日の会議で決まった17.1千m³のロス処理案に基づいて日本ヘリウムの3月度の棚卸表を作成し、4月3日、これをCc会計事務所に対してメールで送付した。

以上の3月度のロス処理（在庫処理）が行われた後、日本ヘリウム又は当社のいずれの関係者からも、返却コンテナについて計算されるロス（92.1千m³、3億45百万円）をありのまま計上すべきであるとか、一旦締めた3月度の在庫処理は見直すべきであるといった意見、あるいは、国内コンテナに内在するロス（約7億円の推定額が日本ヘリウムから示されていた）も2024年度で損失処理すべきである等の意見が示されることはなかった。

⁹ Eo氏は参加していない。Ak氏はWEBで参加した。

¹⁰ 2月度のロス計上は約16.9千m³である。

(5) Am氏及びBi氏による4月11日の日本ヘリウム訪問

ア 訪問に至る経過

2025年4月1日付けで、当社での人事異動があり、D&Iグループを管掌する取締役で、インダストリアルガスユニット長を兼任していたEo氏は、アグリ&フーズグループを管掌する副社長（CEO補佐）となった。D&Iグループ管掌の取締役には取締役専務執行役員のAm氏（以下「Am氏」という。）が、D&Iグループ・インダストリアルガスユニットにはBi氏が、それぞれ就任した。

この人事異動により、Am氏及びBi氏にとって、日本ヘリウムが自身の管轄（管掌）となったことから、その事業に関する説明を受ける場として、4月11日に日本ヘリウム（川崎市）を訪問することが決まった。

この訪問における議題には、ヘリウム値上げの状況確認や販売増に向けた取組みの他に、本件未処理ロスの問題が含まれており、議題についての資料（当日配布資料）は、主にJ氏が準備して日本ヘリウム内で回覧のうえ、Ek氏からBx氏に対して事前に共有された。

なお、先送りしたロスの2025年度以降の分割処理案（ロス計上方針）が、J氏の申し出によって議題及び資料に追加されており、また、Bi氏に対しては、日本ヘリウムの在庫問題の概要がBx氏から事前に伝えられていた。

イ 日本ヘリウムへの訪問

4月11日午後4時頃から、日本ヘリウムにおいて、Am氏及びBi氏らに対する報告・説明が配布資料に基づき行われた。当社からAm氏、Bi氏及びBx氏が、日本ヘリウムからはEk氏及びJ氏の少なくとも5名が参加しており、報告・説明は、主にEk氏が行った。

本件未処理ロス問題については、配布資料に従って、3月度に計算されるロス金額が345百万円に達すること、このロスは3月度で処理せずに2025年度に繰り越して処理すること、当該ロス以外にも720百万円程度のロスの発生が見込まれることが報告された。実際の配布資料の内容は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <p>✓販売の低迷により在庫・ロスが大幅に増加</p> <ul style="list-style-type: none">・3月末時点のロス金額 345百万円→2025年度へ繰り越しし処理予定（下記ご参照ください）・2025年度のロス金額推定 720百万円→ <p>【2025年度以降のロス計上方針】</p> <ul style="list-style-type: none">・先般の打合せではBx氏から+30百万/月のイメージが示される・2025年度予算...ロス計上 12.1千m³/月（約44百万円/月） <p>→+30百万円分=追加ロス計上量：約8.5千m³/月（12.1+8.5=20.6千m³/月）</p> |
|--|

日本ヘリウムからの前記報告に対して、Am氏及びBi氏のいずれからでも、2024年度までに発生済みのロス（実在性のない在庫）は同年度内に処理しなければならないとの意見は出ず、一旦締めた3月度の経理処理の見直しについての指示もなかった¹¹。

¹¹ Am氏及びBi氏のいずれも、振り返って考えれば、2024年度までに発生したロスに係る損失処理を翌期以降に先送することは適切ではないと感じているものの、報告を受けた当時はロス発生の実態や正確な在庫量もよく分かっておらず、そこまでの認識を持つことができなかったことを述べている。ま

(6) Hy氏に対する報告及び同報告に至る経過等

ア 4月11日の日本ヘリウム訪問後の状況

2025年4月1日の人事異動及び4月11日のAm氏及びBi氏の日本ヘリウムへの訪問以降、当社では、Bi氏及びBx氏らを中心に本件未処理ロスの問題の対応に当たっていた。

4月24日には、当社から日本ヘリウムに対して、2024年度までに生じていた未処理のロス（この段階では10億円程度と想定されていた）について、10年間での分割処理等、相当長期間での処理案が作成される等していた。実際、4月24日に当社のAe氏からEk氏及びAh氏に宛てたメールでは、2025年3月末時点で累積10億円のロスがあること、2025年度にも新たに5億5000万円程度のロスが生じる見込みであること、10億円の過年度ロスは10年間での分割処理、追加のロスは年1億円程度処理していくことが案として示されていた¹²。

当社から示された累積ロスの処理案に対して、同日、Ek氏はBx氏及びAe氏に対してメールを返信し、その中で、ヘリウムの需給が緩んでいる中で処理期間を長くすると、その間に新たに発生するロス量が増え、ロス総量が逆に増加することが懸念される¹³として、概要、以下の内容を伝達していた。

- ① 10年の処理は長い、どこかのタイミングで加速が必要と考えられる。
- ② 現在、日本にある¹⁴ コンテナには、物理的に貯蔵能力を超えた在庫があることになっている¹⁵。2025年後半には国内滞留コンテナが減少するため、例えば¹⁶ 台の国内滞留コンテナに貯蔵能力を遥かに超えた在庫があるといった事態に陥る。
- ③ 社内の経理チームの意見も踏まえて協議する必要あり。

その後、主にBi氏からの指示に対応する形で、Bx氏らが、日本ヘリウムから入手した情報を参照しながら、国内及び海外を含めて全てのコンテナについて同一条件で在庫数量を適時に確認できる方法を模索していた形跡が認められるものの、物理的に貯蔵能力を超えた在庫を直ちに損失処理すべきであると強く主張したり、ロスを国内在庫に付け替える従来からの処理を直ちに止めるべきであるといった指示や意見は、当社及び日本ヘリウムのいずれからも示されなかった。

イ Hy氏に対する報告

本件未処理ロスの問題は、D&Iグループ管掌の取締役であるAm氏まで報告が上がっていたものの、当社代表取締役社長であるHy氏及び当社代表取締役会長であるFg氏に対する報告は未了であった。そこで、まずはHy氏に対する報告の準備が進められ、5月9日には、当社の東京事業所内で、Bx氏からAm氏に対して社長報告に向けての事前報告が行われた。この報告の際の具体的なやり取りまでは明らかで

た、Am氏は、4月の第1週頃には3月度（年度末）の経理処理が締まることや、ヘリウムのロスの確定が難しいという話を聞いたことから、一旦締めた経理処理を遡って修正することまでは思いが至らなかったと述べている。

¹² この処理案は、棚卸減耗損等過大在庫についての損失計上を行う手法ではなく、過大在庫が内在した状態で算定した原価（単価）で販売を継続することによって、過大な帳簿価額を徐々に減少させていく手法である。

¹³ 「現在物理的に日本にある¹⁴ 台に貯蔵能力を超えた在庫があるという事になっております。」ということがメール本文に記載されており、国内コンテナに貯蔵能力を超える数量の在庫が計上されている異常な事態（実在性のない在庫の計上）は、日本ヘリウムと当社の関係者間で共通の認識となっていた。

はないが、その後、Bx氏がEc氏及びEk氏らに送付したメールで、約10億円の未処理ロスの処理に関して、Am氏がBx氏に対して「適正に処理するように指示」したことが報告されている。

その後、5月13日に行われたBx氏と当社連結管理室Ea氏（以下「Ea氏」という。）との打合せ¹⁴を経て、5月14日、Bi氏は、Bx氏が同席する場で、Hy氏に本件未処理ロスの問題をはじめ報告した。この報告は、「ヘリウム事業におけるロスの処理並びに今後の損益の見通しに関して」との資料に沿って行われ、在庫に内在するロスが約9億90百万円にのぼること、その内、既に液面監視計（ヘリウム在庫を計測するための装置）が設置されているコンテナについて2025年度中に3億20百万円分を処理、残りの6億70百万円分は、コンテナに液面監視計を順次取り付ける3年間（2025年度から2027年度）にわたり分割（各年2億23百万円）で処理する案が示された。

この報告に対して、Hy氏がその場で具体的な処理方針を指示することはなく、また、2024年度までに発生したロスを2025年度以降に計上することが問題であるといった指摘もなされなかったが、その理由としてHy氏は、既に連結管理室と協議中であると聞いており、連結管理室の意見も踏まえて適正に処理されるものと考えていたと述べている。報告を受けたHy氏がBi氏らに対して指摘した内容は、Bi氏からEk氏らに対するメールで、以下のとおり報告されている。

・指示事項

①損益のことを考慮しないのであれば10億一括処理（引用者注：2025年度での一括処理）すべきと思うが、経理に相談の上、適正に処理すること。（経理の回答を待って再度報告）¹⁵

（7）Fg氏に対する報告及び同報告に至る経過等

ア Fg氏報告に至る経過

（ア）連結管理室（Ea氏）との間の協議等

2025年5月22日、Bx氏をはじめとする事業部側、連結管理室（Ea氏とJi氏が参加）及び日本ヘリウム関係者が参加するWEB会議が行われた。同会議では、5月14日の社長報告の際の説明資料及び4月月初在庫の分析資料等を用いて、海外コンテナと国内コンテナに内在するロスの現状分析等が報告されるとともに、ロス発生の実態に即した今後のロス処理方針等についての協議が行われたが、同会議でロス処理の方針が確定することはなかった。

その後、Bx氏とEa氏は、チャットを用いる等してロス処理に関する協議を継続したが、Bx氏及びEa氏とともに、未処理ロス（実在性のない在庫）を速やかに一括で損失処理する前提での議論は行わず、コンテナの海外返却時に未処理ロスをまとめて計上する等の方針が双方でやり取りされていた。もっとも、過大な残渣設定のもとで既に海外に返却済みのコンテナに関して、Ea氏が、ヘリウムが充填されて国内に

¹⁴ Bx氏は、事前送付した資料に基づき、約10億円の未処理ロスを5年分割で処理する案を示したが、Ea氏は、これを容認する態度も、積極的に否定する態度も取らなかった。この打合せの翌日の社長報告では、3年間の分割処理案が示された。なお、Ea氏は、経理処理等に関する相談内容について、事業部側と経理部側の見解が異なる場合は、事業部側が押し切ることが多く、経理側の意見が尊重される土壌はないと供述している。

¹⁵ 5月21日、Bx氏はEc氏らに対するメールの中で、「約10億円のロスに関する処理方法については、Am氏・Hy氏から適正に処理するように指示があり、明日（5/22）に連結管理室と相談の上処理方法を確定させる予定です。」と報告しており、実際、5月22日に連結管理室のEa氏とWEB会議を行った。

戻った段階でコンテナ容量の超過が生じることを懸念し、海外でのヘリウム受入数量を実際より少なく調整する方法（シミュレーション）を Bx 氏に提案する等したものの、両者の考え方が異なったこともあり、5 月末頃を最後に、両者のやり取りは途絶えた。その後、Ea 氏が本件未処理ロスの問題について報告を受けたのは、後記のグローバルマネジメント室による調査報告書（2025 年 7 月 18 日付け）が作成された後の 7 月 22 日であった。

（イ）Hy 氏に対する再度の報告等

5 月 14 日の報告のあと、6 月 9 日に、Bi 氏は Hy 氏に対する報告を改めて行った。その際、Bi 氏は、これまで約 10 億円と想定していた 2025 年 3 月末時点の未処理ロス（在庫に内在するロス）の金額について、改めて検証を行った結果 6 億円程度となる見込みであることを報告した。

その後、Bi 氏は 6 月 24 日に、再度、Hy 氏に対する報告を行った。この報告は、Fg 氏への報告内容の事前確認の趣旨で行われたが、5 月 14 日の報告時の 3 年分割でのロス処理方針ではなく、2025 年度内に全額を処理する方針とされた。また、金額も、当初の想定額であった約 10 億円ではなく、最大 6 億 40 百万円とされた。

Bi 氏から当初報告時とは異なる未処理ロスの数値を報告された Hy 氏は、Bi 氏に対して報告数値は精査したものであるかを確認したが、いまだコンテナ在庫の実測ができておらず精査はできていないとの回答であったため、Bi 氏に対して早く正確なロスの数値を出すよう伝えた。

なお、Bi 氏によれば、未処理ロスの想定額が変更された時期、3 年分割の処理方針が 2025 年度で全額処理する方針に変更された時期は、Hy 氏への当初の報告から二度目の報告までの間であったとのことである¹⁶。

イ 6 月 30 日の Fg 氏に対する報告

6 月 30 日、Bi 氏は、本件未処理ロスの問題について、Fg 氏への報告を行った。この報告は、6 月 30 日付けの「ヘリウム事業におけるロスの処理並びに今後の損益の見通しに関して」との表題の報告資料に基づいて行われ、同資料には、以下の記載がなされていた。

- ①過去からの累積ロス量が適正に処理されておらず、在庫として積み上がっており、最大 640 百万円のロス処理が必要となります。
- ②実在庫に対して約 175 千 S m³・640 百万円（9.7 千 m³/月×18 カ月×3,650 円/S m³）の在庫が過剰に計上されております。
- ③今後はコンテナの液面計で液化ヘリウムの実在庫を算出した上で、ロス量を適正に処理いたします。

¹⁶ Am 氏は、4 月 11 日の日本ヘリウムの訪問以降、Bi 氏に対して、①[]からのヘリウム調達契約の見直し、②販売戦略の見直し、③ロスが出ているならばロスを確認させて損失処理を行う必要があること、以上の 3 点を繰り返し指示したと述べ、Bi 氏も、Am 氏から前記内容の指示を複数回受けたことがあると述べる。また、同じく Am 氏は、発生済みのロスを分割処理する案について、一括処理が原則であり、複数年に跨る処理は粉飾になるのではないかと、合法的に処理ができるのであれば経理と相談してその根拠を示すように Bx 氏に指摘をしたと述べる所、Bi 氏において、当該やり取りは Bx 氏から聞いて認識していると述べ、また、Ae 氏は Bi 氏及び Bx 氏同席の場で直接聞いたと述べている。以上に照らすと、2025 年度から 2027 年度にかけての分割処理の方針が 2025 年度での全額処理の方針に変更された経緯として、Am 氏の Bi 氏及び Bx 氏らに対する一連の指示や未処理ロスの想定金額が減少したこと等が影響しているものと考えられる。

報告資料の中では、日本ヘリウムの担当者による意図的な損益調整があったことには言及がなく、また、口頭でも、個人名を出しての意図的な損益調整の説明までは行われていないが、発生したロス在庫に付け替えて利益を出していたという手法をBi氏はFg氏に伝えた。このような在庫を積み増して利益を出してきた手法について、Fg氏はBi氏に対して、「粉飾決算ではないのか」と指摘した。

なお、この報告において、Bi氏の説明が必ずしも要領を得たものではなかったこと、また、Fg氏に対する報告がHy氏よりも後になったことに関して、Bi氏はFg氏から叱責を受け、その中には、「辞表をもってこい」との発言も含まれていた。また、Ek氏からIb氏及びAh氏らに対する7月1日のメールの中でも、「**昨日の会長面談、本日Bi氏からFBがありました。相当やられたとのこと**」と記載されている。

ウ 7月3日のFg氏に対する報告

6月30日の報告の後、7月2日の夜間にFg氏からAm氏に対して、本件の説明に来るよう電話で指示がなされた。その際、Fg氏はBi氏の対応について強い不満を示しており、Bi氏の人事的な処遇についての言及までなされた。この指示を受けて、7月3日の早朝、Am氏、Bi氏及びBx氏で事前打ち合わせを行ったうえで、Am氏とBi氏の2名でFg氏を訪問したが、Fg氏からBi氏は帰るように指示を受け、Fg氏とAm氏の2名での面談となった。この席で、Am氏はFg氏に対して、ロス分析について根拠をもって固め、より深掘りして対応すると述べた。また、Am氏は、本件未処理ロスの問題について、事業部だけで調査を行うのは困難であると考え、Fg氏との面談を終えた後に当社グローバルマネジメント室と連携して調査を進めるよう指示した。その後、Am氏から指示を受けたBi氏において、グローバルマネジメント室の■■■■ De氏と会って調整を行い、同部署の■■■■ De氏とBy氏が中心となって、本件ロス問題の調査に当たることとなった。

(8) Fg氏報告後の経過

ア 想定を上回る在庫の過大計上が判明したこと

2025年3月のJ氏による本件の報告以降、日本ヘリウム及び当社の関係者間で対応方針の協議が継続されていたものの、実際のヘリウム在庫の数量を把握するための抜本的な対応は速やかに行われず、対応の期限も決められないままであった。

その後、グローバルマネジメント室が本件の調査を開始した後の7月9日に、日本ヘリウムのコンテナ在庫の重量測定が行われ¹⁷、その結果、6月末時点の帳簿上の在庫量794,832千㎡に対して、実際の数量は365,423千㎡となり、未処理のロス（帳簿上の数量から重量測定の結果把握した実在数量を控除した数量）が帳簿上の数量の過半を占める等、想定を大幅に上回る在庫の過大計上が判明した。また、過大計上額（実在しない在庫数量にヘリウム単価を乗じた金額）は、約16億30百万円と計算された。

¹⁷ Ek氏によれば、日本ヘリウムにおいて、5月末頃及び6月末頃に液面計の数値を用いた分析を行い、ヘリウム在庫の過大計上が想定を上回る規模であるとの感触を掴んだため、6月末頃に重量測定に向けた準備を指示したとのことである。もっとも、液面を用いた計測の信頼性に難があるとの考えから、Ek氏はこの経過を広く関係者には共有していないと述べており、Am氏及びBi氏を含め、当社の関係者でこの報告を受けたと述べる者もいない。

イ グローバルマネジメント室による調査報告

7月11日には、グローバルマネジメント室のDe氏及びBy氏が日本ヘリウムを訪問し、既にAWMXに異動していたJ氏も同席のもとで、日本ヘリウムの在庫処理についての聞き取りも行われ、これらの調査を踏まえて、7月14日にはDe氏がFg氏に口頭で本件の概要報告を行い、7月18日付けで、「日本ヘリウム 原材料在庫過大計上について」との表題の報告書がグローバルマネジメント室により作成された。

同報告書においては、過大在庫の現状について前記調査結果が報告されるとともに、「月次ロス量は月次収益を勘案したものととなり、残渣設定を変更し、損益調整を行っていた」という過大在庫の原因や、今後の検討事項として、「液面計による月末在庫量の確認、半期ごとの重量計測を実施。上記手続きに沿って月次で適切に会計処理を実行」、「同社内の関係者による調査はコンフリクトがあり、金額的/質的重要性があるため外部調査機関による調査」の必要性も指摘された。

ウ 外部調査機関に対する調査委託及び監査法人に対する報告

在庫の過大計上が約16億円に達することが判明し、また、その原因が月次損益を意識した担当者による損益調整であったこと等を受け、利害関係のない第三者による客観的な調査が必要であるとの判断のもと、当社は、外部調査機関に対して日本ヘリウムの過大在庫問題についての調査を委託し、8月7日頃に調査が開始された。また、ほぼ時を同じくして、8月5日には、監査法人に対して本件過大在庫の問題を報告し、当面は、外部調査機関の調査結果を待つとの方向性が確認された。

エ Bi氏らによるFg氏への再報告

その後、8月6日に、グローバルマネジメント室による調査結果も踏まえた内容で、Bi氏、Bx氏及びEk氏の3名が、「日本ヘリウム/過大在庫並びに今後のヘリウム事業に関して」と題する報告資料に基づきFg氏への報告を行った。そこでは、本件未処理ロスの問題に加えて、今後の資本増強や販売戦略等の報告も行われた。その際、Fg氏からは改めて、本件未処理ロスに係る在庫処理が不正・不適切な会計処理にあたるとの認識が示された。Ek氏から当社関係者に対するメールにおいても、「本件しっかり適正在庫を計上できていない、つまり所謂不正・不適切会計」とのFg氏の発言が報告された。

オ 外部調査機関による調査報告

外部調査機関の調査について、中間報告書が8月30日に、調査報告書が、当委員会設置後の10月16日に当社に提出された。

この調査報告書において、2025年3月末時点におけるヘリウム在庫の過大計上（累積的影響）は約426千㎡、累積的な影響額（純資産レベル）は約△17億04百万円にのぼるとの報告がなされた。

（9）その他の関連する事実

ア 2025年度も2024年度と同様の処理（ロスの過少計上及び未処理ロスの国内在庫への付替え）が行われていたこと

日本ヘリウムで不適切な在庫処理が行われてきたことは、2025年3月中には日本ヘリウム及び当社の関係者の認識するところとなったが、2025年3月度に未処理ロスを顕在化させる処理を行うことなく、2月度までと同様の処理を継続して、未処理ロスを国内コンテナ在庫に付け替える処理を行ったことは前記のとおりである。

このような処理は、2025年4月以降、J氏の在庫管理業務がAh氏に引き継がれた後も継続しており、その結果、2024年度までに発生したロスが処理されずに在庫として計上されただけでなく、2025年4月以降も、新たに未処理ロスが発生し続ける（在庫の過大が増え続ける）こととなった。

外部調査機関の報告書によれば、2024年度に生じた未処理ロスの金額は約8億14百万円、2025年度（4月から9月）までの間に生じた未処理ロス約4億31百万円とされており、2025年度に入っても、2024年度と同様のペースで未処理ロスが積み重ねられていたことになる¹⁸。

イ 監査法人による実地棚卸の立会

監査法人は、2024年度末の実地棚卸に立ち会う当社の子会社として、日本ヘリウムを選定した。

J氏は、Ek氏に本件を報告した日である3月21日、監査法人に対して提出する立会関連の資料に関して、連結管理室のEa氏（Cc監査室所属のFc氏）に対し、「棚卸資産評価損の計算資料」を「該当なし」とする報告を行った。

また、実地棚卸の立会に関連して、日本ヘリウムは、当社の監査室を通じて、棚卸表の「消費の列（青色枠内）において、マイナスとプラスが混在している理由をご教示いただけますでしょうか」との質問を監査法人から受けた。この消費の列におけるプラスとマイナスの混在は、損益調整の意図で未処理ロスを国内コンテナ在庫に付け替えるための手法の一環でもあったが、J氏は、Ek氏とも相談のうえで、この不適切な処理について監査法人への報告は行わないこととし、コンテナ間の移出入を行っているためマイナスとプラスが混在しているとのみ回答した¹⁹。そのため、監査法人は、在庫の不適切な会計処理を把握できなかった。

ウ 当社の監査室による内部監査

4月24日及び25日、日本ヘリウムに当社監査室による内部監査が行われたが、日本ヘリウムは、監査室に対して本件在庫問題の報告を行わなかった。

4 不適切な会計処理についての関係者の認識及び関与の程度等

以下では、本件に関与した日本ヘリウム及び当社の主な役職者の認識や関与の程度について指摘する。

(1) J氏

J氏は、海外返却コンテナの残渣数量を実態より高く設定するだけでなく、当該設定に基づいて返却時に計算されるロスも適切に処理せず、損益調整の目的で継続的に国内コンテナ在庫に付け替える等の処理を行い、2019年度以降の日本ヘリウムの在庫額及び損益を不当に歪め、当社グループの連結財務諸表にも同様の影響を与えた。その影響額も、2025年3月末の段階で自ら見込んだ金額で約10億円、外部調査機関による調査の結果では、これを大幅に超える金額に及んでおり、その規模は軽視できるものではない。

¹⁸ Ek氏によれば、当社においてロスの処理方針を継続的に検討していた最中であり、その結論が出るまでは、従前と同様の処理を行うことにしたとのことである。

¹⁹ J氏は、既に当社の意向に従って未処理ロスを次年度以降に繰り延べる処理を行っていたこと、Ek氏は、当社においてロス処理方針を継続検討しており、その間は従前と同様に実態を反映しない処理を行っていたことを、監査法人に対してありのままを回答しなかった理由として挙げている。

また、当社の担当事業部（ユニット）とは情報を共有して事後の対応を検討していたものの、監査法人からの質問に対して事実と異なる回答を行い、また、内部監査に対しても本件の報告を行っていない。これらの監査に対してありのままを報告していた場合、2025年3月期の決算で実在性のない在庫の損失処理等、適切な事後処理を行えた可能性がある。

なお、2025年3月21日に本件をEk氏に報告し、その後、当社も関与して処理方針の検討が開始された後については、3月度のロス処理を2月度までと同水準で計上したことは当社の意向に従った処理であり、また、2025年4月以降の新事業年度は、日本ヘリウムの在庫管理業務はAh氏に引き継がれ、さらに、ロス処理の方針が確定するまで従前と同様の処理を継続することは日本ヘリウムと当社の双方の関係者が認識のうえで行われてきたことであるから、この点についてのJ氏の関与は限定的である。

（2）Ek氏、Ah氏、Ib氏らJ氏以外の日本ヘリウムの関与者

日本ヘリウムの関与者は、代表取締役（Ek氏）、取締役（Ah氏）、前代表取締役・顧問（Ib氏）、監査役（Ak氏）というそれぞれ重要な役職に就く者でもあるが、これら関与者は、J氏から本件の報告を受け、メールや会議でやり取りを繰り返す中で、J氏による不適切な在庫処理によって実在性のない過大な在庫が多額に計上されていることを認識し、又は少なくとも容易に認識できたにもかかわらず、2025年3月期（2024年度）に損失処理を行うことなく、同年3月度について2月度までと同水準でロス処理を行い、又はこの処理に異議を述べなかった。また、2025年4月以降の新事業年度においても、2024年度までと同様の不適切なロス処理を継続し、又はこの処理に異議を述べなかった。さらに、Ek氏は、日本ヘリウムの代表者として当社の役職員と本件について直接面談等を行うことも多く、また、監査法人からの質問に対する回答内容の相談をJ氏から受ける等しており、本件についての関与の程度は強かった。

なお、J氏による報告の後、2025年3月度のロス処理を2月度までと同水準で計上したこと、25年4月以降の新事業年度も従前と同様の処理を継続したこと、それ自体は、当社の意向に従った対応である。また、日本ヘリウムの職務権限規程において、2百万円以上の棚卸資産の廃棄・減耗処理は当社の承認事項とされており、規程上も、日本ヘリウム独自の判断で本件の損失処理を行える状況ではなかった。

（3）Bx氏ら当社の従業員²⁰

Bx氏は、当社のインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン■として本件に深く関与しており、2025年3月度でのロス処理を回避して2025年度以降に先送りする処理が決定した3月28日の会議でも、中心的な役割を果たしていた。また、2025年4月以降も、当社内での関係者に対する報告・相談、日本ヘリウムとの連携・調整等において中心的な役割を担っており、先送りした未処理ロスの複数年にわたる分割処理を計画する等、本来あるべき会計処理を実現する態度も希薄であった。ただし、後記のとおり、2024年度中はEo氏、2025年4月以降はBi氏及びAm氏への随時の報告・了承を経ながら事案の処理に当たっており、Bx氏が独断で処理方針を決定していたとは認められない。

なお、Bx氏以外の従業員についても、日本ヘリウムとやり取りされたメール等から、2025年3月の時点で、少なくとも帳簿上の在庫に大量の未処理ロスが含まれて

²⁰ Bi氏については後記（4）、Ea氏については後記（6）で記載する。

いること自体は認識していたものと認められるが、いずれの者からも、実在性のない在庫計上を回避するための能動的な行動がとられた形跡はない。

(4) Bi 氏、Am 氏

Bi 氏及び Am 氏は、2025 年 4 月 1 日の異動により日本ヘリウムを管掌（管轄）することとなったから、2025 年 3 月度までに行われた本件に関する決定や処理には関与していない。

両氏は、少なくとも 4 月 11 日の時点で未処理ロスの問題を認識していたが、この時点で実務的に可能な範囲で実地棚卸に直ちに着手するよう指示したり、監査法人との情報共有を含め適切な決算に向けた具体的な対応を行うよう指示した等の事実は認められない。

なお、Am 氏がその後、ロスを確定させて損失処理を行う必要性を複数回にわたり Bi 氏に指摘し、Bx 氏に対しても、損失処理は一括が原則であると指摘していた事実は認められる。

(5) Eo 氏

2025 年 3 月 25 日に本件について報告を受けた Eo 氏が、その場でロス処理の方針について指示又は了承した事実等は認められないものの、2025 年 3 月中（4 月 1 日の役職変更までの間）には、3 月度に未処理ロスに係る損失計上を行うことなく、2 月度と同水準でのロス計上を行うことについて Bx 氏から報告を受け、これを了承していたものと認められる。

この点、Eo 氏は、前記の了承をした記憶はないと述べるものの、3 月 25 日の報告の時点で本件の重大性を認識して 3 月度での計上の要否について強い関心を示していたことが関係者間のメールで報告されていること、Bx 氏において、3 月 25 日の段階ではロス処理方針について Eo 氏から指示を受けていないものの、その後、3 月中に、3 月度も 2 月度と同水準でのロス処理を行う方針を Eo 氏に報告して了承を得たと述べていること、また、当社の関係会社規則上、子会社の棚卸資産の廃棄、減耗処理は、2 百万円以上は管理責任部署（日本ヘリウムにおいてはインダストリアルガスユニット）以上が承認権者とされているところ、ビジネスディビジョンにとどまる Bx 氏が、D&I グループ管掌の取締役であり、かつ、インダストリアルガスユニットを兼務していた Eo 氏の了承なしに、総額 10 億円程度とも推定された多額の在庫損失処理問題について独自に決定することは考えがたいこと、3 月当時のやり取りを振り返って確認する Bx 氏、Ec 氏及び Ek 氏らのメールで、Eo 氏も関与する中で「前期での対応は出来かねるために翌期繰越しということになった。」とされた経過が記載されていること、D&I グループ管掌を離れた 2025 年 4 月以降においても Eo 氏が Bx 氏から本件に関する情報を聞き取っていたところ、2025 年度への損失計上の先送りについて Eo 氏が Bx 氏に対して疑義を呈したり、遡って処理をやり直すべきではないかといった意見を示した事実も何ら窺われないことから、前記のとおり認定するものである。

(6) Ea 氏

Ea 氏は、経理部門（連結管理室）の、当社グループにおける適正な会計処理を担保すべき重要な職責を担っていたが、本件未処理ロスの問題について事業部門（Bx 氏ら）から報告・相談を受けて認識した後にも、過大在庫の速やかな一括損失処理に向けた具体的な是正行動をとることはなく、また、監査役や監査法人等と事実を共有して事後の対応を協議する等の対応も行わなかった。

(7) Hy氏

Hy氏は、2025年5月14日にBi氏及びBx氏から本件未処理ロスについて報告を受けた際、連結管理室と相談して処理するように指摘した事実はあるものの、過年度に発生したロス部分が引き続き帳簿に計上されている事態を直ちに是正するよう指示をしたことはない。Hy氏は、その理由として、連結管理室と協議中であるとの報告を受けており、連結管理室の意見を受けて適正に処理されるものと認識していたという趣旨を述べているが、連結管理室との相談結果について確認することまではしていない。

(8) Fg氏

Fg氏は、本件について初めて報告を受けた2025年6月30日の段階で、粉飾決算に当たるのではないかとBi氏に指摘した。その後、前記3・(7)及び(8)に記載の経過で本件不適切な会計処理の全貌が明らかになっており、本件報告を受けた後のFg氏の行動について、特段の問題は見当たらない。

5 内部統制上の問題

(1) 業績達成へのプレッシャー、不適切な会計処理を容認する企業風土等（統制環境上の問題点）

売上利益至上主義ともいえる当社グループの高い業績目標に加え、当社及び日本ヘリウムの関係者内では、合併会社である日本ヘリウムの赤字決算は許容されないという認識が広く共有されており、担当の役職員は、業績達成や赤字回避に対する強いプレッシャーを受けていた。

また、J氏による不適切な在庫処理が既に発覚していた2025年3月期（2024年度）に本来あるべき損失処理が行なわれなかったにとどまらず、2025年4月からの新事業年度においても、相当多くの役職員が関与する中で従前と同様の不適切な会計処理が続いており、日本ヘリウム及び管轄する当社事業部門（インダストリアルガスユニット）には、不適切な処理を容認する空気が相当程度蔓延していた。

このように、日本ヘリウムに関しては、具体的な業務処理統制上の問題点以前に、各種の内部統制の土台となるべき統制環境に不全があり、このことが、J氏による不適切な在庫処理、及びこれが発覚した後の損失処理の先送りの原因となったものといえる。

(2) 在庫管理業務の属人化（在庫管理を統括本部長に一任する規程）

日本ヘリウムでは、実地棚卸実施要領において、統括本部■を在庫管理の責任者とすることが定められている。2018年10月にJ氏が日本ヘリウムに異動してから、2025年6月にAWMXに異動するまでの大半の期間において、資産計上や損益計算の基礎となる極めて重要な在庫管理業務（在庫評価）を、統括本部■のJ氏が実質的に一人で執り行ってきた。会計業務の外部委託先であるCc会計税務事務所は、J氏が作成した棚卸表に記載されているロス量を会計システムへ入力していたが、棚卸表自体の適正性を確認する統制は存在しなかった。

実地棚卸実施要領の規程にもかかわらず、実際には実地棚卸を行って期末の在庫計上額を決定するプロセスも採用されていなかった日本ヘリウムにおいて、在庫管理業務を実質的にJ氏のみが担ってきたことは、J氏に不適切な会計処理実行の機会を与えたものといえる。また、本来であれば、在庫管理業務を含む現場業務が適正に行われているかを検証する役割を期待される統括本部■が、在庫管理業務の責任者と

して定められていることは、日本ヘリウム内部における内部統制上の弱点（第2線機能の脆弱性）と考えられる。

（3）実地棚卸等の不実施による在庫差異発生とその放置

日本ヘリウムの前代表取締役及び現代表取締役は、実質的にJ氏のみが関与し、実地棚卸もなされないままに在庫管理が行われている状況下においても、J氏からの報告を慎重に確認するプロセスを経ることなく、受け入れてきた。

また、前社長のIb氏は、J氏が月次レベルでロスの過少計上による損益調整を行っていた事実を2020年頃に把握していたから、そのような不適切な調整を行わないよう指示したり、また、月次レベルだけでなく年度を跨ぐ影響が実際に出ているかを確認し、必要に応じて是正措置を講じるべき立場にあったといえるが、そのような対応が行われた形跡はなく、このことは、J氏がロスの過少計上による損益調整に躊躇を覚えず、日本ヘリウムで在庫差異が拡大した原因といえる。

前記（2）で述べたところと併せて、日本ヘリウムにおいて在庫差異が発生した場合に、それを適切なタイミングで発見・是正する内部統制が適切に構築されていなかったことが、内部統制の観点から問題と考えられる。

（4）損失処理の先送り（抑止・牽制機能の欠如）

本件では、日本ヘリウムの代表取締役及び日本ヘリウムを管轄する本社ユニットの上位の役職者が不適切行為（実在性のない過大な在庫計上を含む）を認識した後も、損失の一括処理に向けた本来あるべき対応が取られず、見せかけの業績を優先した、現状追認的な行為（不作為を含む。）が広く見受けられた。また、本社ユニットから連結管理室（経理部門）XXXXXXXXXXに対して本件の報告・相談がなされた段階においても、損失処理を先送りする不適切な対応について、速やかな是正がされることがなかった。

管轄子会社を含む事業部門（ユニット内）での抑止・牽制が有効に機能していないだけでなく、事業部門と管理部門（本社経理部門）との間での抑止・牽制も有効に機能しておらず、このことも、J氏の行為が発覚した後に漫然と不適切な会計処理が継続した原因といえる。

6 その他の不適切な会計処理

（1）当社との間における販売単価改定による利益調整

2024年6月から、日本ヘリウムの単月・通年の赤字を回避するため、L社の商流²⁴に介在する当社が、日本ヘリウムから通常価格より高くヘリウムを仕入れて、当社グループの地域事業会社（AW東日本）へは通常価格で卸すことで、日本ヘリウムの赤字を負担する利益調整を行っていた。その結果、2023年頃から市況変化によりヘリウム自体の需要が大きく減少したにもかかわらず、日本ヘリウムの当社に対する売上が2024年3月期の10億02百万円から2025年3月期の18億42百万円へと大きく増加した。

当事案を調査した結果、当社と日本ヘリウムとの間の販売単価の改定にあたり確認書の締結等の手続は経ており、また、日本ヘリウムの当社に対する売上が連結上は相殺消去されており、連結財務諸表に影響はなかったものの、当社と日本ヘリウムでの改訂された販売単価は経済的な合理性を備えた金額とはいえず、両社の単体レベルでの損益は不合理に調整されたものといえる。

²⁴ 日本ヘリウム→当社→AW東日本→Bc社→L社（最終顧客）の商流である。

(2) 旧工場棟除却損先送り

日本ヘリウムの前副社長であるIw氏(以下「Iw氏」という。)は、2018年度の赤字を回避するため、以下のとおり、旧工場棟の除却損を翌期へ先送りしていた。

すなわち、日本ヘリウムは2018年4月に川崎へ本社を移転し、旧本社である旧工場棟とプレハブ2棟を2018年9月7日に解体したが、固定資産台帳上、除却の処理をせず、また、会計処理も何ら計上しなかった。翌期である2019年4月25日に旧工場の土地を売却したが、そのタイミングで前年に解体済みである旧工場棟とプレハブ2棟を含む、旧工場の固定資産を一括で処理した。本来は原則として建物を解体した時点で除却損を計上すべきであるため、2018年度に除却損約13百万円を計上すべきであり、2019年度は同額を取り消す処理が必要であるが、意図的にかかる処理を行わず、除却損の計上を先送りしたことは不適切な会計処理に該当し、その影響額は約13百万円となる。

第3 エコロッカにおける不適切な会計処理に係る事実関係

1 エコロッカの概要等

(1) 沿革及び組織概要

エコロッカは、2003年に当社の一事業部(エコロッカ事業部)として発足し、2014年8月にエア・ウォーター・マッハ株式会社(以下「AWマッハ」という。)のエコロッカ営業部と当社本社のエコロッカ事業部が統合される形で独立事業会社化した当社の完全子会社である。現在は、長野県長野市に本社を置き、資本金90百万円、売上高16億44百万円(2025年3月期)、従業員数38名(2025年3月時点)である。

(2) 事業内容

エコロッカは、当社の地球環境分野・D&Iグループの中のインダストリアルガスユニットに属し、本社のある旧工場を主要な事業所とし、リサイクル材を原料とするウッドデッキ(デッキ材)、ルーバー材、フェンス材等環境配慮型の建築素材を主力として、木材・プラスチック・金属等の複合材をはじめとする建築・土木資材等の製造、販売を行っている。2021年12月には、事業譲渡により旧工場が新たに製造拠点に加わった。2024年3月以前は、エコロッカは、自社で製造した製品を自らユーザーに販売する他、ゼネコンから資材等の設置工事を受注する等していたが、2024年4月に当社グループの事業再編が行われ、営業・販売機能はAW東日本等の地域事業会社へ移管し、エコロッカは製造に特化する体制へと移行した。

2 在庫差異等の発生

(1) 概要

エコロッカでは、2024年5月頃、約4億円の在庫差異等が生じていることが発覚し、その後の实地棚卸等の調査の結果、2025年9月末時点における在庫差異や減損処理等の要修正額は約5億円に上ることが明らかとなった(以下「本件在庫差異」という)。本件在庫差異が生じたのは、主にJp氏(以下「Jp氏」という。)が代表取締役を務めていた2017年6月から2024年3月までの期間であると考えられ、その原因は、以下のとおり多岐にわたる。

① 实地棚卸の未実施等を原因として、実在庫と在庫管理の記録表である在庫動態表との間に差異が生じており、原材料・仕入商品・製品等の在庫数量に差異が生じていた。

② 在庫単価を調整して在庫を実単価よりも過大に評価する一方、(売上)原価を実原価よりも過少に計上していたため、帳簿上の合計額と実際の在庫の合計額に差異が生じていた。

③ 帳簿上での在庫の払出し処理を適切に実施しておらず、在庫を過大に計上する一方、原価を実原価よりも過少に計上していたため、帳簿上の合計額と実際の在庫の合計額に差異が生じていた。

④ 在庫補正として不適切に原価のマイナス処理を行い、結果的に架空の在庫が計上されていた。

⑤ 滞留在庫・不良在庫・貯蔵品等を適切に評価減処理しなかった。

⑥ 未成工事支出金の不適切な資産計上が行われていた。

⑦ 回収可能性のない前渡金の損失計上の先送りが行われていた。

⑧ 連結財務諸表上における、開発費の不適切な資産計上が行われていた。

以下、個別の発生原因について詳述する。

(2) 在庫差異等の発生に至る経緯・原因

ア 在庫管理の過程における数量差異の発生

エコロッカの棚卸資産は、自社倉庫(■工場、■工場、■倉庫、■倉庫)及び外部倉庫(委託先は、エア・ウォーター物流株式会社(以下「AW物流」という。)、Aa社、及び当社)に存在する。在庫管理の概要は以下のとおりである。

(ア) 工場担当者による在庫確認とシステム入力

工場担当者は、工場内在庫表と呼ばれる Excel 表で在庫数量を管理しながら、■という販売購買在庫管理システム(以下「■システム」という。)に入庫及び出庫の情報を入力する。

(イ) 在庫動態表の作成

在庫管理担当者は、■システムから出力した CSV データを Excel 表に転記する形で在庫動態表と呼ばれる在庫リストを作成する。この際、在庫動態表と、エコロッカの外部倉庫から送付される預り証のデータや、■工場及び■工場から報告を受けた在庫数のデータを月次で比較することで、実在庫と帳簿上の在庫に差異があるか否かを確認する。

(ウ) 会計システムへの入力

Cc 会計事務所が、在庫動態表を元に算出した毎月末の棚卸資産の残高を、エコロッカの会計システムに入力する。

(エ) 実地棚卸の不実施

当社グループ全体として、年に2回実地棚卸を実施することとされていた。しかしながら、エコロッカにおいては、少なくとも Jp 氏が代表取締役社長を務めていた 2017 年 6 月から 2024 年 3 月までの期間、実地棚卸と評価し得る行為は行われていなかった。

具体的には、■工場をはじめとする自社工場については、Jp 氏やその他担当者が工場から送付されてくる在庫表と在庫動態表との照合はしていたものの、自社工場まで赴いて実在庫の確認作業を実施する又はこれに立ち会うといったことはなく、実地棚卸の実施記録も残っていなかった。また、外部倉庫についても、倉庫業務を AW

物流に委託していたものの、委託範囲に実地棚卸は含まれていなかったため、Jp氏をはじめとするエコロッカの担当者は、AW物流の担当者から送付を受けた在庫表と在庫動態表の照合を行うのみで、実地棚卸を実施するといったことはなかった。

(オ) Jp氏による数量の調整等

前記在庫管理プロセスの中で、Jp氏は、エコロッカが当社の一事業部門であった2009年頃から在庫管理を担当しており、代表取締役となった2017年以降は、在庫動態表の作成を一人で進めていた。Jp氏は、月次での在庫動態表と自社倉庫及び外部倉庫から送付されてくる在庫数のデータの確認作業の中で、各工場からの報告数量と在庫動態表との間に差異を確認した場合、当月分のデータを修正するのではなく、■■■■システム上で翌月分の払出しの数量を調整していた。また、在庫動態表の数量を調整することもあり、その結果として在庫動態表上の単価も変更されてしまっていた。その他、Jp氏は、在庫動態表に入力すべき数量の単位を誤って入力することがあり²²、入力された数量が誤っていることを認識した後も、これを修正しなかったため、結果として在庫動態表上の在庫数量が過大に計上されてしまっていた。

以上のとおり、Jp氏による払出しの数量の調整及び在庫動態表上の数量の調整並びに数量の誤入力等により在庫差異が生じるとともに、エコロッカにおいて実地棚卸が適切に実施されていなかったこともあいまって、2024年3月までの間に、実在庫と会計帳簿との間で在庫差異が生じることとなった。なお、Jp氏による在庫数量等の調整が意図的に行われたものか否かについては、後記(3)に詳述する。

イ 在庫単価の調整による在庫の過大計上及び(売上)原価の過少計上

エコロッカにおいては、製品及び仕掛品を標準原価により評価している²³。当該標準原価の算定に用いられている標準単価は、社内で予算策定時に設定した標準単価と比較して、相対的に高い水準となっていた。さらに、エコロッカにおいては、売上原価を、期首の在庫残高及び当期の実際製造原価の合計から期末の在庫残高を差し引くことにより計算しているところ、在庫残高の評価に用いる標準原価が実際製造原価よりも高くなっているにもかかわらず、標準原価と実際製造原価との差額が期末在庫及び売上原価へ按分されない結果、在庫が過大に計上される一方、売上原価が過少に計上されることとなった。製品及び仕掛品の標準単価が過大である可能性については、在庫管理を担当していたJp氏自身も認識していたものの、次回の実地棚卸の際に修正すればよいとの判断から対応が先延ばしされ、その後修正されることはなかった。なお、Jp氏は、2024年3月をもって代表取締役を退任するとともに、エコロッカを退社している。

ウ 誤った在庫補正による在庫の過大計上及び(売上)原価の過少計上

2023年9月に、Jp氏は、■■■■システム及び在庫動態表上で、在庫の計上単位を袋数(50本入り)から本数へ変更する補正を行った。なお、当該補正は、在庫管理上必要なものではなかった。計上単位を袋数から本数へ変更することで在庫の数量は大幅に増加したが、単価は本数単価に修正されておらず、従来の袋数単価を採用していた結果、約51百万円の在庫の過大計上、同額の売上原価の過少計上となった。Jp氏は、当該補正がエコロッカの営業利益へ重要な影響を及ぼすこと、また当該補

²² 具体的には、1袋50本入りの在庫について、本来は袋単位で数量を入力すべきところ、本数単位で数量を入力していたため、結果的に数量を過大に入力していた。

²³ なお本来であれば標準原価と実際原価との差額を期末在庫及び売上原価へ按分する必要があるが、当該按分は行っていない。

正が誤りであるとの認識はあったものの、適正な処理への修正を行うことはなかった。

エ 滞留在庫等の評価減処理の未実施

エコロッカの外部倉庫に保管された滞留在庫について、当社グループのグループ会計方針では評価減の検討が必要であったが、かかる検討が未実施であった。同様に、販売可能性のない不良在庫についても評価減の検討が未実施であった。滞留在庫については、半年に1回の頻度で滞留在庫報告書が作成されており、Jp氏自身や工場担当者も滞留在庫の存在を認識していたが、以下の理由により、適切に評価減の処理がなされていなかった。

① 2年以上滞留している在庫は評価減の対象となる社内ルールが一応存在していたものの、その間に一度でも受払いがあれば滞留在庫から外れるという運用がなされていたこと

② 原材料等として再利用の可能性がある在庫は評価減の対象としないという運用がなされていたこと

③ ①②の運用について、社内全体で周知された業務フローやマニュアルが存在せず、Jp氏が独自に評価減の判断を行っていたこと

さらに、主に■■■工場において、貯蔵品として資産計上されている物品に使用済みの物品が複数含まれていた。Jp氏は、年に2度の実地棚卸時期に、自社工場の工場長から貯蔵品を使用したか否かについてヒアリングを行い、貯蔵品の使用状況を把握していたと供述するが、実際には、資産計上されている貯蔵品に使用済みの物品が複数含まれていた。

オ 未成工事支出金の資産計上

エコロッカでは、クレーム処理費や人件費等の本来損失や費用として計上すべき性質の支出が未成工事支出金として資産計上されていた。

具体的には、2021年4月から同年6月までに発生した、エコロッカが納品した製品に不具合があったことに起因する工事のやり直し費用合計約38百万円について、対応する売上の発生は見込めない状況であったが、これを未成工事支出金として資産計上し、その後段階的に工事原価として処理した。

その他、エコロッカから協力会社への出向者に係る人件費等のうち■■■円について、協力業者からエコロッカに対してその一部を負担してほしいという依頼があった際、Jp氏が人件費等の負担を決定し、2023年9月に当該人件費等を未成工事支出金として計上した。もっとも、Fz氏によれば、対応する工事案件について、出向者の人件費が発生するような実作業は行われていなかったとのことである。

カ 前渡金の未処理

エコロッカにて購入予定であった商材に関する前渡金が2018年に資産計上され、その後当該商材に関する取引自体が頓挫し、前渡金の回収目途が立たなくなったにもかかわらず、損失計上の要否について検討が行われず、資産計上されたままであった。回収目途が立たなくなった時期は特定できないものの、Jp氏が当該取引を推進していたことから、同氏が代表取締役社長を退任した2024年3月以前のいずれかの時点であったと考えられる。

キ 開発費の資産計上

エコロッカでは、2023年12月から2024年3月までの期間において、製造人件費等約39百万円を連結財務諸表上において開発費として資産計上し、2025年3月期末においても減損の検討を含む再評価を実施していなかった。エコロッカでは、当時、在庫量の増加に伴い製品の生産を一時的に減らして生産調整を実施しており、在庫単価に配賦される人件費が上昇していたため、生産調整を実施している期間に新製品の開発行為を行い、新製品の開発に成功した場合には開発費用として製品価格に上乗せすることとして、製品開発に係る製造人件費等を開発費として計上していた。もっとも、製品開発業務が実際に実施されていたか否かについて、開発を予定していた3商品のうち、1つは2024年4月以降開発に着手したものの2025年5月に開発を断念、1つは2023年8月から見積りやサンプルの作成等に取り組んだものの同年11月には開発を断念しており、1つについては開発に取り組んですらいなかった。

(3) Jp氏の認識

Jp氏は、ヒアリングにおいて、在庫単価の調整（前記イ）に関して、製品及び仕掛品の標準単価が過大である可能性を認識していたものの、次の実地棚卸の際に修正すればよいと判断して直ちに修正はしなかった旨供述している。また、誤った在庫補正（前記ウ）に関して、当該補正が誤りであること及び当該補正がエコロッカの営業利益に重大な影響を及ぼす可能性があることは認識していたものの、適正な処理への修正を実施していなかった旨供述しており、在庫単価の調整及び在庫補正に関しては、自身の処理が誤っていたことを認めている。

その一方で、前記(2)で述べたその他の各処理については、Jp氏において自身の処理が誤っていると認識していたことを示す客観的資料や供述は得られなかった。また、Jp氏は、前記在庫単価の調整及び在庫補正を含め、エコロッカの利益を過大に計上する等の目的で意図的に在庫動態表等の数値の修正や在庫単価の調整等をしたことはなく、同目的で損失処理の先送りや不適切な資産計上等を行ったことはない旨供述している。

この点、当社グループの他社と同様に、当社からの売上及び予算達成に対するプレッシャーが少なからずあったこと、資産計上された各種費用に係る工事や製品開発に実体があったのか明らかでないこと、当時のエコロッカの在庫残高が約8億円であったのに対し、在庫差異等の合計はその50%に当たる約4億円と極めて多額に上ること等からすれば、意図的な数値の修正がなかったとの説明は疑わしい。しかしながら、Jp氏がその経歴において主に営業関連の業務に従事してきたことや、当社や外部の会計事務所からのエコロッカの経理面への関与が限定的であったこと等を踏まえると、Jp氏自身は専門的な会計知識を有しておらず、在庫差異等の原因となった前記各処理の判断が会計知識の不足に起因するものである可能性は完全には否定できず、前記在庫単価の調整及び在庫補正以外の処理について、Jp氏がエコロッカの利益や売上をよく見せるために意図的に行ったとまでは評価できない。

(4) 会計上の問題

エコロッカにおける在庫差異等の発生要因は多岐にわたるが、そのうち棚卸資産について、エコロッカが実施した実地棚卸等の調査の結果を前提とすると、2025年9月末における実地棚卸差異は約4億25百万円、滞留評価額は約28百万円にのぼる。これらは前記(1)の①から⑤に記載した事項等が原因となって生じた差異の積み上げであり、大部分は本来であれば過年度のいずれかの時点において費用処理しなければならなかった。過年度における影響額を算定することは困難であるが、少なく

とも Jp 氏が代表取締役となった 2017 年 6 月以降のいずれかの時点から、エコロッカにおいては、棚卸資産が過大に計上される一方、売上原価が過少に計上されていたと認められる。

前記(2)・オで述べた、工事のやり直しに伴い計上された未成工事支出金については、対応する売上の発生が見込めるものではなく、本来であれば発生時に費用処理すべきであった。また、出向者の人件費等については、対応する工事案件との関連性が認められず、未成工事支出金として計上できる性質ではなかった。よって、未成工事支出金の過大計上及び(売上)原価の過少計上が認められる。具体的には、2022 年 3 月期には約 38 百万円、2023 年 3 月期には 19 百万円、2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期には約 23 百万円の未成工事支出金が仕掛品として過大計上されていた。

前記(2)・カで述べた、エコロッカにて購入予定であった商材に関する前渡金については、2024 年 3 月以前のいずれかの時点で回収目途が立たなくなったと考えられ、結果的に約 3 百万円が過大に計上されていたと認められる。

前記(2)・キで述べた、連結財務諸表上において計上された開発費については、開発が技術的に実現可能であったとはいえず、IAS 第 38 号第 57 項に定められる資産計上の要件を満たしていたとはいえない。よって、2024 年 3 月期以降において、開発費約 39 百万円が過大に資産計上されていたと認められる。

(5) 内部統制上の問題

ア 在庫管理業務の属人化

エコロッカでは、在庫動態表は、期末在庫の残高及び在庫区分(原材料・仕掛品・製品等)を確定する基礎資料であり、決算仕訳起票の前提となる重要なものであるが、2017 年以降、2024 年 3 月までの間、その作成と管理を代表取締役の Jp 氏が実質的に一人で執り行ってきた。また、当該資料について、当社の管理部門やエコロッカの取締役、監査役が確認・レビューすることがなかった。会計業務の外部委託先である Cc 会計税務事務所は、Jp 氏が作成した在庫動態表を元に評価した棚卸資産の残高を会計システムへ入力していたが、在庫動態表自体の適正性を確認する統制は存在しなかった。在庫動態表を適切に作成・管理し、仮に誤りが発生した場合に、それを適切なタイミングで発見・是正する内部統制が構築されていなかったといえる。

イ 実地棚卸等の不実施による在庫差異発生とその放置

前記 2・(2)・ア・(エ)で述べたとおり、当社グループでは、実地棚卸を年 2 回実施することが当社グループの実地棚卸実施要領に定められている。しかし、エコロッカにおいては、Jp 氏が代表取締役社長を務めている期間中に、実地棚卸は行われていなかった。

特に、Jp 氏が在庫動態表作成・管理を担っていた期間においては、在庫を抱える拠点多く、実地棚卸に必要なマンパワーが不足していた。そのため、各倉庫が日常業務の入出庫記録に基づいて作成する在庫表上の理論在庫数量を実在庫数量とみなしていた。この場合、倉庫側の受払入力、廃棄品の削除処理等が適切に在庫表に反映されない限り、理論在庫数量は徐々に実在庫数量と乖離していくことになるが、それらの差異を検証する業務プロセスは構築されていなかった。

また、独自に現物確認を実施したとされる工場においても、その結果について、工場側のカウントと経営管理部側の認識との差異を突合し、原因分析及び修正を行うといった相互チェックの手続きは十分に整備・運用されておらず、内部統制の重要な機能である第 1 線の機能が適切に発揮されなかったといえる。

ウ 管理部門による指導の欠如

開発費の資産計上や未成工事支出金の資産計上、前渡金の未処理等、多数の決算整理項目について、不適切な処理が検出された。これは、決算処理の重要性を理解している人材やそれに精通している人材がエコロッカでは不足していたと考えられる。このため、当社グループ全体の決算を担う連結管理室に頼らざるを得なかったものの、リソース不足により、十分な管理・指導は行えておらず、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

3 発覚後の損失処理の先送り

(1) 概要

エコロッカにおいて、2024年5月に前記第3・2で述べた在庫差異等の存在が発覚したことから、速やかに在庫差異等の金額を確定して損失処理等をすべきであったにもかかわらず、Fg氏の当該年度における損失処理は難しい旨の発言を受けて2025年3月期における損失処理を先送りし、さらに、2026年3月期においても、Fh氏を中心とする当社の当時の監査室の関与のもと、5年ないし6年間にわたり分割して在庫差異等を費用処理する方針が検討されていたものである。

(2) 発生に至る経緯・原因

ア 2025年3月期における損失処理の先送り

(ア) 在庫差異の発覚

2024年4月、エコロッカは当社のグループ再編によりD&Iグループの傘下に入り、D&Iグループからの指導を受けながら業績改善に取り組むこととなった。その過程で、2024年5月30日、AW東日本代表取締役のGg氏（以下「Gg氏」という。）及び当時のD&Iのグループ兼インダストリアルガスユニットであるEo氏によるエコロッカの視察が行われた。この際、Eo氏は、エコロッカの外部倉庫が多く、在庫数量が多かったことから、Fz氏に対して、エコロッカの在庫管理の記録（在庫動態表）と実際在庫の照合を指示した。この指示に基づき、Fz氏が調査を行った結果、前記第2のとおり、エコロッカにおいて本件在庫差異が発生していることが判明した。

(イ) 発覚した在庫差異等の共有

Fz氏は、2024年6月12日、Gg氏らとの打合せにおいて、本件在庫差異の発生を報告し、さらに、2024年6月19日にはD&Iグループの会議において、Eo氏及びインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン Bx氏に対して、本件在庫差異の発生を報告した。また、2024年6月14日に、エコロッカの会計処理を依頼しているHh氏（以下「Hh氏」という。）にも本件在庫差異について報告した。その後、Eo氏及びBx氏から、地球環境部門・企画・管理部 Fj氏（以下「Fj氏」という。）及びインダストリアルガスユニット・業務・システム部 Ak氏に報告がなされた。2024年6月27日、Bx氏は、Ea氏に対して、発覚した在庫差異等を報告した。同日又は2024年6月28日、Ea氏は、2024年7月以降、経営企画室 Hp氏（以下「Hp氏」という。）に対して、発覚した本件在庫差異を報告した。Hp氏は、同日、監査室 Fh氏及び監査室 Iy氏（以下「Iy氏」という。）に対して発覚した本件在庫差異を報告した。

(ウ) Fg氏及びHy氏との面談用報告資料の作成

2024年6月19日及び同年7月22日に開催されたD&Iグループの会議において、Eo氏及びBx氏は、Fg氏及びHy氏への報告を行うことを目的として、Fz氏に対し、実地棚卸等の調査による在庫差異の内容及び損失処理すべき金額の確定と、当該調査結果に基づいた報告資料の作成を指示した。

Fz氏は、本件在庫差異に係る報告資料の作成に伴い、2024年9月13日、Hh氏に本件在庫差異のうち、前記(1)・ア・(イ)記載の在庫差異及び同(カ)記載の未成工事支出金の適正な会計処理方法を確認した。Hh氏からは、これらについては当期(2025年3月期)に損失処理をする必要がある旨の回答があり、Fz氏は遅くとも当該回答を受けた時点でその必要性を認識した。

その後、Fz氏はHh氏にも相談しつつFg氏及びHy氏への報告資料及び補足資料を作成し、主にBx氏との間で、当該資料に関する継続的な修正・調整のやり取りを行った。

さらに、Fz氏が、エコロッカにおける在庫差異等の内容及び損失処理すべき金額を調査した結果、2024年10月、損失が約4億80百万円であることが判明した。

(エ) Fg氏及びHy氏との面談(2024年10月9日)

2024年10月9日、Fz氏は、Fg氏、Hy氏の順に、それぞれ個別に面談を実施した。まずFg氏との面談において、Fz氏は、本件在庫差異の詳細を説明し、約4億80百万円の損失が発生していることから当期に一括して損失処理することを申し入れた。これに対し、Fg氏からは「減損処理に関しては、私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」という旨の発言があった。この際、Fz氏は、Fg氏の発言につき、自身はFg氏と減損処理について議論すべき立場にはなく、Eo氏及びBx氏とともに検討すべき発言と判断したため、Fg氏に対して、当期において損失処理をしないことが不適切な会計処理に該当することは伝えなかった。

その後のHy氏との面談において、Fz氏は、本件在庫差異の詳細を説明したうえで、Fg氏の前記発言内容も共有したが、Hy氏は「分かりました」と述べるにとどまり、処理方針に関する具体的言及や、Fg氏の発言に対する特段の反応はなかった。

そして、同日、Fz氏は、Bx氏及びEo氏に対して、Fg氏との面談内容を報告し、当該報告内容は、同日又はその直後において、Fj氏及びEa氏等に共有された。

(オ) 損失処理の先送りの決定及び実行

Fz氏は、前記面談におけるFg氏の発言を受け、約4億80百万円の損失を当期で一括処理することはもちろん、次年度以降においても一括で処理することは困難であると判断した。

さらに、Bx氏らFz氏より上位の役職者からも、本件在庫差異の損失処理に関する明確な指示がなされなかった。

そこで、Fz氏は、約4億80百万円の損失を2026年度から2030年度の5年に分けて処理することとし、損失処理の計画を立てた。具体的には、2026年度及び2027年度にそれぞれ90百万円、2028年度から2030年度にそれぞれ1億円の損失処理をすることを計画した(以下「本件処理計画」という。)

2025年1月16日、D&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおいて、Fz氏は、Eo氏及びBx氏らに対して、本件処理計画を説明し、2025年1月31日には、本件処理計画を含む2025年度予算計画及び中期経営計画案を作成した。Eo氏及びBx氏は、当該予算計画及び中期経営計画案を承認した。

その結果、エコロッカにおいては、本件処理計画に基づき、本件在庫差異について、2024年度において損失処理は実施されなかった。

イ 監査室関与のもとでのさらなる先送り計画の検討

(ア) 監査室による監査の実施

2025年5月22日及び23日、当社の監査室により、エコロッカに対する業務監査及び財務監査が実施された。そして、同年5月23日、財務監査の一環として面談が実施され、エコロッカはFz氏及び経営管理部■■■■ Aj氏（以下「Aj氏」という。）が、監査室からはFh氏、Iy氏及び監査室社員のIw氏が出席した。

そして、財務監査において、Fz氏は、Fh氏、Iy氏及びIw氏に対して、4億80百万円の損失を2026年度から2030年度の5年に分割して減損処理をする計画について報告したにもかかわらず、監査室のメンバーはこれに対して不適切な会計処理であるとして止めるよう指示等を行うことなく、損失を分割処理する方針を前提として、2026年度を待つことなく、2025年度から処理を開始するか否かについて議論した。

その際、Fh氏においては、「少しずつ金額を減らして、処理していくことが必要であるという認識は一緒だと思う。」「万が一監査法人から指摘された場合はすぐに処理しなければならない状況になる。今期から少しずつ処理を進められないか、Fj氏とも相談する。」等と発言し、また、Iy氏は、4億80百万円もの損失を一括処理すると、監査法人に疑問を持たれてしまうことを懸念する発言をしており、損失を隠蔽しようとしていたことが窺える。

(イ) Fz氏とFg氏及びHy氏との面談（2025年6月9日）

Fz氏は、策定した本件処理計画を含む中期経営計画について説明するため、2025年6月9日に、Fg氏、Hy氏の順に、再度それぞれ個別に面談を実施した。まずFg氏との面談において、Fz氏が本件処理計画を説明したところ、Fg氏からは、本件在庫差異に係る損失処理を2025年3月期に行わなかったことを咎める旨の発言があった。

続くHy氏との面談において、Fz氏は本件処理計画を説明したうえで、Fg氏の前記発言内容も共有したが、ここでも、Hy氏から、当該処理方針に関する具体的言及や、Fg氏の発言に対する特段の反応はなかった。

そして、同月10日、Fz氏は、Bx氏に対して、当該面談内容を報告した。

なお、この面談時、Fz氏は、Fg氏の発言内容が以前の面談時と異なっていることを認識していたものの、Fg氏に対し、その旨を指摘することはなかった。

(ウ) 2025年6月23日の監査室とエコロッカとの会議

2025年6月23日、当社監査室による監査の一環として、エコロッカ側と当社監査室の会議が開催された。エコロッカ側はFz氏、Aj氏及びエコロッカの経営管理部■■■■ Iz氏が、監査室からはFh氏、Iy氏及びIw氏が出席した。

Fh氏は、エコロッカにおいて、エコロッカの在庫管理について、在庫動態表において払い出された在庫が、そのまま帳簿上に残っているものとして記録されていることを確認した。

また、Fh氏は、期末や四半期末ごとにイレギュラーな処理を行うと、監査法人が使用しているAI分析ツールによって会計処理が顕在化し、損失が発覚してしまうので、そのような処理はすべきではないとの趣旨の発言をしたうえで、期末在庫評価の見直しと、期中における製品販売プロセスでの在庫の払出しによる損失処理方法を議論した。

さらに、Fh氏は、Aj氏が作成した、在庫差異について記載された資料を監査法人に見せた場合、実地棚卸の際に在庫の現物が存在しないことが発覚し大ごとになるため、このような資料を監査法人に見せてはいけないという趣旨の発言をしており、監査法人に対する資料の隠蔽を示唆したことが窺える。

2025年6月23日の会議において、監査室の意見として、「会長が一括処理を指示したから一括処理をするという判断は、会長は好まない筈。」「2026年度から2030年度までの5年間で処理する計画に対して、今年度からでも処理した方が良い。」「年度末に一括処理などの極端な処理は望ましくない。」といった発言があったことについては、2025年7月16日に実施されたD&Iグループ・インダストリアルガスユニット・ビジネスディビジョンの会議資料にも記載されており、監査室からエコロッカに対し、一括処理以外の方法で会計処理をすることが望ましいとの方針を示唆したことが示されている。

このように、当社監査室のメンバーは、本件在庫差異を一括で損失処理する方向で本件処理計画を正すことをしなかったのみならず、不適切な在庫管理や損失処理が監査法人に発覚することを避けながら、複数年にわたって少しずつ処理する方法を検討していた。

(3) 関与当事者の認識

ア Fz氏

Fz氏は、前記(2)・アのとおり、本件在庫差異の発覚以降、その処理方針につきBx氏やHh氏らと継続的に協議、相談しながら、最終的には本件処理計画に基づき損失処理を先送りすることを決定した。したがって、Fz氏は、本件在庫差異に係る損失処理の先送りを認識していたことは明らかである。

イ Eo氏、Bx氏

Bx氏は、前記(2)・アのとおり、本件在庫差異の発覚以降、その処理方針についてFz氏と継続的に協議していた。さらに、Fz氏とFg氏との面談後にFz氏から報告(Fg氏が「減損処理に関しては私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」旨述べたとの報告)を受け、その後、D&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおいてFz氏が本件処理計画を提案した際にも同ヒアリングに参加し、Fz氏の提案内容(報告)を了承した。したがって、Bx氏は、本件在庫差異に係る損失処理の先送りを認識していたものと認められる。

また、Eo氏は、Fz氏から本件処理計画の報告を受けた記憶がない旨述べている。しかし、2025年1月16日に実施されたD&Iグループの中期予算計画に関するヒアリングにおける報告資料には本件処理計画が記載されており、かつ、当該ヒアリングにはEo氏も参加している。加えて、同ヒアリングに参加していたBx氏は、Fz氏から本件処理計画の報告を受けたことを把握している。これらの事情に照らすと、Eo氏が本件処理計画について報告を受けていなかったとする説明は合理的に説明しがたく、Eo氏も本件処理計画を認識していたと認められる。

ウ Fg氏

Fg氏は、前記(2)・ア・(エ)で述べた、2024年10月9日に行われたFz氏との面談に関し、損失処理について、「私が決定すべき事項ではないので、しかるべき手順を踏んでほしい」旨述べたにすぎないとして、「今期の処理は難しいかもしれない」といった発言をした事実を否定している。

この点、Fz氏は、本件在庫差異等の発生が前任のJp氏に、損失処理の先送りがFg氏にそれぞれ起因する旨の供述をしているところ、Fz氏が自己の責任を回避ないし転嫁する動機を有している可能性はあり得る。また、Fz氏が、後記4記載の自身が過去に主体的に関与した不適切な会計処理につき、本調査が開始した後速やかに開示しなかったことにも照らせば、同氏の供述の信用性については慎重に検討する必要がある。しかしながら、前記(2)・ア・(エ)で述べたとおり、Fz氏がFg氏に対して一旦は本件在庫差異の一括処理を前提とした計画を提示した経緯を踏まえると、Fz氏が、あえて虚偽の報告というリスクを冒してまで自発的に不適切な損失処理の先送りを選択したとまでは考えにくい。また、Fz氏はFg氏との面談直後、速やかに面談内容を報告するメールを送信している。当該メールは問答形式で、具体的な会話内容が記載されていることからすれば、記憶違い等で誤った内容が記載される可能性は高くはない。

以上を踏まえると、Fg氏が、Fz氏との面談において、「減損処理に関しては、私が決定する立場ではないが、エア・ウォーターの目標達成の実現のため、今期の処理は難しいかもしれないが、Fj氏がいろいろと検討して判断するのではないか」という旨の発言をしたことは認められる。

当該発言は、損失処理の先送りを明示的に述べるものではなく、Fg氏とFz氏とのやり取りの前後の文脈を踏まえても、本件在庫差異の処理方針について、先送り等の不適切な会計処理を具体的に指示ないし示唆したものとまでは認められない。もっとも、Fg氏は、平素より社員に対して予算達成を厳しく求め、強い執着を示していたことに加え、後記第6・2・(3)・アで述べたとおり、AW防災の「M番」に係る損失処理の先送りを容認するような言動も見られるところである。また、Fz氏から本件在庫差異の報告及び当期の損失処理の必要性の説明を受けたことに対してなされた「今期の処理は難しいかもしれない」旨の発言は、結果としてFz氏に対して損失処理の先送りをほのめかすこととなったと認められる。Fg氏の前記発言は、表面的には、予算目標の達成を優先しつつ、当該損失を処理する方策を検討するよう伝えたものと認められるが、Fg氏としては、不適切な会計処理に該当しない対応が望ましいものの、予算目標を達成が困難な場合であっても適切な会計処理を優先すべきであるとの認識までは必ずしも有していなかった可能性がある。

エ Hy氏

Hy氏は、前記(2)・ア・(エ)のとおり、2024年10月9日に行われたFz氏との面談において、本件在庫差異の発生について報告を受け、これを認識したものと認められる。この点、Hy氏は、当該面談において、Fz氏から分割処理や当期での一括処理等の処理方法について説明を受けた記憶はない旨供述しているが、当該面談で使用された資料には、当期での一括処理を前提とした損失処理額が記載されていること、Hy氏とFz氏との面談に先立ち、Fg氏とFz氏との面談が実施されていたものの、当該時点で損失処理の先送りについて具体的に議論され、結論が出るに至ったとまでは認められないこと等からすると、Hy氏がこの時点で損失処理の先送りについて認識したとまでは認められない。

他方、Hy氏は、2025年6月9日に行われたFz氏との面談においても、Fz氏から本件在庫差異の処理方法についての説明があったかは覚えていない旨供述している。しかし、前記(2)・イ・(イ)のとおり、同面談で使用された資料には本件処理計画の説明が記載されており、その内容はエコロッカの予算計画に大きく影響するものであった。また、直前に実施されたFg氏とFz氏との面談において本件処理計画についてやり取りがなされていることを踏まえると、Hy氏とFz氏との面談において、本

件処理計画について全く触れられなかったとは考えがたい。これらの事情を踏まえると、Hy氏は、少なくとも、2025年6月9日の面談においてFz氏から本件処理計画の説明を受けたにもかかわらず、これに対してHy氏が当期における本件在庫差異の一括処理等の適切な会計処理を指示しなかったことは認められる。

オ Ea氏、Fj氏、Hp氏

Ea氏、Fj氏及びHp氏は、前記(2)・ア・(イ)のとおり、本件在庫差異の発生について報告を受け、これを認識していた。さらに、Fz氏とFg氏との面談において、Fg氏が本件在庫差異について当期処理ができない旨述べたことについても報告を受けていた。もっとも、前記3名は、当該報告を受けた後に自主的な情報収集を行った形跡はなく、また、その後、Bx氏等から本件在庫差異の処理方針・処理結果について追加の報告を受けていた事実も認められない。

以上を踏まえると、各人の対応の当否については別として、Ea氏、Fj氏及びHp氏が本件在庫差異の最終的な処理方法を明確に認識していたとはいえ、損失処理の先送りについて認識していたとまでは認められない。

カ Fh氏

Fh氏は、2025年6月23日の会議において、当期一括処理に対するFg氏の意向について、「会長が一括処理を指示したから一括処理をするという判断は、会長は好まないはず。」という、当期に一括処理すべしというFg氏の発言を認識しながら、一括処理に対して否定的な認識を有しているとの発言をしたことが認められる。また、Fh氏は、「2026年度から2030年度までの5年間で処理する計画に対して、今年度からでも処理した方が良い。」「年度末に一括処理などの極端な処理は望ましくない。」との発言もしている。さらに、期末や四半期末ごとにイレギュラーな処理を行うことについて、「一気に、落とすのはなかなか難しい、難しい数字なので落とせるだけの何かこう原資ううか、あればいいんですけど」、「期末とかクォーター毎に特別の処理をするということにしないで、例月の中で(費用として)落としていける。そうしないと逆に今監査法人が何をしているのかと言ったら、クォーター毎の決算整理の中で、何かイレギュラーな処理がないかどうかというのを、データを引っ張り出して彼らが持っているAI分析ツールみたいなので分析させて、イレギュラーな仕訳だけ、会計処理だけを拾い上げてくる。逆に言うと、それと同じような形にしちゃうと、そこがもう顕在化してしまうので、その評価替えを3月末に遡って1回やらないといけないと思っています。」等と発言しており、監査法人に在庫差異の存在や分割処理の事実が発覚することを避けるように処理をすることを示唆する発言をしたことが認められる。

このような発言について、Fh氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、「場を和ませようとしたのであって、何らかの目的を持ってこのような発言をしたわけではなかった。」「2026年度に損失を先送りにしようという趣旨で発言したわけではなかった。」等と供述している。しかしながら、前記のとおり、Fh氏の発言は、一括処理を否定し、さらに監査法人に在庫差異の存在や分割処理の事実が発覚することを避けることを示唆するものであることが客観的に認められる。さらに、Fh氏の一連の発言について、会議に出席していたIw氏は、「Fg氏から一括で会計処理をするように指示があったものの、(監査室において)一度に約4億円の会計処理をすることはできないという議論があった。Fh氏とIy氏は、Fg氏の指示に賛同をしていなかった。監査法人による不正調査への対応の負担が大きいことと、会社の信用が下がることを懸念していたからである。」と供述している。同様に、Fz氏も「監査室から、Fg

氏は一括処理という極端な処理を望んでいるわけではなく、2026年度から、徐々に処理すべきではないかと指示された。」と供述している。

以上によれば、Fh氏による、一連の発言は単に「場を和ませようとした」にすぎないものであり、「何らかの目的を持ってこのような発言をしたわけではなかった」との供述は、その文理や当該発言を聞いた他の者の認識に反し不合理であり、当該発言の趣旨は、一括処理といったイレギュラーな会計処理を行うことにより、監査法人に損失が発覚してしまうことを懸念し、一括処理以外の方法で処理する意図を持っていたと認められる。

(4) 会計上の問題

2025年3月期において、在庫差異等の損失(費用)処理が意図的に先送りされたと認められ、これは不適切な会計処理に該当する。

(5) 内部統制上の問題

ア 経営トップへの付度起因する在庫差異の損失計上に関する内部統制の無効化

エコロッカにおいて2025年3月期に把握された本件在庫差異は、本来であれば損失計上等をすべきだったが、「今期の処理は難しいかもしれない」とのFg氏の発言を受け、当該期における損失計上が正当な理由なく見送られた。役職員による付度が重なった結果ではあるが、実質的には経営トップの言動に起因して内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ 管理部門による指導の欠如

2025年3月期に把握された本件在庫差異の共有先には、第2線の役割を果たすべき当社連結管理室も含まれており、在庫差異の問題を認識し、指摘できる立場にあった。また、2024年度にTWMの在庫不正問題が発覚しており、在庫差異については、当社グループにおいて重要な課題として識別されていたはずであった。しかし、一括して損失計上すべきという指摘はなされず、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

ウ 監査室による不適切処理の指南(第3線の機能不全)

監査室Fh氏及びIy氏は、エコロッカの本件在庫差異を2025年5月に認識し、業務監査で指摘はしたものの、不適切な在庫管理及び会計処理については是正を求める具体的な指示・勧告を行わなかった。むしろ、「損失の分割処理を前提として、監査法人への発覚を避けながら、期中の製品販売プロセスで損失を処理する方法」をFz氏らに提案した。

監査室という第3線機能を担う立場にありながら、不適切な会計処理を隠蔽し損失を先送りすることを事業会社に対し助言しており、内部監査の第3線としての保証機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

4 売上の過大計上

エコロッカにおいては、複数の手口により、売上を過大に計上する不適切な会計処理が行われていたことが検出された。以下、個別の手口について詳述するが、会計上の影響額については、後記第8・1・(2)にまとめて記載する。

(1) 有償支給取引に係る売上二重計上

ア 概要

エコロッカは、2024年4月頃まで、資材等の販売のみならず、**〇〇**から資材等の設置工事を一括して受注する業務を行っていたところ、E社（以下「E社」という。）等の**〇〇**に対して工事の施工と材料の調達を一括して下請けに出すとともに、**〇〇**に対して、当該工事で使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）していた。エコロッカは、**〇〇**に対する材料の有償支給の時点で売上を計上し、材料費を含んだ工事代金を**〇〇**に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻し、発注者である**〇〇**に対して一括工事の納品をすることで、同一の材料について売上を二重で計上していたものである。

イ 経緯・原因

(ア) 材料と工事を同一会社に販売、発注する手法

エコロッカでは、**〇〇**から工事及び材料を一括して受注した現場において、下請業者であるE社等**〇〇**に対しても、工事の施工に加え、工事に用いる材料の調達を含めて一括して発注する運用が採られていた。この運用の一環として、エコロッカは、**〇〇**に対し、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）していた。

具体的な会計処理としては、エコロッカは、**〇〇**との関係では、工事費用及び材料代金を請求し、工事及び材料に係る売上を計上していた。他方で、**〇〇**との関係では、工事及びその材料の調達を一括して発注するとともに、その工事材料を有償で供給（販売）することにより、**〇〇**向けにも材料売上が計上していた。

もっとも、エコロッカは、**〇〇**から工事費用及び材料代金の請求を受ける（**〇〇**）ため、材料の有償支給取引により、エコロッカの売上は材料売上が二回計上されることにより増加するものの、これにより実質的な利益が生じるものではなく、むしろ手数料分の損失が生じるものであった。

なお、当該取引形態はエコロッカの売上を増加させる意図のもとで導入され、過去から継続的に行われており、遅くとも2018年頃には存在していたとされる。

(イ) 工事を発注した会社に、第三者を経由してその材料を販売する手法

エコロッカでは、前記（ア）の材工一括の取引形態が採用されていたところ、2018年頃、当社グループの内部監査において、当該運用が売上の二重計上として不適切である可能性がある旨の指摘を受けた。これを受け、当時の代表取締役社長であったJp氏の指導のもと、工事の発注先と材料の販売先が形式上同一とならないように、材料販売について**〇〇**であるS社（以下「S社」という。）やV社を介在させ、第三者を経由して**〇〇**に材料を販売する取引形態が採用される場合があった²⁴。この取引形態においても、実質的に前記（ア）の運用と異なることはなく、会計処理としては、同一材料について、**〇〇**向けに材料売上が計上される構造となっていた。

なお、Jp氏は、内部監査による指摘を受けたものの、①当該運用が各**〇〇**との関係強化につながっていること、②各**〇〇**においてエコロッカが販売する商品を加工しており、エコロッカが販売した製品をそのまま買い戻しているわけではない

²⁴ その他にも、材料販売に係る工事件名を変更することにより、実際に使用される工事件名と材料販売に係る工事件名とが同一であることを一見して判別できないようにする手法も用いられていた。

ことを説明した結果、監査部門から追加の指摘はなかったため、当該取引形態は問題ないものと理解していた旨述べている。

しかしながら、各[]との関係強化が会計処理を正当化するものではないし、仮にエコロッカが販売した製品が[]により加工がされていたとしても、その対価は加工費として把握されるべきであり、売買代金として総額を売上計上すべきものでもない。何より、Jp氏は、内部監査での指摘を受けて、不適切な売上の二重計上が発覚しにくくなるよう、S社等の販売商社を介在させる商流に変更しており、少なくとも2018年頃の当社の内部監査以降において、不適切に売上が二重に計上されていることを認識しながら、有償支給取引を継続していたと認められる。

(ウ) 取引の終息状況

その後、2023年3月期に当社が売上収益1兆円を達成してからは、当社グループ全体として売上規模よりも利益を重視する方針へ転換した。この方針転換により、売上は増加するものの買戻しの際の手数料分の損失が生じる材工一括受注と材料の有償支給取引を継続する実益が乏しくなり、当該取引は徐々に終息した。

ウ 会計上の問題

[]に対して、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給（販売）し、材料費を含んだ工事代金を[]に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻す取引は、有償支給取引に該当し、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさない。また、当該取引はエコロッカの売上を意図的に増加させるために実行されたものであり、二重に売上が計上されていることから、不適切な会計処理に該当する。

(2) 関東AWによる経済的実態のない商流介在

ア 概要

エコロッカは、2020年2月頃、当社産業カンパニー産業ガス関連事業部地域戦略部[] Iq氏（以下「Iq氏」という。）から、関東AWに売上を立たせてほしいとの依頼を受け、関東AWが取引に実質的に関与しないにもかかわらず、同社を前記（1）で述べた材料の有償支給取引の商流に介在させた。また、エコロッカが関東AWに製品を直接販売するのではなく、エコロッカと関東AWの間に、当社グループ外のCe社（以下「Ce社」という。）を介在させることで、エコロッカと関東AWの双方で、それぞれ売上を計上した。

イ 経緯・原因

Fz氏は、2020年2月頃、Iq氏から、関東AWの売上及び利益を伸ばすことを目的に、「大きな案件があったら関東AWを商流に組み込み、関東AWに売上を通してほしい」、「数百万単位ではなく、一定規模以上の売上が見込める取引としてほしい」との依頼を受けた。この際、Iq氏から具体的な商流の指示や提案はなかった。

Fz氏は、過去にIq氏から、エコロッカの販促活動の協力を受けたことがあったことから、Iq氏の依頼を無下にはできないと感じており、関東AWを通すことができる案件があれば、これに応えようと考えた。そこで、Fz氏がJp氏に相談したところ、Jp氏からも、何とかして関東AWに売上を通すように指示を受けた。その際、Jp氏からFz氏に対して、エコロッカと関東AWとの間で直接取引を行うことは不適切であるため、避けるように指示がなされた。

このような経緯から、Fz氏は、関東AWに売上を計上させるため、グループ外企業であるCe社及びE社²⁵に協力を要請し、エコロッカと関東AWの間に、各社を介在させた商流、具体的には、外形上、エコロッカの製品をCe社、関東AW、E社の順に利益を乗せようとして転売する商流を形成した。なお、関連する徴憑によれば、当該商流により販売された製品は、最終的にはエコロッカが買い戻す形になっており、循環取引であることが疑われた。

この点、前記の商流の実態については、Fz氏とJp氏の供述に相違がある。すなわち、Fz氏は、当初、エコロッカの既存案件ではIq氏の依頼条件を満たすものがなかったため、既存商流への組み込みではなく新たな商流を構築したものであり、実際に製品の引渡しは行われておらず、各社間の書面のやり取りのみで取引が完結する架空の循環取引であった旨供述していた。

これに対し、Jp氏は、元々エコロッカがE社に対して工事の施工及び材料調達を一括して発注し、有償支給を行う予定であった工事案件が存在していたところ、前記(1)で述べた有償支給取引の商流に関東AWを組み込むため、エコロッカがCe社から仕入れていた建材を同社に売り戻し、Ce社から関東AW、関東AWからE社へ順次販売したこととしたものである、実際に製品はエコロッカからE社に対して支給されており、当該製品を用いた工事も完成して引き渡されている旨供述した。

なお、Fz氏は、当委員会が後日に実施したヒアリングにおいて、関東AWを有償支給取引に介在させた可能性がある旨供述を変遷させた。

これらの関係者の供述を踏まえると、関東AWを組み込んだ取引が架空の循環取引であったとまで認めるには足りないものの、関東AWを経済的実態のない形でエコロッカの商流に介在させたことは認められる。そして、Fz氏及びJp氏は、関東AWを商流に介在させる取引が、買戻しの際にエコロッカが支払うことになる手数料を増加させる点でエコロッカに経済的損失を与えるものであり、また、エコロッカと関東AWの双方に売上が計上されることについて認識を有していたものと認められる。

他方で、Iq氏は、最終的にエコロッカがE社から商品を買戻す点について認識していたとまでは認められないものの、この取引によりエコロッカと関東AWの双方で売上が計上され、二重計上となる点については理解していた。

なお、Iq氏は、その後もエコロッカに対して同様の取引を持ち掛けたことがあると述べるが、Fz氏によれば、Iq氏からのその後の依頼は断ったため関東AWによる経済的実態のない商流介在は前記の1件のみであるとのことであった。前記の他に、同様の取引が行われたことを示す客観的資料は検出されず、当社グループにおいて計画的に売上の嵩上げが図られたことまでは認められなかった。

ウ 会計上の問題

関東AWに売上を計上させるために実施された前記の商流において、Ce社や関東AWが商流に介入する経済合理性はなく、連結財務諸表上において、売上及び売上原価が過大に計上されていたと認められる。

また、当該取引は、工事に使用する材料としてエコロッカ製品を有償で供給(販売)し、材料費を含んだ工事代金を~~〇〇〇〇〇〇~~に対して支払うことで当該材料を実質的に買い戻す有償支給取引に該当し、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさない。当該取引はエコロッカ及び関東AWの売上を意図的に増加させるために実行されたものであり、二重ないし三重に売上が計上されていることから、不適切な会計処理に該当する。

²⁵ Ce社及びE社~~〇〇〇〇〇〇~~

扱っている製品を一旦エコロッカが買い取り、██████████に売り戻すことで、実際の取引実態を伴わない売上が計上されていたものである。

イ 経緯・原因

エコロッカは、2023年頃、██████████において、エコロッカの関係で獲得した工事案件について、受注段階で██████████へ紹介し、案件紹介の見返りとして、エコロッカの製品を工事で使用してもらうという営業活動を行っていた。そのような営業活動を展開する中で、エコロッカが、自ら獲得した工事案件を、██████████であるP社（以下「P社」という。）に紹介したところ、P社より、自社が扱っている製品を工事で使用したいとの要望を受けた。エコロッカとしては、工事に使用する材料を販売できなければ前記の営業活動の意味がない一方で、P社の要望を拒否することも困難と考え、P社から工事の材料を一旦買い取り、手数料を上乗せしたうえでP社に売り戻す取引を行っていた。

Fz氏によれば、このようなP社との間の売戻し取引は複数件あったとのことであるが、2023年8月に行われた以下の取引が特定されている。エコロッカの営業担当者であったDa氏（以下「Da氏」という。）は、2023年8月、P社に紹介した「██████████」に使用される部材につき、エコロッカの受発注システムにおけるプロセスにおいて、「██████████にてデッキ部材 ████████円、██████████円を受注しているが、売上金額増として██████████を██████████より仕入し、売り戻しをし売上増として協力して頂く、██████████円の売上げになる██████████」とのコメントを付したうえで申請を行った。

当時、営業部██████████として決裁担当者であったFz氏は、申請内容の確認に際し、Da氏から当該取引に至った経緯の説明を受けていた。Fz氏としては、Da氏の営業活動が無駄になることは避けたいとの思いから申請を承認したものであり、前記のような売戻し取引が不適切な会計処理に該当するとの認識はなかったとのことであるが、元々はP社の要望に応じることでエコロッカ製品の販売が減少することもやむを得ないと考えていたとのことであり、前記のような売戻し取引が通常取引でないことは認識していたといえる。

ウ 会計上の問題

案件を紹介したお礼として手数料を受け取ることは通例であるものの、本来であれば受け取った手数料のみを売上や雑収入等として計上すべきである。██████████から商品を買って再度販売することによって、実際の取引実態を伴わない売上と売上原価を計上する取引は不適切な会計処理に該当すると認められる。

(5) 預り金の売上計上及び返金に伴う架空の工事原価の計上

ア 概要

エコロッカは、S社からの依頼により一時的に金銭を預かったにすぎないにもかかわらず、実際の取引実態を伴わない売買契約及び工事請負契約に係る証憑を作成することで、売上及び工事原価が計上されていたものである。

イ 経緯・原因

Fz氏は、2020年3月、S社の代表者より、税金対策のために一時的に金銭を預かってほしいとの相談を受けた。Fz氏は、S社からの依頼を受けて、同社に対する██████████に██████████円の架空の請求（物件名は「Ba社様」、品名

は「」、数量は「一式」と記載されていた。)を含めて発行し、同請求書に対応してS社から支払われた万円を売上として計上した。その後、前記の形でS社より預かった万円については、S社から、工事案件に関する費用として、年月に万円、同年月に万円、同年月に万円の請求書を受領し、同請求書に対して支払うことで返金を行った。そして、前記のS社に対する支払については、それぞれ異なる工事案件の原価として処理していた。

Fz氏は、前記の処理について、実際には実態のない短期的な金銭授受を行い、売上及び工事原価を計上したものであることを認めており、これが不適切な会計処理であることの認識があったといえる。

他方で、Jp氏は、S社からの預り金を売上計上した事実やFz氏から相談を受けたことについては記憶がない旨供述している。この点、前記のS社からエコロッカに対して発行された3通の請求書には、「商品(会計)」との手書きのメモが記載されているところ、Jp氏は、これらの請求書を確認し、自らが当該メモに記載したことは認めている。これらの請求書が実態のない架空のものであったことを踏まえると、Jp氏においても架空の工事原価計上について認識していたことが疑われるところではあるが、Fz氏がS社からの依頼についてJp氏に相談したことや、Jp氏が前記の処理に積極的に関与したことを裏付ける証拠までは検出されなかった。

ウ 会計上の問題

エコロッカは、S社から受け取った万円に対応する役務を何ら提供しておらず、その実態は預り金であり、また工事原価として処理された万円はS社への返金であった。売上と売上原価の計上を裏付ける取引の実態はなく、不適切な会計処理に該当すると認められる。

(6) 未出荷取引に係る売上計上

ア 概要

エコロッカでは、実際には製品が出荷されていないにもかかわらず、決算期における売上目標の達成や、補助金支給に係る取引先の要請に対応する目的で、売上が先行計上する運用が行われていた。特に、当該製品が特定の工事物件等に紐づく場合には、工事の進捗に応じて順次出荷されることが想定されていたにもかかわらず、エコロッカにおいて取引先の在庫を預かっているとの形式を採ることで、先行して売上が計上していた(以下、当該形式でエコロッカにおいて管理される製品を「預り在庫」という。)。また、預り在庫として一旦売上計上した後、買戻しが行われる事例も確認されている。

イ 経緯・原因

(ア) 期末における売上の先行計上のための預り在庫取引

エコロッカは工事部材の販売を行っていたところ、取引先が施工する工事ないし取引先の販売先の工事の進捗状況により、当初予定していた納期において製品を出荷できない場合が生じることがあった。このような場合であっても、エコロッカとしては売上計上の遅延を回避したいとの意向から、E社等の取引先に対して、予定どおりの注文及び出荷の要請を行っていた。そして、未出荷の在庫をエコロッカにおいて預かっているとの形式を採り、取引先に対して「預り証」を発行するとともに、取引先に対する請求を行うことにより、売上が計上する運用が行われていた。

このような運用は、特に決算期末においては、当該年度の売上目標を達成する目的で集中的に行われていた。

例えば、●年●月、Fz氏はE社に対して、「3月決算へのご協力お願いの件」と題したメールを送付しており、「前回御打合せの際にお願いしました預り在庫の件、●●●●にて、●月中に一旦ご注文をいただき、預り在庫とさせていただきます、ご協力をお願い致します。●月以降で、実際に使用する材との差異が出た場合は、買戻しをする対応で、お願い出来ますと助かります。」「決算対策ですが、●●●●にて、預り在庫として、●●●●円の売上をお願いしたく、ご協力をお願い致します。」と依頼したうえで、実際に同年月に預り在庫に係る売上を●●●●円計上している。

なお、Jp氏は、取引先に対し予定納期どおりの納品を要請した際、取引先から、保管場所がないためエコロッカにおいてそのまま保管するのであれば納品扱いとしても問題ないとの回答を得ることがあり、そのような場合には、取引先の承諾を得たうえで、未出荷のまま預り在庫とする取引を行っていたとも供述している。

しかしながら、預り在庫とすることについて取引先側から要望があったことを裏付ける客観的資料は確認されていない。また、前記メールのように、販売元であるエコロッカから取引先に対して、製品の引渡しを前提とせず、売上計上を目的として預り在庫取引への協力を要請している例が確認されている。さらに、エコロッカは未出荷取引に係る売上計上のための証憑として「預り証」を発行しているものの、当該「預り証」には取引先の押印や署名等がなく、取引先が預り在庫取引について明確に合意・承諾していたことを裏付ける資料が存在するともいえない。

したがって、Jp氏の供述は必ずしも信用できず、エコロッカによる預り在庫取引について、取引先がエコロッカに対して製品の保管を要請していたとは認められない。

(イ) 預り在庫取引のその他の類型

前記(ア)で述べた、事業年度末に売上目標を達成する目的で行われたと考えられるものの他に、エコロッカは、事業年度途中に、汎用品の在庫を預り在庫として販売して売上計上することがあった。このようにして販売された汎用品在庫については、取引先の工事に使用されなかった場合や、使用まで相当期間を要する場合には、売上計上後に買戻しを行うこともあった。

その他、エコロッカは、Ce社から「●●●●」と称する建材に係る金型作成の依頼を受けていたところ、Jp氏は、●年●月頃、Ce社から、補助金申請の締切との関係で、納品未了の金型について製作代金を先行して支払いたい旨の依頼を受けた。これを受け、Jp氏は、実際には金型の納品が未了であるにもかかわらず、●年●月27日を納品日とする金額約●●●●●円の請求書を発行し、同月31日に当該売上を計上した。その後、当該金型は、同年●月以降に、Ce社に納品されたと考えられる。

ウ 会計上の問題

国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) (国際会計基準 (IAS : International Accounting Standards) を含む総称を意味し、以下「IFRS」という。) 第15号B81項において、顧客が請求済未出荷契約において支配を獲得するためには、以下の条件を全て満たしている必要があると示されている。

- ① 請求済未出荷契約の理由が実質的なものである (例えば、顧客が当該契約を要求している。)
- ② 当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていなければならない。

③ 当該製品は現時点で顧客への物理的な移転の準備ができていなければならない。

④ 企業は当該製品を使用したり別の顧客に振り向けたりする能力を有することができない。

この点、エコロッカから取引先へ預り在庫取引を依頼した場合においては、その理由が実質的なものであったとはいえない。また、取引先から依頼された場合があったとしても、前記イのとおり取引先と明確に合意・承諾していたことを裏付ける資料があるわけではなく、その理由が実質的なものであったかは定かでない。さらに、対象の商品が汎用品の場合においては、預り在庫として一旦売上計上した後、買戻しを行うものもあったことから、実質的にはエコロッカが他の顧客に当該商品を振り向ける能力を有していたといえる。よって、預り在庫として売上を計上した取引において、いずれも収益認識の要件を満たしていたとは認められない。加えて、年度の売上目標を達成するために本取引を行うことは、意図的な売上の先行計上であり、不適切な会計処理に該当する。

(7) 寄託取引に係る売上計上

ア 概要

エコロッカは、外部業者である Bz 社（以下「Bz 社」という。）との間で、エコロッカが所有又は取り扱う製品の運送及び保管を目的とする業務委託契約及び覚書を締結し、Bz 社の倉庫に製品を保管したうえで、Bz 社以外の販売先に製品を販売する際には、Bz 社の倉庫から製品を出荷していた。もともと、会計上は、製品を Bz 社の倉庫に出荷した時点で売上を計上するとともに、販売先へ出荷する際にエコロッカが製品を Bz 社から買い戻す形の処理がなされ、販売先への売上も計上されることで、売上が二重に計上されていた。

また、外部業者である Bv 社（以下「Bv 社」という。）との間でも、会計上、同様の処理をしていた。

イ 経緯・原因

エコロッカは、■■■■ Bz 社との間で、エコロッカが所有又は取り扱う製品の運送、保管並びにこれらに付随する業務の委託を目的として、業務委託基本契約を締結した。エコロッカは、同契約に基づき、Bz 社の倉庫に Bz 社向け製品を保管し、Bz 社が製品を使用した場合に当該使用分を都度補充するという形で取引を行っていた。なお、当該業務委託契約の締結は、Jp 氏が担当していた。

その後、九州地方の販売先から、エコロッカ製品の在庫を九州地方の倉庫に保管してほしいという要望を受けるようになった。エコロッカは、当該要望に応えるため、Fz 氏が主担当となり、Bz 社との間で、■■■年■月■日付け覚書を締結し、九州地方の販売先向けの自社製品を Bz 社の倉庫に保管し、Bz 社の倉庫から販売先に自社製品を出荷するようになった。

このため、Bz 社の倉庫には、Bz 社向けのエコロッカ製品と九州地方の販売先向けのエコロッカ製品の双方が保管されることになった。このうち、九州地方の販売先向けの製品について、エコロッカは、■■■年から■■■年の期間において、会計上の処理として、自社製品を Bz 社の倉庫に出荷した時点で売上を計上するとともに、販売先に出荷する際には、当該製品をエコロッカが一度買い戻したうえで販売先に販売するとの処理を行うことで、販売先への売上も計上しており、結果的に二重に売上を計上していた。なお、Bz 社の倉庫に出荷されてから 1 か月以内に販売先に出荷できなかった製品については、販売先からの受注の有無にかかわらず、会計上の処理とし

て、翌月にエコロッカが買い戻す（製品はBz社の倉庫で保管され続ける。）運用とされており、その後に販売先に販売ができた場合には、前記と同様に販売先への売上も計上しており、結果的に二重に売上を計上していた。なお、[]年[]月[]日付け覚書では、エコロッカがBz社から買い戻しを行う場合の金額について、仕入単価に[]を上乗せした単価とすると規定されており、当該上乗せ分をBz社への手数料としたうえで、買い戻しの処理がなされていた。

その他、Bv社との間でも、エコロッカからBv社に製品を出荷し、Bv社の倉庫から販売先に商品を出荷していたが、会計上は、Bv社への出荷の際に売上を計上するとともに、手数料を上乗せした単価で買い戻し処理を行ったうえで販売先への売上を計上しており、二重に売上を計上していた。

当時のエコロッカの代表取締役であったJp氏及び当時の営業担当であったFz氏によれば、Bz社との取引について、九州地方の販売先からの要望に応える形で開始したとのことであったが、会計上買い戻しの処理をすることについての合理的な説明はなかった。なお、Jp氏自身は、売上が二重に計上されていることを認識していた旨供述し、売上を上げるために当該取引を継続していたとも供述している。Fz氏についても、売上を上げることが主目的ではないと供述する一方で、売上が二重に計上されていたこと自体は認識していたと供述しており、売上の二重計上を認識しながらもこれを是正していなかった。

Bv社との取引については、Jp氏自身は売上が二重に計上されていることについて認識しながら、当該取引を実施していたことを認めている一方、Fz氏は当該取引には関与していないと供述しており、その他客観資料からもFz氏の関与は認められなかった。

ウ 会計上の問題

Bz社及びBv社に商品を預け入れた時点においては、商品に対する支配が顧客へ移転したとはいえ、収益認識の要件を満たしていない。また、出荷の際に売上を計上するとともに、販売先への売上も計上しており、売上が過大に計上されていたと認められる。

(8) 第三者を介在させた二重商流による売上二重計上 ([])

ア 概要

海外の建築案件において、営業活動を行っていたS社を商流に介在させる目的で、エコロッカがS社に対して販売した部材を買い戻したうえで、最終販売先との取引窓口であるAWマテリアルに当該部材を供給するという商流を採用したことで、エコロッカにおいて売上が二重に計上されることとなった。

イ 経緯・原因

[]における建築案件において、S社の営業活動の結果、エコロッカの商品が当該物件の部材として採用されることとなった。Fz氏によると、通常の海外取引であれば、商社的に営業活動を行った業者を商流に介在させることとなるから、当該案件については、[]→エコロッカ→S社→AWマテリアルという商流が想定されたとのことである。しかしながら、S社から、S社には海外取引のノウハウがないことから、最終納入先である[]との取引やエア・ウォーター・マテリアル株式会社（以下「AWマテリアル」という。）との直接取引は避けたいとの要望があった一方、S社が当該案件を主導する見返りとしてエコロッカ商品に関する取引についてもS社に利益が発生するよう求められたこと等から、Fz氏が以下の図の

商流での取引を提案したとのことである。実際に Fz 氏は、2020 年 11 月に、S 社の担当者に対して「商流に関しては、御社→エコロッカ→AWマテリアル→現地渡しとなりそうです。」とメールで連絡をしており、S 社と AW マテリアルの間にエコロッカが介入する取引を提案している。



結果的に、対象の部材は黒丸からエコロッカが仕入れて S 社に販売したのち、S 社が金具を組み込む加工を実施して、エコロッカが買い戻し、AW マテリアルを介して黒丸に販売している。

ウ 会計上の問題

エコロッカと S 社の取引は有償支給取引に該当することから、前記 (1)・ウで述べたのと同様、有償支給を行った時点においては収益認識の要件を満たさず、売上計上は認められない。よって黒丸年 3 月期において、約 42 百万円の売上と同額の売上原価が過大に計上されていたと認められる。

(9) その他不適切な売上計上

前記の他、直ちに不正とまで認定されるものではないが以下のような適切か疑わしい会計処理も確認された。

ア 工事業上の先行計上

エコロッカが受注した工事案件について、受注元が工事完成報告書を承認した時点で代金請求及び売上計上が可能となること、期末にできる限り売上を立てたい等の理由から、工事は完了していないものの材料の納品が完了している部分について、工事出来高として認めてもらいたい旨をエコロッカから相手方の現場所長等に対して依頼し、承認を得られた場合に当該工事の出来高として売上を計上したものが複数検出された。これらの取引については、相手方の本社担当者による確認の結果、後日に工事出来高が修正される等しており、期末時点の工事出来高を正確に反映しない不適切な売上の先行計上となっていたものである。

イ 輸出取引の取引条件に基づかない売上の計上

エコロッカによる海外輸出取引について、取引条件としてインコタームズの工場渡し (EXW) が採用されていたところ、同条件に基づく引渡しが行われたのは 2024 年 4 月であったにもかかわらず、黒丸年 3 月中に取引先からの引取承認を得ていたとの理由から、同年 3 月に売上計上したものである。取引条件に照らせば、売上は黒丸年 4 月に計上すべきものであり、不適切な売上の先行計上がなされていたものであるが、取引条件の理解不足に起因するものと考えられ、意図的な不正とは認められなかった。

ウ 従業員の出向先から支払われる経費分担金の売上計上

エコロッカは、黒丸年 月から黒丸年 月にかけて、E 社に計 5 名の従業員を出向させていた。当該出向に係る人件費や社宅の賃借料等は E 社が負担することになっていたところ、エコロッカにおいて、E 社に請求した出向に関連する費用黒丸円を売上として計上していたものである。

(10) 内部統制上の問題

ア 不適切な取引を防止する内部統制の無効化

少なくとも有償支給取引（前記（1）・（8））、スルー取引（前記（3））未出荷取引（前記（6））及び寄託取引（前記（7））については、前記のとおり、当時のエコロッカ営業部であったFz氏又はエコロッカ社長であったJp氏が主導して開始された。また、関東AWによる経済的実態のない商流介在（前記（2））については、当社Iq氏の依頼を契機するものであったが、Fz氏が主導して実施された。当該取引は、Fz氏が電話又はメールで取引先に承認を得たのち、伝票のやり取りのみで実行されており、このような相当簡易な手続で実行されている点を踏まえると、業務フローの整備上の問題があったと考えられる。このように、営業責任者による内部統制（第1線）が機能していなかったとともに、Jp氏はそれを認識し指導できる立場にあったにもかかわらず、そのような指摘を行わず、むしろ、不適切な会計処理を指示することもあり、経営陣により内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ 過去の内部監査の指摘に対する不適切な対応

前記のとおり、Jp氏は、有償支給取引（前記（1））において、過去の内部監査での指摘に適切に対応することなく、売上の二重計上が発覚しないようにするための対応策を社内で協議し、実行した。経営陣であるJp氏によって、業務プロセスの適正性を評価し改善点を指摘する内部監査の機能が発揮されなかったことは、不適切な会計処理が発生した原因といえる。

第4 AWMXにおける不適切な会計処理に係る事実関係

1 AWMXの概要

AWMXは、当社の完全子会社であり、神奈川県平塚市に本社を置く。現在の資本金は3億円、売上高184億62百万円（2025年3月期）、2024年4月1日現在の従業員数は228名である。

AWMXは、1962年7月6日に、日本純水素株式会社として設立され、日本パイクス株式会社への商号変更を経て、2019年2月28日に、当時同社の100%親会社であったから全ての株式を譲り受けたことによって、当社の完全子会社となった。その後、との事業統合を経て、2023年1月3日付けで社名を現在のものに変更し、また、同年4月1日には、当社のエレクトロニクス関連事業の機器装置事業、エア・ウォーター・ベルパール株式会社の機器装置事業及びエア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社（以下「AWプラントエンジニアリング」という。）のガスアプリケーション機器製作事業について、会社分割の方法で移管を受けた。

2023年4月1日に行われた当社グループの組織再編によって、AWMXは、半導体製造関連をはじめとした機器装置事業を担う中核事業会社として位置づけられることとなった。現在、AWMXは、各種ガスの精製装置・除害装置及び工業・医療計測機器を取り扱う事業、PSA式窒素ガス発生装置を取り扱う事業、スラリー供給装置及びガスアプリケーション機器を取り扱う事業、並びに薬液供給装置及び温度制御システム・薬液供給システムを取り扱う事業において、それぞれの商材開発、製造、販売を行っている他、精製装置・除害装置については海外からの輸入も行っている。

2 滞留在庫の評価減先送り

(1) 概要

AWMXにおいて、2025年3月期において、当社グループの会計実務指針に従った滞留在庫の損失処理を実施しようとしたところ、当社のD&Iグループ・エレクトロニクスユニットのユニット管掌兼AWMX取締役であるIc氏が予算達成の観点から承認せず、約1億円の損失処理を先送りしたものである。

(2) 発生に至る経緯

ア 当社グループの会計実務指針の規定内容

当社グループの会計実務指針「Ⅲ-8-04 評価減」では、棚卸資産が損傷した場合、全部又は一部が陳腐化した場合、販売価格が下落した場合等には、正味実現可能価額で測定しなければならないとされており、低価法又は滞留評価減の基準（1年以上滞留であれば簿価の25%評価下げ、2年以上滞留であれば簿価の50%評価下げ、3年以上滞留であれば単価1円まで評価下げ）によって算出した価格のうち、より低い方の価格まで簿価を切り下げることとされていた。

イ 損失処理の検討開始

2024年12月17日、AWMX常勤役員会において、AWMX管理本部■■■■ Y氏（以下「Y氏」という。）から、滞留在庫の損失処理に関する提案がなされ、AWMX内で滞留在庫のリストを作成する等して検討を進めることになった。同常勤役員会には、AWMX代表取締役社長であるI氏（以下「I氏」という。）、AWMX常務取締役であるHe氏（以下「He氏」という。）、AWMX非常勤監査役兼当社常勤監査役であるJf氏（以下「Jf氏」という。）が参加していた。

2024年12月23日、AWMX取締役会後のミーティングにおいて、滞留在庫の損失処理に関する検討が行われ、当社グループの会計実務指針に基づいた損失処理を行うという方向性が決定された。このミーティングにはIc氏が参加していたが、Ic氏はこの時点で特段異論を述べていなかった。

ウ Ic氏による不承認（1回目）

2025年1月28日、AWMX生産本部生産管理部■■■■ Gn氏（以下「Gn氏」という。）は、Ic氏に対して、2025年3月期において、AWMX内で整理した滞留在庫の損失処理案について、当社グループの会計実務指針の規定に則って約1億円の評価減を行いたい旨の提案をメールで行った。

2025年1月29日、Ic氏は、He氏に対して、電話で、「グループ全体で収益を出さないといけない中で、AWMXだけ利益が出て余裕があるからといって評価減とすることはできない」、「コンスタントに評価損をやるべきではなかったのか」、「この時期になっていきなり1億円を計上しようとしても認められない」、「今後計画的にやっていたらどうか」等と述べ、AWMXの滞留在庫の約1億円の評価減に否定的な見解を述べた。He氏は、Ic氏の見解を受けて、I氏やGn氏らと協議し、改めて滞留在庫の損失処理について検討を行うこととした。そして、Gn氏は、Y氏をCcに入れ、Ic氏に対してその旨をメールで報告した。

2025年1月30日、Y氏は、かかるメールに返信する形で、Ic氏を含むAWMX取締役各位宛てに、Gn氏が提案した滞留在庫の損失処理に関してはAWMX取締役会での議論が必要であり、本来的には当社グループの会計実務指針に従って処理を行う必要がある旨を指摘するメールを送信した。

そして、同日、取締役会後に実施された AWMX 取締役会において、滞留在庫の損失処理に関する議論が行われた。その際、Jf 氏は、会計処理は当社グループの会計実務指針に則って機械的に行うべきものであるという認識のもと、「ルールに基づいて粛々と処理すべき」との指摘を行ったが、Ic 氏は He 氏に対して伝えた内容と同旨の発言を行い、2025 年 3 月期において滞留在庫の約 1 億円の評価減を行うことについて難色を示し、AWMX において、滞留在庫の損失処理案を再検討することとなった。なお、Jf 氏は、2025 年 1 月 30 日の取締役会以後、本件の損失処理の検討状況をフォローしなかった。

エ Ic 氏による不承認 (2 回目)

2025 年 2 月 10 日、Gn 氏は、Ic 氏に対して、メールで、滞留在庫の損失処理に関する AWMX の再検討案として、損失処理の対象をバイオニクス事業部の部材に限定し、かつ、転用できない部材を 2025 年度に、転用できる部材のうち転用先がなく残ってしまった部材を 2026 年度に、分割して損失処理を行う旨を提案した。なお、前記のとおり、当社グループの会計実務指針に従えば、2025 年 3 月期には滞留在庫の約 1 億円の評価減を行う必要があったものであり、かかる再検討案は、AW グループの会計実務指針の規定内容に則ったものではなかった。

2025 年 2 月 12 日、Ic 氏は、Gn 氏からの提案に対して「これはだめです。出費全面禁止の指示が出て、全社で何とか利益を積み上げようとしている時期にこれは承認できません。(しかも、AWMX は「中核会社」です。)利益がここまで話題になる前に、やっておくべきでした。2025 年度以降での処理を実施してください。」とのメールを送信し、再検討案を不承認とした。

Ic 氏によって再検討案が不承認とされたことから、AWMX は、I 氏の決裁権限 (2 百万円以内) において実施できる範囲で損失処理を行うこととし、合計約 5 百万円の在庫廃棄を、Ic 氏に報告せずに行った (なお、社内連絡の不備により、損失処理は 2026 年 3 月期の第 2 四半期に行われることとなった。)。また、2025 年 3 月期末においては、特殊機器事業部の滞留在庫について、職務権限規程上、AWMX の社内承認のみで処理が可能な 11 百万円の評価減が行われた。

オ 滞留在庫の評価減の先送り

前記 (2) の経緯により、2025 年 3 月期において、AWMX は、当社グループの会計実務指針に従って、滞留在庫の約 1 億円の評価減を行うべきところ、Ic 氏の指示によって、かかる損失処理を行わなかった。

この点、Ic 氏は、自身が一貫して滞留在庫の評価減に難色を示し、かつ最終的に不承認としたことを認めているが、その理由について、滞留在庫の中にはまだ販売可能なものも含まれていて損失処理する必要がないと考えたこと、当社グループの会計実務指針はあくまで当社本体のルールであり、子会社は必ずしもこれに従う必要はないと理解していたこと、当時、当社では利益至上主義が徹底されており、AWMX で利益が生じていたとしてもそれを減殺するような損失処理を行うべきではないと考えたことを述べている。また、Ic 氏は、上長に指示されたわけではなく、自らの意思に基づいて減損処理を行わないという判断を行っている。このことについて、Ic 氏は、仮に自分が滞留在庫の約 1 億円の評価減を承認したとしても、自分の上長すなわち当社取締役専務の Eo 氏、当社代表取締役社長の Hy 氏及び当社会長の Fg 氏の決裁ラインのどこかで不承認となることが目に見えていたし、仮に自分の決裁権限内 (10 百万円) での損失処理を行ったとしても上長がかかる損失を認識すれば厳しい叱責を受けることが予想されたため、自分の段階で不承認とした旨述べている。

(3) 会計上の問題

前記(2)のとおり、当社グループ会計実務指針に基づいて2025年3月期末に計上されるべきであった滞留在庫の1億08百万円の評価減は、Ic氏より見送りの指示が行われた。しかし、同期末において、職務権限規程上、AWMXの社内承認のみで処理が可能な特殊機器事業部の滞留在庫11百万円についてのみ評価減が行われた。その結果、2025年3月期の連結財務諸表において、97百万円の棚卸資産過大計上及び同額の売上原価の過少計上が認められた。

(4) 内部統制上の問題

ア 在庫評価減の計上に関する内部統制の無効化

前記のとおり、Gn氏は当社グループの会計実務指針に従い、2025年3月期に滞留在庫の評価減を計上するため、起案前にメールで伺いを立てたところ、当社のD&Iグループ・エレクトロニクスユニット兼AWMX取締役であるIc氏は、予算達成の観点から承認しなかった。結果として、本来であれば適時に滞留在庫の評価減を計上すべきところ、Ic氏の指示により正当な理由なく滞留在庫の損失処理が先送りされた。これは、Ic氏により内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

イ AWMX取締役会、監査役の認識と対応

2025年1月30日のAWMX取締役会において、監査役であるJf氏は「ルールに基づいて粛々と処理すべき」と指摘し、当社グループの会計実務指針に則った機械的処理の必要性を表明した。しかし、その後、同氏は本件が同会計実務指針に従って処理されない可能性があることを認識しながら、検討状況のフォローを実施していない。取締役会としても、当該指摘後のアクションアイテムを明確化せず、進捗モニタリングを行わなかった。結果として、監査役・取締役会としてリスクを認識しながらも、適切に対応することができなかった。

3 2024年9月期の賞与引当金計上取りやめ

(1) 概要

AWMXでは、毎月一定金額の賞与引当金を計上していたところ、当社から賞与引当金の計上を先送りにするよう指示を受けて、2024年9月分の賞与引当金(約20百万円)の計上を取りやめて、2024年12月に賞与を支給して引当金不足分を費用計上することにより、2025年度上期から同年度下期に費用計上を先送りしたものである。

(2) 発生に至る経緯等

ア 会計上のルール

AWMXでは、6月の夏季賞与支給対象期間を前年10月1日より当年3月31日までとし、12月の冬季賞与支給対象期間を当年4月1日より当年9月30日までとしている。

賞与引当金の計上ルールとしては、9月末の賞与引当金残高と翌年度の見込夏季賞与支給額の差額を10月から3月の6か月間で繰入し、3月末の賞与引当金残高を翌年度の夏季賞与支給額に対する引当金としていた。また、3月末の賞与引当金残高と翌年度の見込冬季賞与支給額の差額を4月から9月の6か月間で繰入し、9月末の賞与引当金残高を当年度の冬季賞与支給額に対する引当金としていた。なお、会計シス

テムの変更を経て2024年12月以降は賞与引当金ではなく、未払賞与勘定が使用されている。

イ 賞与引当金計上取りやめの検討要請

D&Iグループでは、2025年度上期の業績が芳しくなく、同年度上期予算を達成することが困難な状況にあったため、2024年9月12日、同日開催予定のD&Iグループ会議の前に、D&Iグループ管掌兼インダストリアルガスユニット Eo氏、エレクトロニクスユニット Ic氏及び機能材料 Ch氏（以下「Ch氏」という。）、並びに地球環境部門企画・管理部 Fj氏の4名で協議を行い、予算達成に向けた対策を検討することになった。

この頃、直近の事例として、D&Iグループ・機能材料ユニットに属するAWマッハでは、業績低迷を理由として2024年12月支給分の賞与の減額を決定したうえで、2024年8月分及び同年9月分の賞与引当金の計上を取りやめるという対応がとられていた。そこで、予算達成に向けた対策の協議の中で、Eo氏は、AWマッハの事例を共有し、これを受け4名で協議を行った結果、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りを検討させるよう要請することとなった。Eo氏は、Fj氏、Ch氏及びIc氏に対し、D&Iグループ会議において各部署及び子会社に当該要請を行うよう指示した。

その後、D&Iグループ会議において、D&Iグループの各部署・子会社に対して、Eo氏からは総括的な説明が行われ、続いてFj氏から、費用計上の後ろ倒しや、修繕費から資産計上への振替等の対応策に加えて、引当金計上の見直しの一環として、賞与引当金の計上を取りやめる対応を検討するよう要請がされた。なお、D&Iグループ会議には、D&Iグループに属するインダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン Bx氏も参加していた。

前記D&Iグループ会議を受けて、エレクトロニクスユニット内では、同ユニットの業務・システム部 Gr氏（以下「Gr氏」という。）から、各部署・子会社に対して、Fj氏の要請と同趣旨の要請がなされたほか、Ic氏からも各子会社の社長に対して直接同趣旨の要請がなされた。

ウ 賞与引当金計上の取りやめ

Y氏は、前記指示の内容として、一社当たり20百万円程改善する必要があるとの説明を受けたところ、賞与引当金の額が22百万円程であったため、9月分の賞与引当金の計上を取りやめることを決定した。なお、Y氏は、AWMX管理本部管理部 Dq氏（以下「Dq氏」という。）に対して賞与引当金の計上取りやめが問題ないか確認したが、Dq氏に止められることはなかったため、賞与引当金の計上を一時的に取りやめても下期に損失が先送りされるにすぎず、通期で見れば同じ金額が計上されるため、会計上問題がないという認識のもとで実行した。

以上のとおり、AWMXは、当社から、賞与引当金の計上を取りやめることを検討するよう要請を受けたため、これに従って、2024年の9月分の賞与引当金について、本来は22百万円を計上すべきところ、約2百万円しか計上しなかった。

その後、AWMXにおいて、2024年9月の賞与引当金計上取りやめに対応する減額はされないまま2024年12月の賞与が計画どおりに支給され、賞与引当金繰入額の約20百万円の費用計上先送りの結果が生じた。

エ 監査法人による指摘及びこれに対する当社の対応等

2025年2月、当社の監査法人による2025年3月期の期中監査において、2024年9月18日にFj氏が送信した以下のメールが検出されたため、監査法人より、「引当金見直し」の意味内容について確認・指摘を受けた。

【2024年9月18日 Fj氏→D&Iグループディビジョン■等】(抜粋)
9月度D&Iグループ会議にて話が合った通り、
費用計上後ろ倒し、引当金見直し、修繕費から資産計上への振替等
各ユニットでの収益改善の進捗を含めて
ご報告をお願いいたします。

前記確認・指摘を受けて、当社において、前記メールの受信者15名に対するアンケート調査や、Fj氏ら5名に対する面談が実施され、その結果、後記(4)で述べるAWMXを含む4社で賞与引当金の過少計上が行われていたことが判明した。

しかしながら、前記アンケート及び面談において、D&Iグループ会議でFj氏から賞与引当金の計上を取りやめる旨の指示を受けたと述べる者はおらず、それどころか、いずれもFj氏の指示を誤解したミスコミュニケーションによるものであると供述し、Fj氏も、同指示を行ったことを否認した。そのため、当社の調査結果としては、AWMXを含む4社での賞与引当金の過少計上については、意図的な不正ではなく、担当者間のコミュニケーション不足及び子会社経理人員の適正な決算に対する理解不足が原因であると結論付けられた。

(3) 関与者の認識について

ア はじめに

前記のとおり経緯で行われた賞与引当金の過少計上について、Eo氏及びFj氏を除く関与者は、賞与引当金の計上をせず損失発生時期を先送りする意図をもって、(賞与支給額を減額することなく)賞与引当金の計上を取りやめたことを自認している。

他方で、Eo氏及びFj氏は、実際の賞与支給額を減額したうえで賞与引当金の計上を取りやめることを検討してもらう趣旨であった旨の供述をしている。当委員会としては、前記(2)のとおり、Eo氏及びFj氏はいずれも賞与引当金の計上を取りやめることを検討するようAWMX側に要請していたと認定するものであるため、以下のとおり事実認定を補足する。

イ D&Iグループ会議の事前協議についての事実認定の補足

前記(2)のとおり、当委員会としては、2024年9月12日、Eo氏、Ic氏、Ch氏及びFj氏が参加した、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の計上取りやめを検討させるよう要請するということとなったものと認定する。

認定の根拠として、Eo氏が2024年9月20日にBx氏から受信した以下のメールがある。このメールからは、2024年9月20日にBx氏がEo氏の指示を受け、賞与引当金について検討を行い、具体的には、セグメント会社の9月分の賞与引当金を10月に計上することで、9月の収益改善を試みていることが読み取れる。

【2024年9月20日 Bx氏→Eo氏】(抜粋)
先ほどご指示頂きました賞与引当金ですが、AW本体と
地域事業会社はD&I以外の事業も担っているため、
難しい側面がございますが、セグメント会社の賞与引当金を

9月分を10月に計上することで、9月の収益改善は可能かと存じます。

他のユニットでも同様の対応は可能かと存じますので、後ほどご相談させて頂きたく存じます。

Eo氏は、D&Iグループ会議の事前協議の中でAWマッハの前記対応の例を挙げて賞与引当金計上の見直しを要請することにしたことは認めつつも、その趣旨は、上期に計上すべき賞与引当金を下期に先送りする旨の要請ではなく、業績悪化や過剰予算等の理由により適正な賞与の支払となっていない子会社を対象として、賞与の支払を実際に減額することを前提に、賞与引当金の計上取りやめを検討させる要請であった旨述べており、当委員会のヒアリングにおいて、前記メールについて、Bx氏に対して賞与引当金の先送りの指示をしたことはない、覚えていない等と供述している。この点、仮に、Eo氏が、Bx氏に対して賞与引当金の先送りを指示したことがないのであれば、前記メールは明らかに自身の指示の趣旨と異なる受け止め方をされているものであることから、Bx氏に指示の訂正等の対応をするのが通常であるといえるが、本調査では、Eo氏による指示の訂正等の対応がなされた事実は認められなかった。また、前記メールは、Eo氏のみを宛先に送られたものであり、その内容としても、明らかに賞与引当金の先送りを意図するものであって、(Eo氏が真に賞与引当金の先送りの意図を有していなかったのであれば)大いに違和感を覚える内容となっており、それを失念しているというのは考えがたい。そのため、Eo氏の前記供述は、いずれも信用性を認めることはできず、Eo氏は、前記メールに記載されているとおり、Bx氏に対して、2024年9月20日に、上期に計上すべき賞与引当金を下期に先送りすることを検討させる旨の指示を行っていたものと認められる。

このように、Eo氏は、2024年9月20日の時点において、Bx氏に対して、賞与引当金の計上取りやめを検討させる旨の指示をしていたのであるから、その直前の2024年9月12日のD&Iグループ会議前の事前協議やD&Iグループ会議における発言が賞与引当金の先送りを要請する趣旨ではない旨のEo氏の供述もまた信用性を欠くものと評価できる。

また、別の認定の根拠として、Ic氏が、事前協議での出来事として賞与引当金の計上先送りの検討を要請することとなった旨述べている。Ic氏は、事前協議の際の出来事として、自身(Ic氏)があまり会計に明るくないことから、賞与引当金の計上を先送りすれば見かけ上はその期のプラスになると理解し感心した覚えがある旨を述べており、Ic氏の供述は具体的であるし、また、実際に、AWMXを含む4社が賞与引当金の先送りを行っていることからしても、Ic氏のかかる供述は信用性が認められると考えられる。

したがって、当委員会としては、2024年9月12日、Eo氏、Ic氏、Ch氏及びFj氏が参加した、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りを検討させるよう要請するという事となったものと認定する。

ウ D&Iグループ会議についての事実認定の補足

前記(2)のとおり、当委員会としては、D&Iグループ会議において、D&Iグループの各部署・子会社に対して、Eo氏からは総括的な説明が行われ、続いてFj氏から、賞与引当金の計上を下期に先送りする対応を検討するよう要請したものと認定する。

この点について、当委員会のヒアリングにおいて、Fj氏は、D&Iグループ会議で賞与引当金の計上を取りやめることを説明・要請したが、あくまで実際に賞与を引き

下げを念頭においたものであって、賞与を引き下げることなく引当金計上のみを減少させることは意図していなかったと述べている。しかしながら、D&Iグループ会議でのFj氏の要請は、事前協議の結果を受けて行われたものであるところ、前記(2)のとおり、事前協議では上期に計上される予定の賞与引当金の先送りを検討するよう要請することになったと認められる以上、D&Iグループ会議でのFj氏の要請についても、かかる趣旨であったものと考えられるし、また、Fj氏自身が認めるように、Fj氏は実際に賞与支給額を引き下げる必要があることは説明していないことや、12月の賞与の支給の判断については、労働組合との関係や取締役会での議論等の諸事情を考慮しなければならず9月中旬に決定することは難しいことから、実際に賞与を引き下げを念頭においたものであったという供述は信用できない。

したがって、当委員会としては、D&Iグループ会議において、D&Iグループの各部署・子会社に対して、Fj氏から、賞与引当金の計上を下期に先送りする対応を検討するよう要請したものと認定する。

エ Eo氏の認識

前記(2)のとおり、Eo氏は、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請することを決めており、不正の認識があったというべきである。

Eo氏は、賞与の支払を実際に減額することを前提に、賞与引当金の計上取りやめを検討させる要請であった旨供述するが、この供述が信用性を欠くことについては既に述べたとおりである。

オ Fj氏の認識

前記(2)のとおり、Fj氏は、D&Iグループ会議の事前協議において、D&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請することを決めており、また、D&Iグループ会議においてもD&Iグループの各部署・子会社に賞与引当金の先送りの検討を要請しているのであるから、不正の認識があったというべきである。

Fj氏は、D&Iグループ会議で賞与引当金の計上を取りやめることを説明・要請したが、あくまで実際に賞与を引き下げを念頭においたものであった旨供述するが、この供述が信用性を欠くことについては既に述べたとおりである。

なお、Fj氏は、賞与引当金を下げたにもかかわらず結果として賞与を減額せずに支給した場合であっても、下期で費用計上すれば、少なくとも年度単位では大きな問題がないと認識していたと述べていることから、下期に費用が先送りされるという結果を認識認容しており、少なくともFj氏には不正の未必的な認識があったことが認められる。

(4) AWMX以外における賞与引当金の計上取りやめ

前記(2)のとおり、エレクトロニクスユニットに属するAWMXでは約20百万円の賞与引当金の計上先送りが行われたが、インダストリアルガスユニットに属するエア・ウォーター・グリーンデザイン株式会社(以下「AWグリーンデザイン」という。)、機能材料ユニットに属する株式会社FILWEL(以下「FILWEL」という。)及びタテホ化学工業株式会社(以下「タテホ化学工業」という。)の3社も2024年9月分の賞与引当金計上の取りやめを行った。AWMXを含む4社の賞与引当金計上取りやめの合計額は約86百万円であった。

イ 売上の先行計上の検討開始

By 社から産業医療ガスに対して発行された各発注書に定められた納期に従い、AWMX は、**■**年**■**月、By 社に対して**■**を納入した。もともと、**■**であったため、**■**性能確認を実施する前提として、**■**一定の付随的な工事（以下「接続工事等」という。）を要する状況にあった。そのため、AWMX としては、By 社側（By 社が装置の製作を委託している第三者を含む。）において接続工事等が完了した後に、性能確認を実施することとしていた。

当初の想定では、AWMX による当該装置の納入後、約 2 週間程度で接続工事等が完了し、性能確認を行うことが可能となる予定であったものの、By 社側の都合により、当該装置の納入から約**■**か月が経過した**■**年**■**月頃においても、接続工事等が完了しない状況が継続していた。このため、**■**年**■**月期中に性能確認及び検収を経たうえで売上が計上することが困難となる可能性が生じた。なお、AWMX においては、請負契約②に係る売上が計上できなければ、**■**年**■**月期の予算達成が極めて困難な状況であった。

そこで、AWMX は、検収が実施できていない原因は By 社側に起因するものであったことから、性能確認を経ないまま検収扱いとすることについて合意を得よう By 社との間で交渉を行うこととした。

その後、産業医療ガス、AWMX 及び By 社との間で協議が行われ、**■**年**■**月**■**日、請負契約①及び②の目的物である**■**及び**■**について、検収扱いとすることが合意された。

ウ By 社による性能確認前の検収

以上の経緯を踏まえ、By 社からの検収が**■**年**■**月になされたものと扱い、これをもって**■**年**■**月期の売上として請負契約②に基づく報酬約**■**円を計上するに至った。

(3) 関与者の認識について

ア I 氏の認識

ヒアリングによれば、I 氏は、**■**年**■**月時点において、請負契約①及び請負契約②について By 社の合意が得られて検収が行われたこと自体は、当時 AWMX 取締役兼エンジニアリング事業部**■** Ja 氏（以下「Ja 氏」という。）からの報告により認識していたものの、当該検収が性能確認を完了していない状態で行われていた点についてまでは認識していなかった旨供述している。しかし、当委員会としては、I 氏のかかる供述は信用できず、I 氏には検収条件を満たしていないことの認識はあったものと認定する。

すなわち、**■**年**■**月**■**日、I 氏は、当時エレクトロニクスユニット**■** Ic 氏に対し、検収の前提条件として接続工事等が必要であること、及び少なくとも同日時点においては当該接続工事等が実施され、**■**が可能な状態となる見込みが立っていないことを報告している。

【**■**年**■**月**■**日 I 氏→Ic 氏】(抜粋)

Ja 氏は本日、当社におりましたので By 社の件を聞いてみましたが明日、客先と打ち合わせの予定だそうです。

装置自体は現地に納入済みですが、検収条件としてはユーティリティが接続されて**■**が可能な状態になることだそうです。

Ar社が■■■■の供給設備工事についてギブアップしたとのことで、■■■■が
つながらないとのことで
日期的に検収条件を満たすことが困難ということだそうです。

明日打ち合わせなそうなので、その結果を待つことにしています。

前記報告が行われたのは■■■■年■■■■月■■■■日であり、同日から起算してわずか■■■■日
後に当たる■■■■月■■■■日までの間に、接続工事等を含む諸課題が解消され、同月中に
性能確認が完了したと考えるのは不自然である。実際にも、性能確認は同月末日時点
において実施されていなかったという事情も加味すると、I氏は、Ja氏からBy社の
合意が得られて検収が行われた旨の報告を受けた時点において、性能確認が完了して
いないことを認識していたと考えるのが自然である。

したがって、I氏が性能確認未了の事実を認識していなかったとする供述は信用で
きず、同氏には、性能確認が完了していないことの認識があったと認められる。もっ
とも、性能確認が完了していないままにBy社の合意を得て検収が完了したものとみ
なすことが会計上不適切な行為であるということについてまで、同氏が認識していた
とまでは認められない。

イ Ic氏の認識

Ic氏は、Ja氏から、性能確認が終了していないが、By社と調整して検収してもら
うことになった旨の報告を受けたことを認めており、同氏は性能確認が完了していな
い状態で検収が完了したものとみなしていたことを認識していた。もっとも、性能確
認が完了していないままにBy社の合意を得て検収が完了したものとみなすことが会
計上不適切な行為であるということについてまで、同氏が認識していたとまでは認め
られない。

ウ Ja氏の認識

Ja氏は、性能確認を経ないまま検収扱いとすることについて合意を得るようBy社
との間で交渉を行っており、性能確認が完了していないことについては認識があっ
た。また、Ja氏は、性能確認が完了していないままにBy社の合意を得て検収が完了
したものとみなすことが会計上不適切な行為であるということを理解していた旨述べ
ている。

(4) 会計上の問題

ア By社■■■■■■■■■■等の収益認識

By社■■■■■■■■■■

■■■■このため、収益認識を検討する際の履行義務の充足は検収完了時点といえ
る。一方で、■■■■年■■■■月時点では性能確認が一部しか完了していないため、受入検査
を実施し合格したものであるという検収の条件が満たされていない状態であった。また、By
社からの受領のサインがある書類があったとしても、その中で性能確認は別途実施す
ること、製品保証について性能確認日から起算することが明記されていて、受入検査
に合格していないことは明らかであった。よって■■■■年■■■■月時点において、検収が
完了したとはみなされず、収益認識すべきではなかったことが認められた。

イ 売上の先行計上に関する類似案件

販売先と取り決めた検収条件を十分に確認せずに売上を計上している事例が検出されたため、類似案件の有無について当社において自主点検調査を行った。具体的には、検収に至るまで試運転や性能確認等の履行義務があり、納入のみで売上の計上が認められない装置等の案件を対象に、履行義務の充足時点を確認した。その結果、AWMXにおいて売上計上日に検収の条件が満たされていない先行計上と認められる売上は、前記アを含めて下記のとおりであった。

AWMX 単体売上高及び先行計上認定金額（単位：百万円）²⁸



(5) 内部統制上の問題

ア 営業責任者による売上の先行計上

前記のとおり、契約上は最終的な支払を受けるために性能確認に合格し検収を得ることが条件とされていた。したがって、性能確認が一部しか完了していない状態では売上計上ができないものの、実際には営業責任者により売上の前倒し計上がされていたことから、内部統制の重要な機能である第1線の機能が適切に発揮されなかったといえる。背景として、予算達成のプレッシャーが売上の前倒し計上を誘発したと考えられる。

なお、AWMXの売上計上プロセスにおいて、売上計上処理と根拠証拠の整合確認を行うプロセスは第1線のみで完結しており、第2線で取引の実態や期間帰属が適切かを確認する業務プロセスは構築されていなかった。また、第3線の内部監査においても本件に関する指摘・指導はなされていない状況にあった。

イ 経営陣の会計リテラシー

I氏及びIc氏ともに、性能確認が一部しか完了していなかったもののBy社の合意を得て検収が完了したものとみなし得ると判断し、その判断を前提として会計処理が行われている。かかる経緯に照らすと、経営陣において、収益認識に関する会計基準

²⁸ AWMX単体売上高のうち、2023年3月期以前については、2023年4月1日に組織再編が行われているため日本バイオニクス株式会社単体の売上高を記載している。

また、先行計上認定金額は、計上する決算期が訂正される案件を記載している。

に基づいて売上計上を行うための基礎的な理解が乏しく、会計上許容される処理と許容されない処理の線引きが曖昧な状態であったと考えられる。

5 その他の不適切な会計処理

(1) ■■■■■の不具合対応に係る費用の計上先送り

AWプラントエンジニアリング（現エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社（以下「AWエンジニアリング」という。））は、当社が開発した■■■■■の不具合対応を行った場合には、これに要した費用は当社に請求すると当社との間で合意していたが、発生した費用が当社の設定した予算枠を超過した場合には、費用発生時に当社へ請求せず、一定の会計処理の操作を行い翌期以降の予算枠内で請求していたという事案である。

具体的な手口として、AWエンジニアリングは、まず、発生した材料費や労務費等の原価を当期の修繕用工番に集計し、予算枠を超える分については当社に対して請求を行わず、仕掛品（未成工事支出金）として資産計上したまま滞留させる。その後、翌期に入り、当社から新たな予算枠に基づき新しい工番が発行されると、前期以前に発生し仕掛品として計上していた原価を、この新しい工番に振り替える処理を行っていたものである。その後、2023年4月にAWエンジニアリングからAWMXに対象事業が移管されたが、AWMXは当社に対して、■■■■■の不具合対応に要した費用をAWエンジニアリングと同様の方法で会計処理をしていた。AWエンジニアリング及びAWMXが当社に対して請求する■■■■■不具合対応費用は、常態的に当社が設定した予算枠を超過していた。

■■■■■不具合対応費用はAWIが負担するという両社の合意があったことを前提とすると、AWエンジニアリング（事業移管後はAWMX）が実際の修理対応を行った時点で、当社はこれに対応する費用及び債務を計上すべきであったと考えられる。しかし、AWMXは、当社の指示のもと当該不具合対応にかかる請求を遅らせていた結果、費用計上の先送りが発生していた。

なお、2025年9月末時点において、不具合対応実施済みであるもののAWIへ請求未了のために費用計上が行われていない金額は約44百万円であった。

(2) 商流変更による売上高の二重計上

当社が取り扱う■■■■■の輸入販売取引において、当社の子会社であった日本パイオニクス株式会社（現AWMX）の売上予算達成を目的の一つとして、同社及び第三者を商流に介在させ、結果として同一製品に係る売上が二重に計上された事案である。

■■■■■年度以前、■■■■■は当社がD社（以下「D社」という。）から直接輸入し、Bj社（以下「Bj社」という。）等に委託して必要な国内仕様への改造工事を行い、同工事完了後にBo社（以下「Bo社」という。）へ販売する商流となっていた。

■■■■■年度にBo社に■■■■■を納入した取引においては、AWMXが製品を輸入した後、Bj社及びBb社の計■■■■■社を経由し、当社が仕入れたうえで、Bo社に売却するという一連の商流が構築された。商流に当社グループ外企業が介在したことにより、当該取引は連結決算上のグループ内部取引として連結相殺消去されず、AWMXが計上した売上高（約■■■■■万円）が外部売上として残存し、当社グループ全体において、同一製品に係る売上が二重に計上されることとなった。

次に、■■■■■年度及び■■■■■年度にBo社に■■■■■台を納入した取引においては、前回同様にAWMXが製品の輸入を行ったものの、商流構成が変更され、D社からAWMX、AWMXから当社へ直接販売する形式がとられた。この取引では売上

先がグループ会社となったため、AWMX が計上した売上高（約 〇〇〇〇〇〇円）は連結決算プロセスにおいて相殺消去された。

〇〇年度に前記の商流となった理由について、商流の構築を指示した Ic 氏は、同年度当時はいわゆる売上 1 兆円目標を掲げていた時期であったため、売上達成目的であったという可能性を否定していないが、〇〇年度の取引は台数が多く Bj 社だけでは対応不可能な開梱作業を担うため AWMX が商流に介在していたとも供述している。この点、実際に AWMX は無意味に商流に介在していたものではなかったこと、結果的に〇〇年度に売上が二重に計上されたのは連結相殺消去がされなかったことが原因であること、及びその後の〇〇年度及び〇〇年度の取引においては〇〇年度の商流は変更され連結相殺消去がされていることに鑑みれば、Ic 氏が〇〇年度において売上の二重計上を意図して、経済的合理性のない取引に AWMX を介在させる商流を構築したとまでは認定できないというべきである。

前記のとおり、AWMX の売上及び当社の仕入は、形式的には当社グループ外企業との取引であったため、当社の連結財務諸表上、連結相殺消去されていなかった。しかしながら、前記の商流が変更された経緯を加味すると、『連結財務諸表に関する会計基準』第 35 項「連結相互間の取引高の相殺消去」、同注解 12 に則り、実質的に連結会社間の取引とみなして仕入高及び売上高の二重計上部分の消去処理が必要であったと考えられる。

6 調査未了事項（社内リニエンシー申請等による情報提供）

本リニエンシー周知徹底プログラムが実施されたことを受けて、2026 年 1 月 21 日から 29 日にかけて、AWMX における不適切な会計処理事案に該当する可能性のある事案として 14 件の情報提供がなされた。

当委員会において、これらの情報提供を事象の性質に基づいて分類を行った結果は下表のとおりである。なお、1 件の通報の中に複数の性質を含む重複分を計上している。

事象の項目	件数
原価付替	7 件
売上の先行計上	4 件
二重売上（商流変更）	3 件
在庫関連（棚卸差異、簿外品等）	3 件
工数の操作	2 件
費用の先送り	1 件
不当な値引	1 件
合計	21 件

これらの事案については、時間的制約から調査を行うことができなかったため、当委員会が既に把握し調査を実施していた 1 件を除いて調査未了事項として取り扱うこととする。

第5 プラントガス部における不適切な会計処理に係る事実関係

1 貯蔵品の損失処理先送り

(1) 概要

2023年11月、当社プラントガス部において、約20,450千円分の使用不可能な[]の予備品（以下「本[]予備品」という。）が存在し、これらは本来全て廃棄し損失処理すべきものであったところ、当時D&Iグループ管掌兼インダストリアルガスユニット[] Eo氏の指示のもと、本[]予備品の一部を廃棄対象から除外し、約12,200千円分の同予備品の損失処理を翌期以降に先送りするという処理がなされた。

(2) 不正の手口及び発生に至る経緯

ア 本[]予備品の保管状況・使用可能性

2023年11月当時、本[]予備品は、[]の交換用部品とともにY社の[]倉庫に保管されていた。これらの物品は、AWプラントエンジニアリングが定期的にその状態を確認していた。

本[]予備品は、基本的には2020年3月期以前より性能劣化や設備撤去、型式廃止等の理由により使用不可品となっており、本来であれば適時に評価損を計上すべきものであった。AWプラントエンジニアリングとしては、10年以上前より、本[]予備品を含め使用できない回収品を廃棄するよう当社プラントガス部に伝えていたが、これらは廃棄されず、また評価損の計上もなされないままとなっていた。

当社プラントガス部は、本[]予備品の評価損計上の会計処理について、当該予備品を実際に廃棄した時点で実施すればよい（廃棄するまでは会計処理も行わなくてよい）という誤った理解に基づき、これまで必要な会計処理を行っていなかった。

イ 本[]予備品の廃棄に係る稟議

2023年11月上旬、[]倉庫のリニューアル及び倉庫料の値上げに伴い、当社プラントガス部の同倉庫内の在庫を削減する必要が生じたことから、当社プラントガス部において在庫の整理が検討された。

当時プラントガス部[] Hq氏（以下「Hq氏」という。）は、本[]予備品がいずれも使用不可能であるとのAWプラントエンジニアリングの技術者の説明を踏まえ、プラントガス部部員に指示し、本[]予備品の廃棄に係る稟議書を作成した。

ウ Eo氏による稟議の差戻し及び損失処理先送りの指示

2023年11月下旬、同稟議を確認したEo氏は、Hq氏に対し、20,000千円という廃棄の金額は目立つため、金額を分けて処理するようという趣旨の指示をし、稟議を差戻した。これを受けて、Hq氏は、プラントガス部部員とともに、本[]予備品のうち廃棄対象とするものを検討し、約8,250千円相当分の予備品を選択した。そのうえで、プラントガス部部員に指示し、当該予備品のみを廃棄対象とする稟議書を改めて作成した。

その後、当該稟議は承認され、本[]予備品のうち、約8,250千円分の予備品のみが廃棄が実施され、2024年3月期に損失処理された。

エ 損失処理先送りの発覚・監査法人に提出する報告書の修正

2025年9月18日、本[]予備品の廃棄に係る損失処理先送りが発覚し、現在のプラントガス部[]が監査法人に提出するための報告書を作成した。当該報告書は、イ

ンダストリアルガスユニットのビジネスディビジョン ■■■■■ Bx氏及びHq氏が内容を確認している。

当初現在のプラントガス部 ■■■■■ により作成された報告書には、前記ウの稟議差戻しについて、「Eo氏(当時専務)より稟議差戻し。決裁区分(社長決裁ではなく、ユニット長決裁とする。)の関係から複数年に分けて処分することとなり、明らかに転用が難しい予備品12件 簿価8,249千円のみ廃棄と修正し再稟議起案、決裁。」との記載があった。

報告書の提出後、Eo氏が報告書の内容を確認し、Bx氏及びHq氏との間でオンライン会議を行った。同会議において、報告書の修正について協議がなされ、Eo氏の主張が採用される形で、前記の記載箇所が「Eo氏(当時専務)より稟議差戻しと使用可能な予備品は残す方向での指示があり、明らかに転用が難しい予備品12件(過去から使用不能となっていた予備品) 簿価8,249千円のみ廃棄と修正し再稟議起案、決裁」と修正され、改めて提出された。

(3) 不正の関与者の認識について

ア はじめに

本 ■■■■■ 予備品に係る損失処理の先送りに関し、Hq氏は、2024年3月期に損失処理すべきであった当該予備品につき、その一部の処理を翌期以降に先送りする意図をもって、廃棄対象の取捨選択を行ったことを認めている(なお、本 ■■■■■ 予備品は、本来であれば2020年3月期以前に損失処理をすべきであったが、Hq氏は、予備品を廃棄するまでは会計処理を行わなくてよいと誤って認識していたために、適時に損失処理を行わなかったものであり、このこと自体は、不正と認められるべきものではない。)

他方、Eo氏は、Hq氏に対し、「20,000千円という廃棄の金額は目立つため、金額を分けて処理するように」と指示した記憶はないと述べている。当委員会としては、前記のとおり、Eo氏が本 ■■■■■ 予備品の損失処理を先送りする意図をもってかかる指示を行ったと認定するものであるため、以下のとおり事実認定を補足する。

イ Eo氏の指示及び不正の認識

Eo氏は、本 ■■■■■ 予備品の廃棄及び損失処理に係る稟議の差戻しについて、「使えるものは使え」、すなわち、廃棄対象となっているものから使用可能なものと使用不可能なものを分けるよう指示したつもりだったと説明し、本 ■■■■■ 予備品の損失処理を先送りする意図はなかったと述べている。

これに対し、Hq氏は、本 ■■■■■ 予備品が全て使用不可能なものであることをAWプラントエンジニアリングの技術者に確認しており、そのことは当初の稟議申請の際にEo氏に対して伝えたと述べている。また、Hq氏は、Eo氏からの稟議差戻しのあと、プラントガス部部員とともに、本 ■■■■■ 予備品のうち廃棄対象とするものを選択しているところ、その選択の基準は、Eo氏の主張する「使用可能なもの」、「使用不可能なもの」ではなく、10,000千円の範囲内でなるべく多くの予備品を廃棄できるようにしたとのことである。これらの事情に鑑みれば、「使えるものは使え」と指示した旨のEo氏の主張は、不合理といえる。

加えて、Eo氏は、実際に「使えるものは使え」と指示をしたのであれば、当初の稟議を差し戻す際や、修正後の稟議申請を検討する際に、Hq氏に対して、本 ■■■■■ 予備品の状態や、同予備品から廃棄対象を選別した根拠を確認すべきであるが、Eo氏もHq氏もそのようなやり取りがあったとは述べていない。このことから、Eo氏の主張は不自然であるといわざるを得ない。

なお、廃棄の対象を 10,000 千円の範囲内とした理由について、プラントガス部員は、Hq 氏からユニット■の決裁権限（10,000 千円）以下に金額を修正してほしいと言われた旨述べているが、Eo 氏は、前記（2）・エの報告書の作成・修正の過程で、そのような指示はしていないと述べ、また Hq 氏も、Eo 氏から同様の指示を受けた記憶はないと述べている。一方で、Hq 氏としては、Eo 氏から本■予備品を分けて処理するようにとの指示を受けた理由について、当社の職務権限規程上、10,000 千円以上の棚卸資産の廃棄・減耗処理は Fg 氏に報告することとなっていたため、本■予備品の廃棄の報告が Fg 氏の目に触れないようにし、ひいては Eo 氏が Fg 氏から同予備品の廃棄について指摘を受けないようにするために、「分けて処理」する必要があると考えた旨説明している。このことは、現在のプラントガス部■が Hq 氏らから聞き取った内容をまとめた前記（2）・エの当初の報告書の記載内容からも明らかである。したがって、Eo 氏が決裁区分について具体的な言及をしたことを明確に示す資料は存しないものの、Hq 氏が Eo 氏の指示からその背景理由を推察して廃棄対象を 10,000 千円以下に修正し、Eo 氏も修正後の稟議にとくに異論を唱えていないことからすれば、Eo 氏の稟議差戻しには、本■予備品の廃棄について Fg 氏から指摘を受けないようにするという意図が含まれていたと考えて矛盾はないといえる。

以上より、Eo 氏は、本■予備品が全て廃棄・損失処理すべきものであるという認識のもと、2024 年 3 月期に損失計上する金額を縮減するため、本■予備品の一部の損失処理を先送りする意図をもって Hq 氏に指示をしたと認定することが相当である。

2 会計上の問題

本■予備品は、いずれも、遅くとも 2024 年 3 月期までに廃棄し、損失処理すべきものであった。しかし、当社プラントガス部においては、廃棄対象を本■予備品の一部のみとし、残部の損失処理を意図的に先送りしており、これは不適切な会計処理に該当する。

3 内部統制上の問題

（1）在庫評価減の計上に関する内部統制の無効化

前記 1・（2）・ウのとおり、Hq 氏は、使用不可と判断される貯蔵品約 20,000 千円の廃棄対象案を稟議として上申したところ、Eo 氏は、決裁額を減少させて決裁権限者を変更することを企図して、Hq 氏に対し廃棄対象を見直すよう指示した。本来であれば、継続使用可能かの観点から廃棄対象を決定すべきところ、Eo 氏の指示により正当な理由なく見直しが行われ、結果として損失の計上額が減少したことは、Eo 氏によって内部統制が無効化された状態だったと考えられる。

4 その他の不適切な会計処理

（1）Ao 社■の設備の固定資産減損損失先送り

ア 概要

当社グループでは、顧客とガス供給契約を締結する際、AW 西日本等の各地域事業会社が顧客と供給契約を締結する場合も、ガス供給のために顧客のもとに設置するガス供給設備は当社の資産として認識するスキームを採用していた。

AW西日本は、顧客のAo社（以下「Ao社」という。）との間の[] 契約（以下「[] 契約」という。）に基づき、同社の[] に[] を含む設備一式（以下「本件[] 設備等」という。）を設置したうえで、[] を供給しており、本件[] 設備等は当社の資産として認識されていた。

[] AW西日本は、[] 年[] 月に[] 契約を中途解約し、Ao社から解約一時金[] 円を受領し、当社は[] 年度上期（[] 年9月）にこれを計上した。

他方で、当該中途解約により除却対象となる固定資産残存簿価[] 円については、[] 契約が解約された[] 年9月に減損損失処理すべきであったところ、[] 年11月に先送りされた。

イ 対象資産の固定資産除却損を[] 年下期に計上した経緯

(ア) Ao社との[] 契約の解約に係る協議

[] 契約において、Ao社はAW西日本に対し、本件[] 設備等を設置するための土地を無償で貸与し、AW西日本は当該土地に当社の資産である本件[] 設備等を設置することとされていた。また、[] 契約の契約期間は[] 年[] 月[] 日までとされていたところ、中途解約の扱いについて、Ao社に解約事由がある場合には、本件[] 設備等の残存簿価、解約金及び撤去費用について、Ao社と当社で協議のうえ、AW西日本の了解を得る必要がある旨規定されていた。

[] 年[] 月末、Ao社[] Ao社が[] 契約の解約を申し出たことにより、当社とAo社との間で、解約条件等に関する協議が開始された。具体的には、①[] 契約を即時に解約したうえで、Ao社がAW西日本に対し解約一時金[] 円を支払い、本件[] 設備等については撤去するか、あるいは、②本件[] 設備等の稼働は停止するものの撤去はせず、契約期間の10年（[] 年[] まで）が満了するのを待ってから撤去をするかのいずれの方針を採用するかが議論された。

当初、当社とAo社との間では、②の方針で進めることが概ね合意されていた。しかし、当社のD&Iグループ・インダストリアルガスユニット[] Eo氏が、同ユニット・プラントガス部の[] Hq氏に対し、既に[] 年度上期の計画予算値に解約一時金を織り込んでいるため、①の方針で進めるよう指示した。これを受けて、Hq氏は、プラントガス部[] に対し、Ao社との解約協議を進めるよう指示した。そして、プラントガス部[] の調整の結果、[] 年[] 月頃までに、当社とAo社との協議の結果、①の方針で進めることとなった。

(イ) 収益改善策の検討指示及びそれに対する回答

前記（ア）のとおり、当社とAo社との間では①[] 契約を解約する方針で協議が進んだが、当社プラントガス部内では、[] 契約の解約に伴い、[] から撤去される本件[] 設備等のうち転用可能なものは一時的に当社の倉庫で保管する必要があるとして、解約及びそれに伴う本件[] 設備等の撤去のタイミングについて引き続き検討が行われた。その中で、仮に[] 契約が[] 年度上期に解約されたとして、本件[] 設備等の撤去工事を[] 年度下期に行った場合、本件[] 設備

²⁷ 契約当事者はAW西日本（契約締結当時は中・四国エア・ウォーターであり、同社はAW西日本に吸収合併されている。）であるものの、本件[] 設備等は当社の資産であり、[] 契約の解約による固定資産除却損の損失計上の主体は当社である。

等の固定資産除却損や撤去費用等を 年度下期に計上することが正しい処理なのかを検討課題となった。

かかる状況の中、 年 月 日、Hq氏は、当時のビジネスディビジョン である Bx氏から、 年度上期において、インダストリアルガスユニット全体として事業計画の未達が見込まれる状況であったことを踏まえ、収益改善策を検討するよう指示を受けた。なお、当社プラントガス部単体における 年度上期の業績は悪くはなかったが、インダストリアルユニット全体の予算達成のためにさらなる対応を求められたものであった。

年 月 日、Hq氏は、Bx氏に対し、電子メールにて、 年度上期（ 年9月期）の当社プラントガス部の収益改善に関して、Ao社との 契約を 年度上期に解約して解約一時金の支払を受けるとともに、本件 設備等の固定資産減損損失（計画値 円）を 年度下期に計上することで、 年度上期の収益を当該金額分改善することができる旨の提案を行った（以下「本先送り提案」という。）。なお、具体的なメールの文面は、「資産減損を下期撤去時にズラし、更に とすると、 万まで改善いたします。」であった。

本先送り提案を受け、Bx氏は、同日、Hq氏に対し、前記メールに対して本文のないメールを返信した。

(ウ) 契約の解約及びHq氏による不適切な会計処理

年 月 日頃、AW西日本は、Ao社との間で 契約を同月 月末に解約する旨の合意に至り、その後、AW西日本はAo社から解約一時金として 円を受領し、当社とAW西日本間の合意書（契約締結日不明）により、そのうち 円が当社に支払われた。そのため、当社は、 年度上期（ 年9月）にこれを計上した。

また、後記ウのように会計上の処理としては、本件 設備等のうち、 契約の解約後に除却又は処分が予定されるものについては、 契約が解約された時点（すなわち、 年度上期）で、その残存簿価を固定資産減損損失として計上すべきであったにもかかわらず²⁹、Hq氏は、Bx氏からの収益改善策検討の指示を受けて 年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的に、固定資産減損損失 39,643千円について、プラントガス部部員に指示して、 年度下期に固定資産除却として計上させた^{29,30}。

ウ 会計上の問題

本件 設備等のうち、 契約の解約後に除却又は処分が予定された固定資産 円分については、 年上期に減損損失として計上すべきであった。しかし、Hq氏は、Bx氏から収益改善策検討の指示を受けていたことによる業績達成のプレッシャーを背景に、 年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的とし

²⁹ 本件 設備等には、除却・処分される設備の他、AW西日本への売却が予定された設備、他社事業への転用可能性が認められ、貯蔵品へ転用が予定された設備が含まれ、Hq氏へのヒアリング（2025年11月18日に実施。）によれば、貯蔵品への転用予定の設備については、同日現在、Ao社の承諾を得て、引き続き同社の倉庫に保管しているとのことである。また、転用可能な資産の残存簿価は1資産当たり1円であった。

³⁰ 年 月 日付け職務権限決裁報告書の一次作成者は、プラントガス部部員、かかる申請を受けた会計事務処理者は連結管理室担当者である。

³⁰ 固定資産除却損は 年 月に計上され、撤去工事はAWプラントエンジニアリングにより 年 月に実施された。

て、意図的にこれを 年度下期に固定資産除却損として計上した。かかる会計処理は費用の先送りであり、不適切な会計処理に該当する。

(2) 設備の固定資産除却損及び撤去費用先送り

ア 概要

当社がN社（以下「N社」という。）との間の契約に基づき、同社の 設備に設置した 設備及び 設備並びにその建屋（以下「本件 設備等」という。）については、N社との間で、その撤去工事に関して、建屋をN社の負担、装置を当社の負担で撤去することとされていた。

当社及びN社は、共同で、本件設備等の撤去をAn社（以下「An社」という。）に委託していたところ、本件 設備等の撤去工事（以下「本件 設備等撤去工事」という。）は 年 月 日に始まり、 年 月 日に完了した。

当社は、An社から、 年 月 日付け請求書により、本件 設備等撤去工事のうち、装置部分の撤去費用である 円について請求を受けた。

Hq氏は、業績改善の目的で、本件 設備等撤去工事対象資産の固定資産除却損 円及び撤去工事に関する装置部分の撤去費用 円については、遅くとも工事が完成し、請求を受けた時点を基準に 年度上期に計上すべきであったにもかかわらず、これを 年度下期にずらして計上する等、不適切な会計処理をした。

イ N社における不適切な会計処理の経緯・原因

前記(1)・イ・(イ)のとおり、 年 月 日、Bx氏は、Hq氏に対し、上期収益改善案を検討するよう指示を行っていたところ、かかるBx氏の指示を受け、Hq氏は、 年 月 日のWEB会議において、プラントガス部 及びプラントガス部部員に対し、 年 月に発生した撤去費用及び対象資産の除却損の計上について、上期のユニット業績が悪いため、 年度上期には計上できないとして、2024年度下期（10月）に計上するように指示をした。また、Hq氏は、指示の際、このような処理をする理由について「上に言われているから。」と説明していた。

プラントガス部部員は、過去に同様の指示を受けたことはないことからHq氏からの指示に違和感を覚えたものの、Hq氏の指示に従い、撤去費用については 年 月 日に一括計上し、固定資産除却損については 年 月以降の 年度下期にずらして計上した。

ウ 会計上の問題

本件 設備等撤去工事対象資産の固定資産除却損 円及び撤去工事に関する装置部分の撤去費用 円については、遅くとも撤去が完了した 月 日を基準に2024年度上期に計上すべきであった。しかし、Hq氏は、Bx氏から収益改善策検討の指示を受けていたことによる業務達成プレッシャーを背景に、 年度上期の業績を実態よりもよく見せることを目的として、意図的にこれを 年度下期に計上した。かかる会計処理は費用の先送りであり、不適切な会計処理に該当する。

(3) 内部統制上の問題

ア 会計リテラシーの不足

当社グループにおける財務会計上必要な会計方針を定めた「AWL_IFRS_会計方針書_Ⅲ-1_有形固定資産」では、有形固定資産の帳簿価額は、処分時や、使用又は処分

による将来の経済的便益が何ら期待されなくなったときに認識を中止するとされており、「同_Ⅲ-4_資産の減損」で減損損失処理についての詳細が定められている。また、「同_Ⅲ-10_非金融負債」では、資産の設置・使用等に起因して生じる将来の資産の解体・除去や敷地の原状回復義務を資産除去債務として見積り、固定資産の取得原価に含めることが定められている。

しかし、当社の複数の責任者及び担当者においては、固定資産減損損失や撤去費用は、実際の撤去時に費用計上するべきものと認識されており、前記の会計方針書記載の会計方針による適切な運用がなされていない。

その結果、固定資産に関する損失の計上時期は工事時期により操作可能と認識される土壌を生んでいると考えられ、ひいてはそれが前記（1）の案件のように、撤去時期が業績改善のための施策として議論されることにつながり、前記（2）の案件のように工事時期とずらして固定資産に関する損失を計上した場合も違和感を生じさせず発見を困難にさせているものと考えられる。

イ 固定資産の転用可能性に関する判断根拠

固定資産の転用可能性は、これまでの利用年数や実物の使用状況、AWエンジニアリングにおける技術的な検証等、複数の観点から判断されているが、これらの判断を行う業務手順や客観的に判断根拠を取得・保管するルール、事業部における判断を行う権限者並びに経理部門等第2線への報告体制が定められていない。その結果、固定資産の損失処理の検討に必要な事実や根拠が収集・共有されず、損失の計上時期に操作可能な余地を残している。

第6 AW防災における不適切な会計処理に係る事実関係

1 AW防災の概要等

(1) 組織概要

AW防災は、当社の完全子会社であり、兵庫県神戸市（神戸本社）及び東京都品川区（東京本社）の2拠点を本社とする（以下、神戸本社を「AW防災本社」という。）。現在は、代表取締役社長であるBt氏のもと、資本金17億08百万円、売上高288億51百万円（2025年3月期）、従業員数528名（2025年3月時点）である。

AW防災は、元々、J社のグループ会社であり（■■■■■）、上場会社であったが、2005年8月に当社が親会社となったことを受け、2006年8月にAW防災へと商号変更された。また、2007年8月には株式交換により当社の完全子会社となり、株式上場を廃止した。

直近の代表取締役は、以下のとおりである。なお、2006年6月から2012年6月までの期間は、Fg氏がAW防災の代表取締役社長を務めた他、代表取締役社長退任後も2018年3月まで当社の医療カンパニー■■■■■を務め、この間、AW防災の取締役も兼任していた。

期間	2014/6~2018/3	2018/4~2021/3	2021/4~2025/12	2025/12~
代表取締役 社長	B氏	Jh氏	De氏	Bt氏

(2) 事業内容

AW防災では、高圧ガス制御技術を中核に、①医療ガス設備や手術室・ICU設備等の設計・施工からメンテナンスまでを行う医療事業、②水による消火が困難な通信施設や船舶等の特殊環境向けに、窒素や二酸化炭素を用いたガス系消火設備等の製造・

販売等を行う防災事業、③消防隊員用空気呼吸器や産業用呼吸用保護具等の製造・販売等を行う呼吸器事業を行っている。加えて、④各種プラント建設に関わる火災防護設備の提供や、製品信頼性評価のための振動試験受託サービス等を行うプラント事業も展開している。

2 M番問題（在庫の過大計上と原価計上の先送り）

（1）概要

AW 防災において、2014 年度から 2018 年度（主には 2017 年度まで）にかけて「M 番」と呼ばれる見込み生産品に係る一時的な費用を管理するためのワークオーダーに関して発生した、本来であれば期末に費用として利益から差し引くべき金額を、仕掛品残高として会計上の資産に残すことにより、費用計上を先送りにするという不適切な会計処理が行われていた（以下「M 番問題」という。）。M 番の仕掛品残高は 2018 年度末時点で約 10 億 55 百万円に達し、2020 年 3 月時点における未処理残高は、約 9 億 01 百万円であった。

かかる不正は、AW 防災の管理部門管掌の常務取締役であった Ei 氏が主導したものである。

（2）不正の経緯等

ア 仕掛品在庫差異の発生と費用計上の先送り

AW 防災において、2014 年度から 2018 年度（主には 2017 年度まで）にかけて、実態のない仕掛品（M 番）残高が大幅に増加し、2018 年度末時点で約 10 億 55 百万円に達していた。残高の推移について、Ei 氏が 2020 年 3 月 18 日付けで作成した資料（「過年度負債の精算について」）によれば以下のとおりである。

（単位：百万円）

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
M 番残高	25	258	506	800	1,023	1,055
対前年比	-	233	248	294	223	32

かかる仕掛品（M 番）残高増加の理由は、生産部門における在庫補正（残高調整）、不適合品・仕損原価計上及び余剰工作数計上等と、管理部門における意図的な決算調整に大別される。

本来、M 番とは、見込み生産品の費用を、後に当該案件や当該製品に振り替えるまで一時的に管理する為のワークオーダーである。しかしながら、従来から、生産部門において「中身の費用を四半期に一度処理する箱のようなものである」という認識のもと、棚卸に差異が生じた際の残高調整や仕損じた場合の原価計上等に M 番を用いてきた。実際に、M 番の費用は四半期に一度、内容を分析したうえで費用計上されてきたが、2014 年度以降は、目標利益の達成のプレッシャーが強まったことを背景に、Ei 氏の指示により、管理部門の Aw 氏（以下「Aw 氏」という。）及び Ap 氏（以下「Ap 氏」という。）において、費用計上が先送りされてきた。

2015 年度頃からは、生産部門で発生する M 番の費用計上を先送りにする方法だけでは目標利益の達成が出来なくなってきたことから、前記同様に Ei 氏の指示を受けた Aw 氏及び Ap 氏が、意図的に M 番の残高を増加させ、これを費用計上しないという方法も用いられるようになった。

また、2016 年度以降、Ei 氏は、会計監査時に費用計上の先送りが発覚しないよう、Aw 氏及び Ap 氏に指示して他の仕掛品に振り替える等の帳簿の改ざんを行わせ

ていた。2018年度の決算からAw氏とAp氏は、処理を止めるようEi氏に再三の申し入れを行っていたが、Ei氏はこれを受け入れず、M番による処理を継続させた。

なお、2018年度以降については、2018年上期に管理部門と生産部門がM番の管理・運用ルールを協議のうえ決定して2018年下期より運用を開始したこと、これ以上の利益操作は監査上発覚するリスクが高いと判断されたこと等から、基本的にM番の残高は増加していない。

イ 経営層への報告等

M番問題は、当初、Ei氏（並びにその指示を受けるAw氏及びAp氏）のみが把握するものであったが、Ei氏は、2020年3月18日、基幹システムの入替により帳簿の改ざんが難しくなってきたことや、Ei氏の指示により不正処理を行わされてきたAw氏及びAp氏が疲弊したこと等の理由から、当時の社長であったJh氏（以下「Jh氏」という。）にM番問題に関する報告を行った。Ei氏から報告を受けたJh氏は、Ei氏から報告を受けた後、間をおかず、当社本社又はAW防災本社でEi氏とともにFg氏に対してM番問題を報告した。Fg氏は、Ei氏を強く叱責するとともに、Jh氏及びEi氏に対して適切に処理するよう指示した。

また、この頃、Jh氏及びEi氏は、Ei氏が不正な会計処理を行っていた期間に社長を務め、XXXXXXXXXXであったB氏に対しても報告を行った。

ウ M番問題の発覚後の対応

Ei氏は、M番問題についてJh氏らに対して報告した後、「自分が責任をもって処理する」と述べたため、Jh氏は、基本的に、M番問題の処理はEi氏に任せることにした。Ei氏が2020年度から2023年度にかけてM番の残高を清算する計画を立案した結果、各事業部門の予算にM番の残高清算のための分担額を織り込むよう要請されることになった。

AW防災は、2020年4月より基幹システムを新システムに移行させたが、新システムでは不備が多数発生したため、対応に追われることになった。かかる状況の中、2020年度第2四半期の決算処理が必要になる2020年10月上旬を迎えたが、AW防災は、基幹システムの入替えに伴い、旧システム上のデータを単純に新システムに移行すると、2019年度に監査法人に提出した仕掛品残高は、前記M番品の金額を他の製造番号品に付け替えているため、監査法人へ報告していた残高との間に差異が生じ、残高を合わせようと新システムにM番品の付替分を入力しようとすると、入力都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かってしまうことから、M番問題が監査法人に発覚するおそれがあるという問題に直面した。

そのような中、2020年10月9日午前にJh氏がFg氏と面談し、同日午後には、Fh氏がAW防災本社を訪問し、Jh氏らと打ち合わせを行った。Fh氏は、前記問題について、以下の対策を提案した。

- ① 上期決算は、なんとかして監査を乗り切る。
- ② 費用処理は不可欠なため、何らかの理由を探し下期に処理する。
- ③ 新システムの不具合が多く、これを理由に紐づけることも一策である。

その後、Fg氏は、Jh氏に電話してFh氏との打合せの結果を確認したため、Jh氏は、Fh氏の提案内容を伝えた。これに対してFg氏は具体的な指示はせず、Fh氏によく指導してもらって対処するよう伝えた。

2020年10月12日にはFh氏が再びAW防災本社を訪問し、Ei氏や経営管理部■■■■ Bk氏（以下「Bk氏」という。）らと打合せを行った。2020年10月13日にはFh氏が、翌朝会長に報告する資料を作成するとして、Bk氏に対して関連資料の提供を依頼するとともに、Bk氏との間で、Fg氏への報告内容の擦り合わせを行った。かかる過程を経て、Fh氏はFg氏に対する説明資料（「AW防災の新〔販売・生産・原価〕システム（■■■■）の導入に係る課題について」と題する資料）を作成し、Jh氏及びEi氏をCcに入れたメールに添付してBk氏宛に共有した。

当該説明資料には、2020年度第2四半期決算における監査法人への監査対応として、会計システムにハンド処理で連携すること、同期以降の監査法人向け対応方針として、M番品の入力履歴が残らないための開発をすること等が記載されていた。

2020年10月14日、Fh氏は、前記説明資料を使ってFg氏に説明した。

2020年度第2四半期決算において、監査法人にM番問題は発覚しなかったが、その後もFh氏はM番問題への対応方針を検討し、AW防災側に対し、開発費の資産化（資産計上）やシステム導入に係る社内人件費の資産化等により「財源」を確保してM番問題を清算していく方法を提案していた。しかし、AW防災は、2020年度通期の決算処理において、Fh氏の提案を採用せず、当該「財源」を目標利益の達成のための利益計上と、他の不良案件（■■■■事業）の清算に充当した。

その後も、AW防災においては、Ei氏やBk氏を中心にM番問題の対応について検討されてきたが、その基本方針は「監査法人に発覚することなく、損失を段階的に処理していく」というものであり、結局、基幹システムの移行に伴い、「新システムにM番品の付け替え分を入力しようとすると、入力の都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かってしまう」という2020年第2四半期に直面した問題を解消できないことから、現在においても、M番に関し、仕掛品在庫差異が残存している。

（3）不正の関与者の認識等について

ア Fg氏

Fg氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、M番問題について、Jh氏から報告を受け、Fh氏に対応を相談するよう言ったことはあるが、それ以外のことは記憶がない旨を供述する。

Jh氏は、Ei氏からM番問題の報告を受けた後、間をおかず、Ei氏とともに、Fg氏に対しM番問題を報告した旨供述し、その際の状況について、以下のとおり具体的な供述をしている。

① Ei氏は、管理部門として計画利益達成のため利益を捻出したことから、2014年度から2017年度頃にかけて案件ごとの原価の紐づけを行わずに利益を積み上げてきたこと、累計金額が10億円に達しており決算上の数値と実態に乖離が生じていることを説明した。

② Fg氏は、「なぜそのようなことをしたのか」とEi氏を強く叱責した。

③ Fg氏は、Jh氏とEi氏に対して「適切に処理するように」と指示した。

また、当社におけるFg氏の面談記録から、2020年10月9日午前10時30分にFg氏とJh氏が面談したこと、同日20時16分にBk氏がFh氏に対し「本日は神戸まで来社頂きありがとうございました。」と記載されたメールを送信していること、さらにBk氏の供述等から、同日午後にFh氏がAW防災を訪問してM番問題の処理に関してBk氏らと協議した事実が認められるところ、2020年10月13日付けのFh氏とJh氏のメールのやり取りには、同日、Fg氏がJh氏に電話をして、Fh氏との

打合せの内容を確認し、Jh氏がFh氏の提案（決算を何とか乗り切り、何らかの理由を付けて下期に処理をすること）をFg氏に報告したところ、Fg氏は「Fh氏によく指導してもらい対応すること」とコメントした旨が記載されている。

【2020年10月13日 Fh氏→Jh氏】（抜粋）

先週からお邪魔しております、当該案件につきまして、明日、会長の方向性を含めてご報告を致したいと考えております。

つきましては、9日（金）に会長から御電話があったと聞いておりますので、本件につきまして、会長かたのご質問の内容と質問に対してJh氏のご返答について、簡単に、メールにてご教示願います。

Jh氏のご返答と異なった方向性を言うと、また、話がおかしくなるのを事前に防ぐ趣旨ですので、お忙しい中、恐縮ですが、本日、15時くらいまでに、ご連絡頂きますら有難いです。

【2020年10月13日 Jh氏→Fh氏】（抜粋）

さて、ご確認をいただきました会長とのお話の内容ですが、会長より「本日の打ち合わせはどうだったか？」とのご質問に対しFh氏からご提案いただきました

①上期決算は、なんとかして監査を乗り切る。

②費用処理は不可欠なため、何らかの理由を探し下期に処理する。

③新システムの不具合が多く、これを理由に紐づけることも一策。との3点のみを簡潔にご報告差し上げました。

この内容でよろしかったでしょうか？

報告に対して会長からの具体的なご指示はなく、

「Fh氏によく指導してもらい対処すること」とのお話でした。

【2020年10月12日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

本資料の見方も含め、本日、新旧システムから吐き出される生データ、新旧システムに入力されている項目等も、確認したうえで、再度、協議いたしたく考えております。

つきましては、また、急な申し出ではありますが、本日、そちらに伺いますので、ご対応方、よろしくお願ひいたします。

【2020年10月13日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

昨日は遅くまで、お付き合い頂きありがとうございました。

明日の朝、会長へのご説明資料の添付といたしまして、以下の資料（原文ママ）つきまして本日、現状のシステムの運用トラブル状況の内容とともに、ご準備、データ送信をお願いいたします。

【2020年10月13日 Fh氏→Bk氏】（抜粋）

添付資料の通り、まとめましたので、ご確認ください。

これらのことから、Fg氏が、2020年10月9日にJh氏から2020年度第2四半期において、M番問題が監査法人に発覚するおそれが生じていることについて報告を受けたこと、同日、Fh氏をAW防災本社へ派遣して協議を行わせたこと、及びFh氏が2020年10月14日にBk氏らから事実関係を確認したうえで作成した資料を用いる等して、M番問題の対処方針について、Fg氏に対する説明を行ったことが合理的に認定できる。

また、当社における面談記録によれば、2020年12月28日にFg氏がJh氏及びFh氏と面談した事実が認められるところ、これに先立つ同月17日に、Ei氏がFh氏に対し以下の内容のメールを送信していることから、同月18日、Fh氏は、Fg氏との面談に向けてEi氏と打合せを行い、かかる打合せの結果を踏まえ、2020年12月28日にFg氏に対して、2020年度第3四半期以降のM番問題の処理方針等について報告をしたことが窺える。

【2020年12月17日 Ei氏→Fh氏】(抜粋)

- ・おはようございます。明日の打ち合わせよろしくお願ひします。
- ・明日の打ち合わせ項目については以下のとおりかと考えています。
 - 1.12/28 会長調 (原文ママ) 説明資料について
 - ・資料内容、日程など。
 - 2.資産精算処理の財源について
 - ①1の資料作成にあたり、財源を整理(前回打合せ時に大筋まとめ)。
 - 財源を実現するための手順等(新システム関係)も検討。
 - ②開発費の資産化について検討
 - 開発部門から添付資料を収集しました。
 - 個別にヒアリングする事も可能です。
 - ③精算可能額
 - ・3Q 下期の現状損益見込みを立てた上で、本財源をもってどこまで精算可能か検討。

以上、Fg氏は、Jh氏及びEi氏からM番問題の報告を受けた後、適切に処理するよう指示をしたものの、その後AW防災側が、M番問題について適切な処理(監査法人に報告して必要な会計処理を行う等)を行っているかの確認等をしていたとは認められず、むしろ、2020年度第2四半期においては、Fh氏が、監査法人にM番問題が発覚しないための方策を検討していることについて報告を受けながら、当該方策に異議を留めることなく、対応をFh氏任せにしていたと考えられる。

なお、2021年12月28日付けのAW防災取締役であったCx氏からBk氏へのメールには「Fg氏に年挨拶をした時に、M番及びプラントの負債はどうしたかの話が出ました。Jh氏からまだです。と話されました。」との記載があることから、Fg氏は同日時点でもM番問題が処理されていないことを認識していたことが窺えるが、かかる認識を踏まえて改めてM番問題について適切に処理するよう指示していたことは窺えず、その後も、少なくともM番問題について監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示し、その進捗について報告を求めていた、といった事実は認められない。

イ Fh氏

Fh氏は、当委員会のヒアリングにおいて、M番問題の認識や関与について記憶がない旨の供述をしている。

しかしながら、前記のとおり、Fh氏は、Fg氏の指示を受けて2020年10月9日にAW防災本社を訪問してM番問題について協議したこと、Bk氏から事実関係を確認したうえで作成した資料を用いる等して、M番問題の対処方針について、Fg氏に対する説明を行ったこと等が合理的に認定できる。

また、前記の2020年12月17日のEi氏とのメールのやり取りや、以下の2021年4月19日のEi氏とFh氏のメールのやり取りの内容によれば、Fh氏は、AW防災の2020年度通期の決算対応として、AW防災側に対し、開発費の資産化（資産計上）等により「財源」を確保してM番問題を清算していく方法を提案していた事実が認められる。

【2021年4月19日 Ei氏→Fh氏】(抜粋)

仕掛品整理のために用意いただいた対策項目は経営層の判断により、結果的に目標利益達成と、もう一つの不良案件(事業)の一部で、優先的に処理すべきもの精算に充当する事といたしました。申し訳ございません。

仕掛品の精算は実務上やはり処理名目が難しく少額であればよいのですが、億円単位となると実のところ対外的に説明できる方法が見合っていない状況。この点改めてご相談させていただければと思います。

【2021年4月19日 Fh氏→Ei氏】(抜粋)

小職としてはこの顛末は不服ではありますが、それは置いておいて

なお、前記のとおり、Fh氏は、AW防災が、自身が提案した対応策により確保した「財源」をM番問題の清算に充てることなく他の目的に流用したことに不服を示し、その後、M番問題の対応について具体的な関与をした形跡は窺えない。

以上、Fh氏は、Fg氏の指示により、遅くとも2020年10月9日には、M番問題を認識し、AW防災の2020年度第2四半期から通期における監査法人対応等について検討・提案したが、その方針は監査法人に事情を秘匿したまま、「財源」を確保して清算していくという不適切な手法であった。

ウ Jh氏

Jh氏は、2020年3月にEi氏からの報告によりM番問題を認識するに至り、Ei氏から報告を受けた後、間をおかずFg氏に報告したところ、適切に処理するよう指示を受けたが、具体的な対応はEi氏やFh氏に委ね、監査法人への報告等をしなかった。Jh氏は、2021年3月31日をもって社長を退任し、同年4月1日からは会長に就任したが、その後も、AW防災において監査法人に報告されることもなく、問題が未解決の状態で継続していることを認識しながら、後任の社長のDc氏（以下「Dc氏」という。）や取締役会に対し、M番問題について適切な会計処理を行うよう提案するといった対応はとらなかった。

エ Dc氏

Dc氏は、当委員会のヒアリングにおいて、M番問題について認識した時期や認識の程度について明瞭な供述をしなかったが、同氏は、2021年4月1日にAW防災の社長に就任しているところ、前社長であるJh氏からの引継ぎの中で、仕掛品残高について実態と決算上の数値に差異があることを認識した旨供述していること、また、2021年4月19日付けでBk氏がEi氏へ送信したメールに「Dc氏より、本日改め

て、M番処理の具体的方法について詰めるよう指示がありました。」との記載があり、Bk氏も、当時、Dc氏からメールに記載の指示を受けたこと及びこれに対して、実務的に処理する方法がない旨の話をした旨供述していることから、Dc氏は、少なくともAW防災の社長に就任した頃には、経営トップとして処理方法の指示が必要となる課題としてM番問題を認識していたと認められる。

また、2023年3月16日には、Ap氏がDc氏からの依頼に基づき、2023年3月時点のM番問題の状況に関する資料を作成のうえ、Dc氏に提出している。同資料は、2020年3月18日にEi氏がJh氏に対してM番問題を報告した際に用いた資料（2020年3月18日付け「過年度負債の精算について」）を元に、2023年3月時点の現状を追記したものである。当該資料には、2014年度からM番を利用した会計不正が開始され、2018年度には、M番の残高が約10億55百万円に達していたこと、2020年3月18日時点ではこれを2023年度までに清算する計画であったが、見立ての甘さから対応策は全く実行されず、2023年3月時点で約9億01百万円のM番の残高が残っていることが記載されている。

よって、Dc氏は、遅くとも2023年3月16日頃の時点ではM番問題の発生から当時に至るまでの経緯や、当時の残高について正確な認識を有していたと合理的に認められる。

また、Bk氏及びAp氏の供述によれば、Dc氏は、Bk氏らとの間でM番問題の処理について継続的に協議していたことが認められるが、結局、「新システムにM番品の付替分を入力しようとする」と、入力都度、細かな仕訳が立ち、履歴も分かっってしまう問題を解消できないことから行き詰まり、2025年12月に社長を退任するまでの間、M番問題について監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示する等の対応をとることはなかった。

オ Ei氏

Ei氏は、■■■年■月に死去しているが、Ei氏のメールやAW防災の関係者の供述によれば、同人は、業績達成のプレッシャー等から、M番を利用した会計不正を主導したと認められる。

また、Ei氏は、Jh氏やFg氏にM番問題を報告した後も、「自分で責任をもって対応する」と言明したが、その対応方針は監査法人に報告することなく段階的に損失を処理していくものであった。

Ei氏は、2020年度第2四半期から通期においてはFh氏と協議して、M番問題の処理方法について検討したが、AW防災は2020年度通期においてFh氏が提案した方策を採用せず、その後Fh氏はM番問題に関与しなくなった。Ei氏は、以降もM番問題の処理方法について検討し、2022年7月頃には、Bk氏らとの間でM番を500件程度に分解して四半期又は半期に数千万に分けて移行し、翌四半期又は半期に払い出していくといった処理方法を検討し、この頃基幹システムに合計78百万円の前払を計上する等したがシステム上、意図する処理を実現させることはできなかった。Ei氏は、2023年12月頃までM番問題に対応していたが、結局、処理することができないままAW防災を退職することになった。

また、Ei氏は、M番問題が発覚しないよう虚偽の仕掛原価元帳等を作成して監査法人に提出する等していた。

（4）会計上の問題

前記のとおり、M番は本来であれば売上原価として計上すべき費用の先送りの結果生じた架空在庫である。M番の仕掛品計上による費用処理の先送りに伴い、当期利益

が過大に計上されて各期の期間損益を歪めるとともに、当該仕掛品残高に相当する額の利益剰余金が過大に計上されていた。M番による仕掛品の架空計上の結果、利益剰余金は2020年3月末時点で8億03百万円、2025年9月末時点で8億14百万円過大計上となっていた。

(5) 内部統制上の問題

ア による不適切処理の指南（第2線の機能不全）

AW 防災の Ei 氏は、適切な会計処理を行うための牽制機能を期待され、内部統制の一翼を担っていた。それにもかかわらず、前記のとおり、本来であれば費用として処理すべき棚卸減耗損や仕損原価等を仕掛品残高（M番）として会計上の資産に残し、費用計上を先送りするよう部下の Aw 氏や Ap 氏に指示して実行させており、内部統制の重要な機能である第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

イ 子会社経営トップによる内部統制の無効化

前記のとおり、Jh 氏は、Fg 氏から M 番問題について適切に処理するよう指示を受けたが、具体的な対応については Ei 氏や Fh 氏に委ね、監査法人への報告等をしなかった。また、後任である Dc 氏においても、当該問題を認識しつつも、監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示する等の対応をとることはなかった。本来であれば架空在庫を費用計上するよう指示すべきところ、Jh 氏及び Dc 氏の黙認により、正当な理由なく損失計上が先送りされた。これは、子会社社長によって内部統制が無効化された状態であったと考えられる。

ウ 当社経理部による不適切処理の指南（本社第2線の機能不全）

前記のとおり、M 番問題を認識した当時の当社経理部 Fh 氏は、不適切な費用の先送り及び会計処理については是正を求める具体的な指示・勧告を行わなかった。むしろ、後記の開発費の資産化（資産計上）等により「財源」を確保して M 番問題を清算していく方法を Ei 氏に提案した。当社の経理部 という本社の第2線機能を担う立場にありながら、子会社に対して、一括で費用計上すべき問題を分割して数年にわたって処理するように助言したり、監査法人に対して事実を隠蔽することを容認する等、内部統制の重要な機能である本社からの第2線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されず、むしろ、不適切な処理を助長するような働きかけをしたといえる。

エ 当社代表取締役による不十分な対応

前記のとおり、M 番問題は、Jh 氏・Ei 氏から Fg 氏に直接共有された。しかし Fg 氏は「Fh 氏によく指導してもらい対応すること」とコメントするのみで、対応を Fh 氏任せにしていたと考えられる。親会社の代表取締役というグループ会社全体の内部統制を整備及び運用する役割と責任を担う立場にありながら、当該問題を当社の取締役会において共有し、原因分析や再発防止策を検討する等、具体的な指示や対応を行わず、内部統制の有効性を確保することができなかったといえる。

1. 進行基準の状況と実態

現在 R3.3 (2021.3)
H25 (2013) ~ ▼

(単位：百万円)

円)

		計上済	受注残	合計
1.進行基準	売上	15,808	3,359	19,167
	原価	6,714	1,524	8,238
	製品利益	9,094	1,835	10,929
2.上記の負債	売上	▲224	▲280	▲504
	製品利益	▲1,108	▲698	▲1,806

真の受注残 (負債精算後)
2,855
-
29

※負債の内訳

(単位：百万円)

事由	項目	件数	売上	製品利益	備考
1	受注取消し	2	▲180	▲172	
2	代価減 (代価操作)	4	▲324	▲324	
3	予算増 (予算操作)	18	-	▲970	
4	仕様決定前の製作 (再製作)	5	-	▲340	不明案件 (120)
合計		29	▲504	▲1,806	

本来、工事進行基準とは、大規模な工事案件等において、工事の進捗状況に併せて売上高と原価を各会計期間に割り当てて計上する手法である。工事進行基準が適切に運用されるためには、以下の手順を適切に踏む必要がある。

- ① 取引先から正式な注文書を受領し、受注代価 (売上) を確定させ、工事完了までにかかる実行予算を精査し適正な利益率を設定する。
- ② 「発生原価÷実行予算」という計算式で工事の進捗率を算出する。
- ③ 「受注代価×進捗率」によって、その期間に計上するべき売上高を算定する。

しかしながら、TS 本部の業績については以下の処理が行われており、これにより売上・利益が不適切に計上されることとなった。

- ① 「受注取消し」:
発注を受けていない段階で受注登録を行い、売上の早期計上を行った。かかる案件の中には最終的に失注した案件があり、計上済みの売上・利益に対応する売上・利益が発生しないこととなった。
- ② 「代価減 (代価操作)」:

受注代価が決定していない状態で工事が開始された案件について、想定されるよりも高額な代価を設定することで売上・利益を先行して計上した。しかしながら、実際に受注した際の受取代価は設定された代価を下回った。

③ 「予算増（予算操作）」:

進捗率（発生原価÷実行予算）の算定において分母となる実行予算を本来想定される金額よりも過少に見積もることにより、進捗率及びこれに基づき計上される売上高が実態以上に高く算定された。

④ 「仕様決定前の製作（再製作）」:

進捗率（発生原価÷実行予算）の算定において分子となる原価の作出そのものを目的とし、必要となる製作品の仕様が確定していない段階で製造を行った。その結果、最終的に案件に使用できず廃棄となった製作品の原価相当額が無に帰するとともに、必要な製作品の再製作費用が新たに発生した。

ウ 電力売上不正問題発覚後の対応

（ア）経営層への報告

Dk氏は、前記2020年12月17日の内部告発文書を受けて、同月18日に、Jh氏に対し当該文書の内容を報告した。その後、両氏は事実関係の調査等を行った。両氏は、これらの調査及び検討を踏まえ、Fg氏への報告資料（「顛末書」）を作成した。

2021年1月16日、Jh氏はFg氏の自宅を訪問し、同日付けの顛末書に基づいて電力売上不正問題に関する報告を行った。また、Jh氏は、責任をとってAW防災の社長を辞任する旨を申し入れた。これに対し、Fg氏はJh氏を叱責し、適切に処理するよう指示した。

その後も、Dk氏は、業績への影響等に関する検討を継続し、改めてFg氏への報告資料（「電力事業の業績調査につきまして（ご報告）」）を作成した。また、Fg氏に加え、当社医療カンパニー■であったCn氏（以下「Cn氏」という。）への報告資料（Fg氏向けの資料と同じ内容）も作成した。

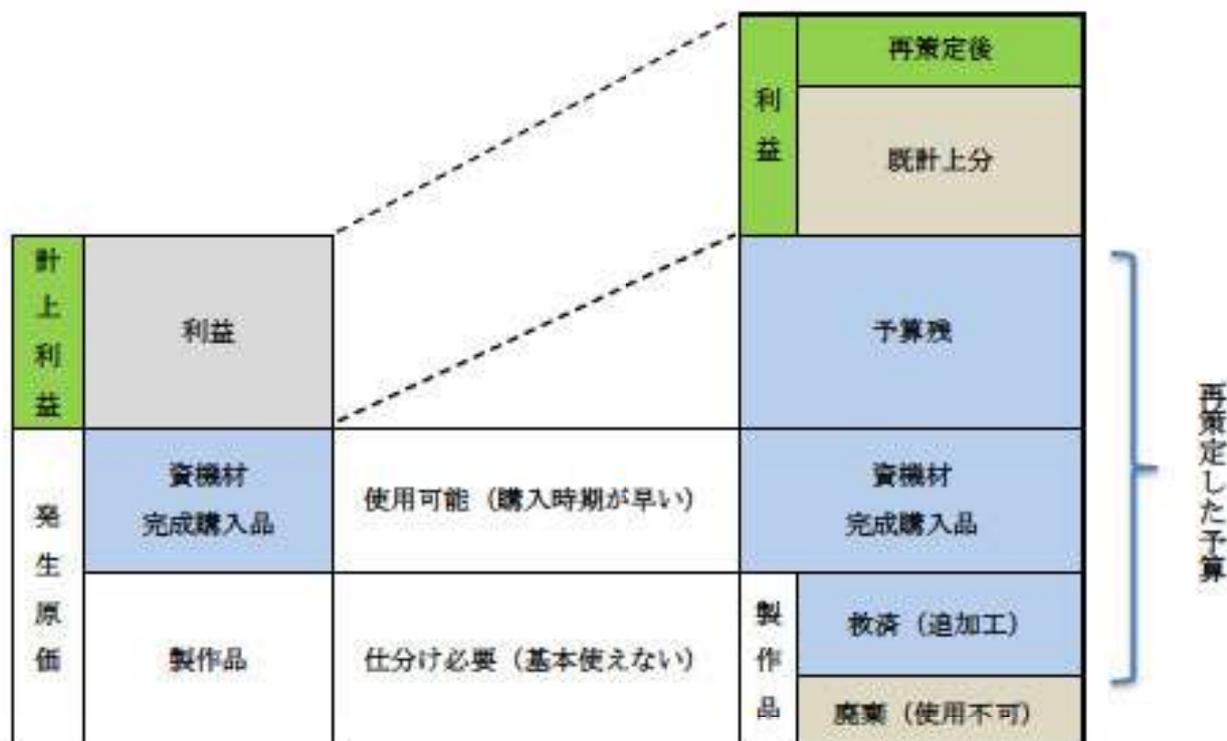
2021年3月5日、Jh氏とDk氏は、当社本社において、順次、Cn氏とFg氏に対し、前記の報告資料に基づき、電力売上不正問題に関する報告を行った。Fg氏は、電力売上不正問題について肅々と処理するよう改めて指示した。一方、Cn氏は特段の指示はしなかった。

（イ）会計上の処理の方針

Jh氏及びDk氏は、電力売上不正問題について監査法人に報告し、適切な会計処理をする方法は探らず、2021年度以降、進行中の工事進行基準案件が完工する都度、段階的に損失を処理（取崩）することとした。具体的には、先行して製造された資機材の内、使用可能なものは活用しつつ、各現場における原価等のコスト削減を徹底するとともに、取引先（主として電力会社）に対して仕様変更等を理由とする代価の増額について交渉を行い、追加受注等による利益の確保を図った。これにより、当該利益をもって過去の原価過剰計上分を処理することが試みられ、問題となった工事進行基準案件について、順次完工処理が進められた。

仕様・受注範囲：未決
 代 価：未決
 予 算：計上したい数値となるよう設定
 利 益：計上したい数値となるよう設定

仕様・受注範囲：決定させた
 代 価：決定させた（追加有償化含む）
 予 算：発生原価の仕分けを実行し予算再策定
 利 益：追加工・廃棄費用は予算に繰込み完工させた



もともと、電力売上不正問題による影響は2025年9月末まで継続している状態にある。

(ウ) Gc氏への対応

Jh氏とDk氏は、Gc氏に関する内部告発を受けた調査を踏まえ、Gc氏の処遇について当社の顧問弁護士に相談した。その際、弁護士からは執行役員の解任は可能であるものの、会社へ損害を発生させているとはいえず、懲戒解雇や諭旨解雇は困難であるとの見解が示された。

このため、AW防災は、Gc氏について、■■■年■月■日付けで執行役員を解任する処分をした。Gc氏は、翌■日に退職の意向を示し、有給休暇を消化したうえで■年■月■日に退職した。

AW防災は、当社の顧問弁護士の見解を踏まえ、Gc氏に対する責任追及等は検討しておらず、Gc氏の退職後は、本件調査に至るまで接点はなかった。

(3) 不正の関与者の認識等について

ア Gc氏

Gc氏は、当委員会のヒアリングにおいて、以下の供述をしている。

① 2016年から2017年頃から、AW防災における予算達成に向け、業績を伸ばしているTS本部頼みの状況となり、特に期末前後の時期には、Jh氏 ■■■年■月以

降は社長、それ以前は営業部門の■■■■で Gc 氏の直属の上長の関係にあった。) からも、「なんとかしてほしい」、「あといくらできるか」といった要請を受けていた。

② Jh 氏らは、「なんとかしてほしい」と述べるのみで、具体的な方策は、事実上、Gc 氏と Ei 氏で協議して対応する流れとされたため、両氏で協議のうえ、工事進行基準を利用して売上・利益を先行計上することになった。工事進行基準は Ei 氏が率いる経営管理部門が所管しており、Gc 氏は、売上等の先行計上が可能と考えられる案件を Ei 氏に報告し、その後の処理は Ei 氏に任せていた。Ei 氏からは「あなた達 (TS 本部) を食い物にして申し訳ない」、「後のことは任せてほしい」と言われていた。

③ 資機材の先行発注については、Ei 氏が工場側に指示をしていたと認識しているが、Gc 氏自身も、Ei 氏の意図を汲み、先行発注を指示したことがあった。

④ Jh 氏には工事案件の進捗状況を報告していたため、同氏は工事が実際には進行していない段階で先行して売上・利益が計上されている状況を認識していたはずである。

前記の Gc 氏の供述のうち、①については、AW 防災の社内関係者に対するヒアリングでは、電力売上不正問題の動機は、Gc 氏が自身の業績を誇示する点にあったとの指摘もなされたが、Gc 氏は、不正に手を染めずとも十分な業績を上げていた旨主張しており、かかる主張も直ちには排斥しがたい。また、Jh 氏は、Gc 氏に対して「なんとかしてほしい」等と述べた事実はない旨供述するが、AW 防災では全社的に業績達成に向けたプレッシャーが強かったことは事実であり、TS 本部においても、かかるプレッシャーが電力売上不正事件の背景になっていた側面は否定できない。

②については、Ei 氏は、管理部門■■■■として、TS 本部における工事進行基準の適用が不適切な会計処理になることを認識していた可能性は想定し得るものの、社内関係者のヒアリングやデジタル・フォレンジック (なお、Gc 氏は電力売上不正問題に関する処理用に AW 防災のイントラネットに接続されていない PC を使用しており、部下にも同 PC を使用させていた。) 等の結果によっても、Ei 氏が電力売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されなかった。

③についても、資機材の先行発注について Ei 氏が工場側に指示をしていたことを裏付ける証拠は確認されなかった。

④については、Jh 氏は、Gc 氏からは月次の業績報告を受ける程度で工事案件の進捗状況の報告は受けておらず、2020 年 12 月に Dk 氏から Gc 氏に関する内部告発を受領するまでの間、電力売上不正問題について認識していなかった旨供述する。Jh 氏は、Gc 氏の直属の上長の立場として、TS 本部の工事案件の進捗状況等について何ら把握していなかったとも考えがたいが、本件調査の結果、Jh 氏が 2020 年 12 月以前から電力売上不正問題を認識していたと認めるに足りる証拠は確認されなかった。

以上より、Gc 氏は、先行して売上・利益の計上が可能と判断した案件を Ei 氏が■■■■経営管理部門に報告し、資機材の発注等の指示を行っていた事実は認められる一方で、Gc 氏が主張するような、Ei 氏が電力売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されておらず、今となっては Ei 氏から事情聴取もできないため、電力売上不正問題事件に関する Ei 氏の関与は不明と結論付けざるを得ない。

イ Ei 氏

前記のとおり、Ei 氏は、経営管理部門■■■■として、TS 本部における工事進行基準の適用が不適切な会計処理になることを認識していた可能性はあるものの、電力

売上不正問題を主導していたことを裏付ける証拠は検出されておらず、Ei氏の関与については不明である。

ウ Dk氏

Dk氏は、2020年12月以降、電力売上不正問題への対応に従事することになったが、監査法人に報告して適切な会計処理を行うことはなく、事後に実際の工事を行う中で段階的に処理する方針を立案、実行した。

エ Jh氏

Jh氏は、Gc氏の直属の上長として、TS本部における工事の進捗状況等について何ら把握していなかったとは考えがたく、電力売上不正問題を認識し得る機会がなかったのか疑問も残る。しかし2020年12月以前に、同問題を認識していたと認めるに足る証拠は確認されなかった。

Jh氏は、2021年1月にFg氏へ報告したが、その後の事後処理をDk氏に委ねた。Jh氏は、2021年3月31日に社長を退任し、同年4月1日からは会長に就任した後も、後任の社長のDc氏や取締役会に対し、電力売上不正問題について監査法人に報告し、適切な会計処理を行うよう提案するといった対応はとらなかった。

オ Fg氏

Fg氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、電力売上不正問題について、Jh氏が自宅に来て報告を受けたこと及びDk氏が事後対応に当たっていたことの記憶はあるが、詳細は分からない旨供述する。

Jh氏及びDk氏の供述によれば、Fg氏は、電力売上不正問題について報告を受けた際、適切に（肅々と）処理するよう指示したと認められるが、監査法人に報告して適切な会計処理をするよう指示し、その進捗について報告を求めていた、といった事実は認められない。

また、前記のとおり、2021年12月28日付けのCx氏からBk氏へのメールには「Fg氏に年挨拶をした時に、M番及びプラントの負債はどうしたかの話が出ました。Jh氏からまだです。と話されました。」との記載があり、「プラントの負債」は電力売上不正問題を指すと考えられることから、Fg氏は同日時点においても同問題が処理されていないことを認識していたことが窺われる。しかしながら、かかる認識を踏まえて改めて適切な処理を指示した形跡はなく、また、その後も、監査法人への報告や適切な会計処理を行うよう提案するといった事実は認められない。

カ Cn氏

Cn氏は、Jh氏とDk氏から電力売上不正問題に関する報告を受けたが、■■■■年■■月■■で医療カンパニー■■■■を退任したこともあり、特段の指示はしなかった。

(4) 会計上の問題

前記のとおり、一部案件については未受注の段階で受注登録が行われており、未確定の受注代価と不正確な実行予算による合理的ではない利益率に基づいて、工事進行基準が適用されていた。また、顧客からの工事の仕様が確定していない段階で、協力会社に物品を製作させ、工事原価を早期に計上し、工事の進捗度を実態より高めることで、工事に関する売上及び利益の先行計上が行われていた。

本調査において、以下の条件に基づいて工事売上にに関する収益認識を検討した。

- ① 顧客から注文書を受領し受注が確定するまでは収益を認識しない。

- ② 工事原価の証憑が不十分なものは、原価性を認めず即時費用処理する。
- ③ 利益率は、工事完了時点の利益率を使用する。

その結果、各年度の売上及び売上総利益の影響額（+は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）は下表のとおりであった。

（単位：百万円）

決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2025年 9月
売上	1,816	946	△21	△777	△1,574	29	△2,808
売上総利益	1,271	478	476	△635	△1,305	44	△2,161

（5）内部統制上の問題

ア AW 防災 TS 本部電力事業部 Gc 氏に対する統制の欠如

前記のとおり、Gc 氏は TS 本部のとして、2014 年の電力事業の立ち上げ当初から、AW 防災の電力事業の推進を一手に担ってきた。Gc 氏は、経営陣からの、AW 防災の全社予算達成に向けた要請に応じる形で、少なくとも、先行して売上・利益の計上が可能と考えられる案件を経営管理部門へ報告し、資機材の発注等の指示を他部署に行うことで、不適切な会計処理に関与していた。受注、実行予算の策定、購買発注、出荷の各プロセスにおいて、事業部により内部統制が無効化され、内部告発が行われるまで、十分に内部統制が機能していなかったといえる。

イ AW 防災の経営陣及び管理部門による指導の欠如

Gc 氏の上長に当たる AW 防災の経営陣は、本来であれば、Gc 氏が不適切な会計処理に関与していないかを管理・監督すべき立場にあったが、そのような対応が行われていた形跡はなく、Gc 氏に属人化した業務を放置していた。また、管理部門である経営管理部による指摘や是正が働かず、内部統制の重要な機能である第 2 線の指導・モニタリング機能が適切に発揮されなかったといえる。

4 その他の不適切な会計処理

（1）工事損失引当金の計上回避

AW 防災は、顧客が発注した注文書の日付けの偽装や原価付替等により特定の工事案件の受注代価や見積総原価を意図的に調整し、当該案件から生じる利益を操作することで、本来計上すべき工事損失引当金の計上を回避しており、案件間の原価の付替等により工事損失引当金の計上を回避する行為が複数発見された。当該原価付替が工事損失引当金に及ぼす金額的影響については、受注対価及び当時の実行予算の合理性を過去に遡って検証する必要がある。しかし、検証に足る客観的な資料が不足しているため、その実施は困難であり、当委員会は実行予算の合理性に関して十分な調査を実施することができなかった。

（2）売上の計上時期の不適切な操作

AW 防災では、要件を満たさない売上の計上が行われ、結果として適切な期間損益計上を歪める状態にあった。具体的には、製品を預り在庫扱いとして未出荷のまま売上を前倒し計上し、売上計上後に外部監査で証憑を求められた際に、取引先に依頼して預り確認書をバックデートで取得して監査法人に提出していた。また、顧客からの

ウ 医療事業部における売上の繰延計上

医療事業部のFv氏（以下「Fv氏」という。）は、2021年度末から2025年12月までの約3年9か月間にわたり、売上計上時期を意図的に操作する不正行為を継続的に行っていた。

具体的には、Fv氏は、年度内（3月まで）に完了し本来計上すべき売上を、システム上で翌年度（4月以降）に繰延計上していた。対象案件については、監査での発見リスクを回避するため、工事案件を避けて修理・点検案件を意図的に選別していた。当該不正行為は、営業目標達成に関する組織的プレッシャーに起因している。具体的には、月次会議での業績報告や期末実績が翌年度の営業目標設定に直接影響するため、Fv氏は営業目標を達成した後、売上を意図的に翌年度に繰り延べることで、翌年度目標の上方修正を回避していた。

エ 防災事業部における売上の繰延計上

防災事業部のHg氏（以下「Hg氏」という。）は、経営陣の指示により、当年度の事業計画が達成見込みとなった際に翌期へ売上を繰り延べる目的で、2023年3月末に売上予定の案件のうち、低利益で翌期へ繰延可能な案件の検討を行った。

具体的には、2023年3月30日にHg氏からDk氏へ送付されたメールにおいて、「昨日、Dc氏から今期売上予定案件のうち、低利益で来期へ期ズレ可能案件を教えてくださいとお問い合わせを受け、下記案件をご報告しております。売上調整など、ご指示いただければ対応いたしますので、ご調整方、よろしくお願いいたします。」と記載されている。その後、同日にHg氏から営業部門へ送付されたメールにおいて「添付資料に記載している6案件について、3月⇒4月へ納期変更いたします。下記について、対応をお願いいたします。」と記載されており、売上を翌期へ繰り延べるためにシステム上の納期変更を行っていることが窺える。なお、Hg氏の供述及び関連証拠の査閲の結果、売上計上時期が2023年3月期から2024年3月期に実際に繰り延べられていた案件の売上金額は、1億24百万円であった。

(3) 工事売上及び工事原価の期間帰属・実在性

電力売上不正問題を受けて、AW防災では、2024年3月末以降売上が計上されている工事案件に対して、以下のとおり工事進行基準の適用判定の妥当性の検証を実施している。

- ① 個々の契約における履行義務の識別に基づく適切な収益認識基準の検証
- ② 案件ごとの売上原価の実在性及び期間帰属の見直し
- ③ 案件ごとの適切な収益認識基準に基づく収益計上額及び収益認識時期の見直し

その結果、主に収益認識基準の見直しにより、工事進行基準適用の工事案件について、工事売上高の期間帰属が歪められるという問題が生じていた。

工事売上高及び工事原価の期間帰属の見直しによる影響額（+は不適切な会計処理の発生による損益項目の過大計上、△は過少計上）は下表のとおりであった。

（単位：百万円）

決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2025年 9月
売上収益	11	-	-	9	73	2,352	479

売上総利益	-	-	-	9	12	1,463	312
-------	---	---	---	---	----	-------	-----

(4) 売掛金の不正な付替

過去の売上の架空・割増計上等に伴う回収不能債権の消込に他社からの入金を充当する不正な付替が行われていた。

具体的な手口としては、営業事務担当者が顧客から入金を受けた場合に、会計帳簿上、本来消込すべき取引先の債権ではなく、別の取引先の債権へ当該入金を充当していた。また、営業担当者が、本来売上を計上すべき取引について売上を計上せず、顧客に対して請求書のみを発行し、その後、未回収となっていた債権に当該請求書からの入金を充当していた。さらに、受注登録額を上回る金額で売上計上が可能となった場合に、別のオーダーを新たに立ち上げて、架空の売上を計上することによって、売上計上時期や金額を操作していた。

これらの行為は、複数の営業所において発覚しており、かつ、複数年にわたり多数の付替が行われていたため、当委員会が事実関係を正確に調査することは困難であった。

なお、これらの行為が長期間にわたって発覚しなかった理由として、売掛金に対する残高確認が金額的重要性の観点から全件実施されていなかったこと、実施していても顧客との違算調整が適切に行われていなかったことが挙げられる。また、請求書の発行や売掛金の消込等の売掛金の管理は、売上管理システムで行っていないため、売上と入金状況を紐づけて検証することが困難であった。さらに、売上の計上、請求書の発行、売掛金の消込は、同営業所内の営業事務担当者が行っていたため、営業担当者の指示等により容易に売上及び入金に関する不適切な処理ができる状況にあり、別の部署による内部牽制が十分に機能しない状況であった。なお、AW 防災は、売掛金の不正な付替が発覚したことを受け、売掛金残高の実在性を検証するため、全ての得意先を対象に 2025 年 9 月末の売掛金残高に対する残高確認状を送付し、その回答内容を精査したうえで、売掛金残高の修正を行っている。

(5) 原価付替による利益操作

AW 防災では、予算必達のプレッシャーから、各工事案件が予算から非離しないように、多数の部署にわたって、原価を付け替える行為が多く行われていた。具体的には、設計費や外注費を異なる工事のオーダー番号に紐づけることによって、当初の実行予算と実績原価が非離することを回避するための不適切な行為が行われていた。これらは、複数の部署において、過年度から行われており、調査委員会ではその影響を検証することは不可能であった。なお、具体的な手口は以下のとおりである。

ア 設計費等の社内工数や工事費の原価付替による利益操作

AW 防災のシステム上、設計費等の稼働工数を元に発生する費用は、案件間で稼働工数を容易に付け替えることが可能であり、採算の悪い案件の稼働工数を、採算の良い案件で発生したかのように付け替えることで利益操作が可能となる環境にあった。

設計・工事作業に係る工数計上は、工事案件ごとの実行予算と発生原価を比較し、実行予算を超過しない工数を案件ごとに試算したうえで実施されていた。各関係者は、実際に要した作業時間ではなく、前記試算の範囲に収まる工数を Excel に入力し、グループ■はそれらの入力結果を取りまとめ、案件ごとに工数が実行予算を超過しないかを確認したうえで、基幹システムに登録していた。これらは各部門の通常の業務プロセスとして構築され、継続的に運用されていたが、結果的に工事実態に即し

ない不適切な原価計算が行われており、当該業務プロセス自体に不備があったものと考えられる。また、実際の作業実態を確認するための証書類が十分に保存されておらず、当委員会として工事案件ごとの社内工数及び発生原価の妥当性を正確に検証することは困難であった。

イ 未計上原価（原価の概算計上）による利益操作

AW 防災では、本来は残工事費用の調整等に用いるべき未計上原価を利用した利益調整を過去から継続して実施していた。業績の達成状況に応じて、未計上原価を恣意的に取り崩す処理が行われてきた。

AW 防災は、月次単位で計画利益必達の強いプレッシャーを受けており、未計上原価の計上と取崩による利益操作によって、計画利益を達成していた。具体的には、月次業績が好調な月は未計上原価を計上して利益を繰り延べ、月次業績が不調な月は未計上原価を取り崩すことによる益出しが行われていた。

また、他の案件で発生した実際原価に対して、異なる案件の未計上原価を同額取り崩すことで、案件間で原価を付け替えるとともに、損益への影響を相殺していた。なお、未計上原価を利用した原価付替は、案件間で共通する複数の協力会社を利用して実施されており、概要は以下のとおりである。

- ① 採算の良い A 案件が完工し売上が計上する際に、A 案件で未計上原価を計上する。
- ② 採算の悪い B 案件での原価計上を回避するために、協力会社にも原価付替の協力を依頼する等して、A 案件の工事費用の名目で、協力会社に発注を行う。
- ③ これにより、B 案件の工事費用が、A 案件の原価として計上され、原価の計上時期の操作ができる。

また、未計上原価の恣意的な操作によって、本来原価を計上すべき案件が一時点で収益を認識する場合は費用が前倒しで計上され、工事進行基準である場合は工事進捗度が歪められ売上が前倒しで計上される。さらに、未計上原価の操作によって、工事案件の見積総原価も実態と異なることになり、工事損失引当金の計上に関して誤った判断が行われる。

本調査において、未計上原価の根拠となる客観的な証書類が十分に保存されておらず、当委員会が工事案件ごとに未計上原価の妥当性を正確に調査することは困難であった。そのため、各会計期間において計上した未計上原価は全て不要であったと仮定し、その場合の未計上原価の操作による影響を算定した結果は下表のとおりである。

(単位：百万円)

決算年月	2020年 3月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2025年 9月
売上総利益	284	357	△207	2	△201	△104	△141

(6) 在庫の評価減による利益操作

AW 防災は、利益調整のため、余剰在庫の評価を一時的に引き下げることで損失を計上し、後日、当該製品の一部を出荷した時点で評価損を戻し入れるという運用が過年度から継続して行われてきた。なお、この処理は AW 防災が定める在庫評価減の基準に基づかないものである。また、滞留在庫の評価減を免れることを目的とした実態

のない出荷処理が行われていた。出荷処理が行われた在庫は、実際には顧客に引渡しは行われず、自社倉庫で管理していた。

ア 〇〇〇〇に関する評価減による利益操作

原材料の在庫として工事現場で使用される〇〇〇〇 895 個（合計約 1 億 08 百万円）については、今後の利用実績が見込まれないとして、2022 年 3 月末に決裁書をもって帳簿価額を 1 個あたり 1 円まで強制評価減を行う会計処理が実施された。その後、2022 年 6 月頃に 25 個、2023 年 4 月頃に 10 個の出庫処理が実施された。

2024 年 3 月には〇〇〇〇の 301 個の出庫処理が CSI システム上で行われたものの、これら 301 個のうち 300 個は実際には工事現場へ出荷されず、AW 防災の〇〇〇〇から AW 防災の〇〇〇〇へ移動したものであった。さらに、2025 年 3 月にも〇〇〇〇の 300 個の出庫処理が CSI システム上で行われたものの、2024 年 3 月と同様に実際には工事現場へ出荷されず〇〇〇〇から〇〇〇〇への移動に留まっている。

〇〇〇〇を使用したとされるオーダー番号〇〇〇〇〇〇〇〇は工事進行基準による案件のため、出庫処理によって売上原価を計上すれば、それに伴い売上高も計上されることから、売上計上を目的とした不正な行為であったと考えられる。また、2022 年 3 月末以降に〇〇〇〇について一部利用実績があることから、当初の「今後の使用予定が見込まれない」という判断は妥当ではなく、利益操作を目的とした意図的な強制評価減であったと考えられる。

イ 〇〇〇〇に関する評価減による利益操作

原材料として工事現場で使用される〇〇〇〇 879 個（合計約 20 百万円）については、今後の利用実績が見込まれないとして、2022 年 3 月末に決裁書をもって帳簿価額を 1 個あたり 1 円まで強制評価減を行う会計処理が実施された。

しかし、その後、営業部門により新たな使用先が開拓され、実際に工事現場へ出荷された実績がある他、〇〇〇〇を固定資産として転用して利用している。2025 年 9 月末時点の〇〇〇〇の残存数は 105 個であり、差額の 774 個は同期間に利用されたことになる。したがって、決裁書に記載された「今後の使用予定が見込まれない」という前提に基づく強制評価減は、その後の使用実績を踏まえると妥当とはいえず、利益操作を目的とした意図的な強制評価減であったと考えられる。

ウ 生産総括部による棚卸資産の長期滞留品の評価損計上回避

生産・技術部門生産総括部は、2025 年 2 月に経営管理総括部の Bk 氏から、長期滞留品の評価損計上回避に関する出荷可否の検討依頼を受け、出荷に協力した。具体的には生産総括部〇〇〇〇は生産管理部及び開発総括部に対し、出荷に協力可能な棚卸資産がないかを口頭で協力及び検討を促した。生産総括部の〇〇〇〇は、特に開発総括部に具体的な品目名について問い合わせを行い、今後の再使用及び検討に向けた現物確認や使用可否評価の目的で候補品目名を伝えた。

その後、2025 年 3 月に生産総括部は出荷候補品目名を Bk 氏に回答し、管理部からの依頼に基づき「R6 年度第 4Q 長期滞留品簿価切り下げリスト」に記載の棚卸資産を抽出し、関係部署へ出荷及び出庫処理を依頼したが、実態としては工事現場等で使用する予定がなく、評価減を回避する目的で実施されたものである。AW 防災の棚

卸資産（仕掛品を除く）に関する滞留評価減の基準として、経理規則第 44 条では「毎月末及び毎期末における棚卸資産の在 High の評価は、移動平均法による低価法を適用し、収益性の低下に基づく簿価切下げにより算定する」と定められている。具体的には、出荷等の利用実績がない棚卸資産（仕掛品を除く）に対し、1 年超から 2 年以下の場合は取得価格の 25%、2 年超から 3 年以下の場合は 50%、3 年超の場合は 100% の評価減を実施する。このため、実際には使用実績のない棚卸資産を出荷することで、本基準に抵触せず強制評価減の計上を回避する不正な行為であったと考えられる。

（7）ソフトウェアや開発費の過大計上による利益操作

AW 防災は、自社利用のソフトウェアの資産計上の要件を満たさない運用・維持管理のための社内工数や社外ベンダー費用を過去から継続して資産計上していた。また、AW 防災の連結パッケージにおいて、開発費として資産計上されている一部の開発案件についても、IFRS に基づく当社グループの会計方針書や会計実務指針で定める資産計上の要件を満たしていないことが判明した。なお、これらは、前記の M 番と呼ばれる架空在庫を段階的に費用処理するための財源として資産計上が検討されてきたことが背景としてある。

ア ソフトウェアの資産化

2021 年 3 月期末において、基幹システムの導入プロジェクトに関連する自社工数 97 百万円をソフトウェアに計上していた。また、2020 年 4 月から 2025 年 9 月まで、ソフトウェアについて、資産計上要件を十分に検討せずに資産計上していた。

このソフトウェアの資産計上に関して Bk 氏は、2021 年 3 月に計上したソフトウェア 97 百万円は、M 番精算のための利益財源とする意図はあったものの、利益操作のために恣意的に資産計上したのではない旨を供述している。

しかしながら、資産計上したソフトウェアの中には、社外ベンダーの基幹システムに関する保守運用に係る工数が含まれていたり、開発プロジェクトと記載されているが実際には企画段階であり要件定義書等の成果物が明確でないものが含まれていた。また、社外から購入したソフトウェアに関しても保守費用や年間ライセンス契約、本来費用化すべき案件が存在していることが判明した。

これらの会計処理が意図的な利益操作を目的としたものであったかは定かではないが、2025 年 9 月末時点において、ソフトウェア（取得原価）について、6 億 11 百万円は資産計上が認められないと評価し、結果として、減価償却累計額を控除後のソフトウェア及び利益剰余金が 4 億 26 百万円過大に計上されていた。

イ 研究開発費の資産化

2021 年 3 月期に発生した研究開発費の内、資産化対象として選別された特定の案件の開発費用 1 億 08 百万円が連結パッケージ上で資産計上された。その後も、2025 年 9 月末に至るまで対象案件にかかった開発費用は全て資産計上したうえで、開発期間にわたって償却されており、2025 年 9 月末時点での累計開発費用は 3 億 37 百万円であった。

資産化対象の開発案件は、当時技術部門へのヒアリングを通して、「開発の継続性」、「販売・使用時の経済性」を鑑みて選別された 10 件であり、かかる選別結果に関して Bk 氏は、M 番精算のための利益財源とする意図はあったものの、利益操作のために恣意的に調整はしていない旨を供述している。

一方で調査の過程で、資産化対象の案件の内、6件に関しては、2022年3月期中に開発を断念したもの、2025年9月末時点で販売実績がないもの、又は一定の販売実績はあるものの開発費用と対比した場合利益が生じていないもののいずれかであり、将来の経済的便益創出可能性の観点で資産性がないことが判明した。本来であれば、研究開発費の資産化検討においては、少なくとも、合理的な前提に基づいて作成された採算計画に照らして、将来の経済的便益創出可能性の検討が実施され、資産化後も継続して案件ごとの開発状況や販売・使用状況をモニタリングし、開発費の減損処理の検討を行う必要があるが、AW防災においては、いずれも十分に実施されていなかったものと考えられる²¹。

なお、資産性のない開発費用の資産化が意図的な利益操作を目的としたものであると判断するに足る証拠は確認されなかったが、結果として、2025年9月末において、開発費が1億12百万円、利益剰余金が45百万円、それぞれ過大に計上されていた。

5 社内リネンシー申請等による情報提供

前期第1章・第7・1のとおり、当社は、当初、適用期間を2025年12月3日から同月15日までとして社内リネンシー制度を実施したが、この期間中のAW防災役職員からの社内リネンシー申請による情報提供は3件であった。ところが、同月25日以降、本調査の過程で新たな不適切な会計処理の疑いが相次いで発覚したことを受け、AW防災は同社を対象とする社内リネンシー制度の適用期間を2026年1月13日まで延長するとともに、同月5日から9日にかけて本ワークショップを実施した。本ワークショップには、AW防災の経営幹部に加えて当社の経営幹部及び専門家も参加し、不適切な会計処理に該当する可能性のある事象やAW防災グループの置かれている状況を改めて説明したうえで、情報提供を要請した。その結果、AW防災役職員からの社内リネンシー申請は急増し、調査期間を通じた情報提供の件数は合計365件²²となった。

当委員会では、これらの情報提供の内、不適切な会計処理に関連するものを抽出し、事象の性質に基づき分類を行った結果は下表のとおりである。なお、1件の通報の中に複数の性質が含まれる場合は重複計上している。

事象の項目	件数
原価付替による利益操作	130件
在庫関連 (M番、棚卸差異、簿外品等)	113件
証憑書類の偽造・改ざん	86件
売上の先送り	70件
売上の先行計上	62件
受注・代価の過少登録又は一律設定	36件
未計上原価による利益操作	28件

²¹ 一定の販売実績がある開発案件においては、2021年3月末の資産化当時における経済的便益の創出可能性を一概に否定できるものではないが、AW防災では、資産化後の継続的なモニタリングを実施しておらず、いつの時点から経済的便益の創出可能性がなかったのかを厳密に特定することは困難であるため、本調査においては、保守的に資産化時点において既に経済的便益創出要件を満たしていなかったものと判断する。

²² 申請書の受理件数としてカウントしているため、同一人物が同じ内容の通報案件について、別の申請書で修正を申告した場合、複数のカウントがされている。

事象の項目	件数
工数の操作	20件
受注の早期計上	14件
工事進行基準関連	12件
入金処理の付替	7件
価格調整等	6件
工事損失引当金の計上回避	4件
固定資産の未計上	3件
経費の不適切使用	1件

前記の情報提供の内、一部の具体的な案件情報に言及するものについては、当委員会において内容の検討を進めたが、それ以外は時間的制約から調査を行うことができなかったため、調査未了事項として取り扱うこととする³³。

第7 当社及び当社グループ会社における不適切な会計処理に係る事実関係

当委員会は、前記第1章・第2に記載のとおり、調査の目的に類似事象の有無の確認が含まれていることから、類似事象に関する調査を実施した。

調査の結果、複数の当社グループ会社及びユニットにおいて、当社役職員及び当社グループ会社の役職員の関与のある不適切な会計処理、並びに誤謬（ミス）が複数検出されている。当社及び事業グループごとの検出事項は下記のとおりである。

当社及び事業グループ	検出事項 対象会社	検出事項項目数
当社	当社	16
リージョナルインキュベーショングループ	AW 東日本 AW 西日本	11
デジタル&インダストリーグループ	AW マッハ 日本電熱 AW パフォーマンスケミカル タテホ化学工業 プリンテック	16
アグリ&フーズグループ	AW アグリ&フーズ プレシア トミイチ九州 北海道 AW アグリ 九州屋	14

³³ 上表においては、同一の通報者による複数回の通報についても重複分を計上している。しかしながら、時間的制約により、重複分含め、事象の性質や件数については十分な精査を行うことができていない点は留意されたい。

当社及び事業グループ	検出事項 対象会社	検出事項項目数
ヘルス&セーフティグループ	AW リアライズ AWBD AW メディエイチ	5
グローバル&エンジニアリンググループ	AW エンジニアリング	1
合計		63

1 当社における、不適切な会計処理

(1) 北九州液酸向けの正式受注前、未出荷の見切売上計上の件

ア 事案の概要

2021年6月頃より、当社のエネルギーユニットにおいて、AW西日本に対して、当社の連結子会社であった北九州液酸株式会社（以下「北九州液酸」という。）で用いる[]（以下「本件[]」という。）を販売するため、部品調達と組立てを進めており、2022年10月下旬頃に完成はしたものの、当社とAW西日本及び北九州液酸との間で本件[]の正式な売買について調整がついていないままであったため、AW西日本ないし北九州液酸に対して即時に納入がなされなかった。この時、[] Ci氏（以下「Ci氏」という。）は、日頃より上長である[]（以下「Cy氏」という。）から期末在庫残高を残すべきでないとの厳しい指示及びプレッシャーを受けていたところ、2023年3月期末を迎えるに当たり、本件[]が当社の在庫として残ることを回避すべく、発注書等の契約関連の書類を取得することなく、また、製品の納入がなされていないにもかかわらず、北九州液酸を販売先として、11,800千円を売上（売掛金）計上する不適切な処理（以下「本件見切売上計上」という。）を行った。

イ 経緯・原因

(ア) 本件[]発注に係る協議

2021年6月頃、当社エネルギーユニットとAW西日本で行われた月次会議において、エネルギーユニット[]とAW西日本の社長との間で、北九州液酸向けの本件[]をAW西日本が当社から購入することが協議された。これを受けて、当社の当時の担当者は、2021年7月2日付けでAW西日本に対して、見積書を送付した。

その後、当時の担当者は、[][]中には、本件[]について正式な発注書等を受けないまま、本件[]の構成部品である[]等の発注を行った。

なお、本件[]は、北九州液酸の工場の全体をカバーするほどの電力供給力は備えておらず、当時、当社において、[]に係る取引実績を作りたいとの思惑があったことが窺われる。

(イ) 本件[]の納期遅滞

当初、[]の輸入代理店を通じて、発電機本体の納入を受ける時期を発注から6か月後と見込み、本件[]の納期も発注から9か月後程度と見込んでいたものの、仕入先の対応が遅延し、実際に当社に発電機本体が納入されたのは、発注から1年以上が経過した[]年[]月であった。そして、当社において本件[]を完成させ（なお、本件[]への発電機本体の組込み等の作業を行った

のは、当社グループ会社である北海道車体株式会社である。)、出荷できる状態になったのは2022年10月下旬であった。

Ci氏は、2022年2月頃に本件[]に係る取引の担当を前記(ア)の際の担当者から引き継いでいたところ、Ci氏が本件[]の完成後、AW西日本の担当者及び北九州液酸の担当者に納入に関する連絡をしたところ、北九州液酸側から本件[]の納入の話は聞いていない等として、納入に関する強い抵抗があった。

Ci氏は、当初は北九州液酸との間での納入に係る調整を試みたものの、北九州液酸の抵抗が強く、調整に困難が生じたため、その後の調整を怠り、2023年の期末まで結局納入を行うことができなかった。

(ウ) 納入目処が立たないままでの期末になっての売掛金の不適切な計上

Ci氏は、日頃より上長であるCy氏から期末在庫残高を残すべきでないとの厳しい指示及びプレッシャーを受けていたため、2023年3月期の期末になって、本件[]について、期末在庫残高として残したくないとの思いに至った。

そこで、Ci氏は、北九州液酸との間で発注及び納入に関する調整がついておらず、北九州液酸への出荷・納入の目処が立っていなかったにもかかわらず、2023年3月31日付けで販売先を北九州液酸として、11,800千円を売上(売掛金)計上する処理を行った。

なお、2021年6月に行われた協議においては、AW西日本が当社から本件[]を購入することが想定されていたものの、Ci氏は、前任者から引継ぎを受ける際、本件[]の販売先は北九州液酸に変更されたと聞いていたため、AW西日本ではなく、北九州液酸を販売先として売上を計上した。

また、Ci氏は、普段より上長であるCy氏より、厳しい叱責を受けること等が多かったため、本件[]の納入に関してトラブルが生じていることについてCy氏に相談することはできず、本件見切売上計上についても独自の判断で行ったものである。

(エ) その後の処理

Ci氏は、売上計上後も、AW西日本や北九州液酸とは何らの納品に関する調整をしておらず、本件[]は納品されないまま放置され、売掛金の請求や支払処理も行われなかった。そして、2023年7月頃、当社において異常残高確認が行われたことにより、北九州液酸に係る不適切な経理処理が発覚した。

また、2023年9月11日には、北九州液酸の経理業務の委託を受けている[]のHh氏より、[]であったHp氏に対して、北九州液酸が[]車を「購入した事実も支払った事実もない」旨のメールでの報告があった。

最終的には、当社、AW西日本及び北九州液酸間で協議、合意のうえ、当初の協議内容を前提に本件[]を北九州液酸が実際に購入することで、Ci氏が行った経理処理どおりの取引を行うことになり、2024年3月頃に納品が完了した。

ウ 会計上の問題・影響額

(ア) 不適切な会計処理の該当性

当社の会計処理のルールでは、商品の出荷(取引先の商品の受領)をもって売上を計上することになっており、かかるルールに従い、売上を計上すべきであったにもかかわらず、Ci氏は、前記イ・(イ)のように北九州液酸との間で発注の有無に関するトラブルが生じており、出荷・納入の目処が立っていないにもかかわらず、期末在庫残高を処理する目的のもと、意図的に2023年3月31日付けで販売先を北九州液酸

年9月度D&Iグループ会議において、地球環境分野企画・管理部から、D&Iグループの各ユニットに対し、同年度上期の利益改善策を検討・報告するよう指示がなされた。

Fj氏()は、各ユニットに対し、かかる利益改善策の具体的な方法の1つとして、修繕費として費用計上されている案件について、資本的支出として資産計上可能なものがあれば仕訳を見直すよう求めた。

しかし、かかる指示に対し、各ユニットから芳しい報告が得られなかったことから、Fj氏は、自身の部下であるR氏をして、2024年度上期に計上されている(重定修を含む)定期修繕費のうち、金額が大きい案件を抽出させたうえで、該当した3件について、2024年9月19日、Gr氏に対し、資産計上に振り替えられるものがないかを確認した。

これに対し、Gr氏は、修繕費は、生産能力が以前と比較して顕著に向上する等、機能の著しい向上を含むものでなければ、資産計上することはできないとの認識を有していたが、2024年度上期の利益を改善するという目的を前提に、他の拠点で重定修に係る費用を資産計上した事例があることや税務的な観点を踏まえ、当該3件のうち、Ac社における定期修繕は、重定修に該当し、他拠点の事例に倣って資産計上し得る旨の回答を行った。

(イ) Fj氏による本件振替処理の指示

Gr氏の回答を踏まえ、Fj氏は、前記ア・(イ)のとおり、担当者に指示して、Ac社における費用 円を修繕費から固定資産に振替計上させた。

この点、Fj氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、以下のとおり、不正の認識を否定するような供述をしている。

① 当時の当社において、重定修に係る費用は、税務リスクを考慮して一律に固定資産として計上するとの運用がなされているとの認識のもと、2024年度上期において、修繕費として処理されている重定修費用があれば、仕訳を固定資産に改める必要があると考え、各ユニット及び自身の部下に対し、2024年度上期における定期修繕費の見直しを指示した。

② 結果としてピックアップされた、Ac社における重定修案件に係る費用については、本来、固定資産として計上されるべきであるにもかかわらず、修繕費として処理されていたため、適正な会計処理に修正すべきであるとの認識のもと、本件振替処理を行った。

もっとも、当社において、重定修に係る費用を一律に固定資産として計上するという運用がなされていた事実は存在せず、むしろ当社グループにおいてある修繕費を費用計上するか資産計上するかの具体的な判断は部門ごとに行われているため、一部の重定修が資産計上された実績はあるにしても、重定修であれば一律に固定資産として計上しなければならないと認識していたとするFj氏の前記①の供述を直ちに信用することはできない。

また、Fj氏自身も、本件振替処理を行った動機は、 年度上期の予算を達成すべく、利益を多く計上することに目的があったこと自体は認めている。Fj氏が、かかる動機のもと、一旦は費用計上されている定期修繕費用から、資産計上に振り替え得るものをわざわざピックアップさせたこと、仮に適正な会計処理への是正を目的とするのであれば、当初Ac社に係る修繕費を定修費として費用計上した担当部の判断の

妥当性を吟味すべく、当該判断の根拠の照会等を行うのが適正なプロセスであるが、（単に資産計上に振り替え得る案件がないかの確認を行ったに留まり）かかるプロセスを経ないまま、合理的な根拠資料に基づかず、あえて（建設仮勘定への振替を経て）資産計上に仕訳を変更していること、ヒアリングにおいて、業績目標を達成するため費用計上を後ろ倒しする等の処理は当社のどの部門でも多少なりとも行っているという、利益に有利な操作を行うことを是認する趣旨の供述を行っていること、さらに、Fj氏は当時、通常定修もまとめて資本計上すればよいのではないか、という趣旨の発言も行っていることから、前記②のようにFj氏が適正な会計処理を目的として、本件振替処理を行ったものと認めることはできない。

以上を踏まえると、Fj氏は、専ら 年度上期の予算を達成することを目的として、不適切な会計処理の意図をもって本件振替処理を行ったものと認められる²⁵。

ウ 会計上の問題・影響額

本件はAc社工場に設置している に係る定期修繕費（年度） 円について、支出部門で 年 月に修繕費として計上されていたが、 年 月のFj氏の指示により建設仮勘定に意図的に振り替えられた事案である。

前記ア・(ア)に記載のとおり、修繕費に係る支出が資本的支出に該当するかの判断については規程が存在したが、具体的な定量基準等は設定されていなかった。これ自体は、細かな判断基準を設定すると却って実態に即した判断が行えない可能性もあるため、一般的な対応と考えられる。

また、当社グループにおいて修繕費を費用計上するか資産計上するかについては支出部門ごとに判断されていたが、取消や変更が必要となる場合を想定して、事後的に判断を検証するために、判断根拠を文書化し保存しておく必要があったと考えられるが、明確な対応ルールはない状況であった。

本来であれば今回のように会計処理の変更を行うに当たっては、支出部門の当初の判断を照会したり、支出内容の再検討を行ったりしたうえで、社内で修正に関しての決裁を行い、適切な修正であることを担保することが必要であったと考えられる。しかしながら、本件振替処理が実施されるに際しては、そのような決裁を欠いている状況であり、変更が適切であったかどうかの事後的な検証は困難である。当該状況を踏まえると、本件は支出部門での判断が優先されるべきところ、上位者の一存によって検証・合意を経ないまま当初の会計処理が変更されている。すなわち 年度上期の利益を改善するという目的を背景として内部統制が無効化されている事案である。これを踏まえると、本件振替処理は不適切な会計処理に該当する。

当該装置の修繕に関しては、通常定修と重定修で合計 円の費用が発生しているが、 円の重定修について資産に振替が行われた。その結果、営業利益が 円水増しされたこととなる。

²⁵ なお、Fj氏は、Gr氏に対し、2025年3月10日付けで「Fh氏に確認したところ、重点勘について国税リスク回避の観点から資産計上するのが以前からのルールであり、本件は正しい会計処理」という趣旨のメールを送信しており、Fj氏が 年 月 Fh氏に対し、本件振替処理の適切性の有無について確認を行っていることが認められるが、かかる問合せは、当社が2025年に実施した自主点検に際して行われており、本件振替処理が行われた当時（ 年 月）に行われたものではないため、本文記載のFj氏の不正な会計処理の認識を否定するものではない。

(3) 溶接センターにおける遊休資産の減損損失不計上

ア 事案の概要

当社の溶接センターの廃止に当たり、年上期において、同施設に存在する再利用可能な設備については、移設先で転用することを前提に資産計上された。

しかしながら、当初予定されていた設備の移転計画がなくなり、その後も、当該設備について転用や売却の可能性が検討されたものの、遅くとも年度下期には、Gt氏（以下「Gt氏」という。）により転用不能との判断がなされた。

遅くとも再利用が不可能であると判明した時点（すなわち、年度下期）で、当該設備に係る損失を計上すべきであったが、Gt氏は、損失として計上すると利益が圧迫されると考え、年度に減損損失計上を行わなかった（以下「本件減損損失不計上」という。）。

イ 不適切な会計処理に至った経緯

(ア) センター一体化の計画に伴う再利用可能設備の資産計上

年から年にかけて、At社と溶接センターを一体化することに伴い、設置の設備をAt社に移設する計画（以下「本件移設計画」という。）があった。

この計画を前提に、年度上期に溶接センターの固定資産（年月月末残存簿価：円）のうち、再利用不可資産に対応する円については、固定資産除却損として計上し、再利用可能資産に対応する円については、引き続き資産（以下「本件再利用検討設備」という。）として計上された（なお、当初は全額が固定資産として計上されていたものの、そのうち、他の溶接センターに転用されなかった円分について、年度下期に貯蔵品へと勘定科目が振り替えられた。）。

その後、2020年頃、コロナ禍の影響もあり、当社において溶接系の設備拠点を廃止することとなったため、本件移設計画は廃止となった。

本件移設計画が廃止となった後も、当時の産業機材部は、本件再利用検討設備が比較的新しく、稼働実績も1、2年ほどであったことから、売却や転用の可能性を検討しており、具体的な売却先を決めることはできなかったものの、本件再利用検討設備に係る減損処理は行わなかった。

(イ) Gt氏による損失の先送り

本件移設計画廃止時の産業機材部の後に産業機材部に就任したGt氏も、グループ会社が設置予定の新工場へ本件再利用検討設備の転用等を模索したが、年度下期、本件再利用検討設備について、新工場で設置するには電気容量等が足りず転用することは厳しく、また、その他の方法で再利用も不可能であるとの認識に至った。

本件再利用検討設備は、遅くとも再利用が不可能であると判明した時点で、損失として計上すべきであったが、Gt氏は、本件再利用検討設備に係る損失を計上すると計上される費用の金額が大きく、利益が圧迫されてしまうと考えたため、年度下期に本件再利用検討設備について損失計上をしなかった。

なお、Gt氏は、Bx氏等の上長に対し、本件再利用検討設備の再利用が不可能であることを認識した以降に、当該設備に係る減損損失を不計上とすることに関して事前

に相談や報告をしていない旨を供述しており、Gt氏は独自の判断により、本件減損損失不計上を行ったものと考えられる。

ウ 会計上の問題・影響額

本件再利用検討設備 〇〇〇〇〇〇円について、遅くとも再利用が不可能であると判明した 〇〇年 〇月期の時点で損失として計上すべきであったところ、利益が圧迫されることを理由として、意図的に損失の計上が先送りされている。

(4) バルクガス部における定期修繕費戻しの件

ア 事案の概要

当社は、顧客に提供している設備の定期修繕費について、予算計画に従い、一定程度の余裕を見込んで年間の金額を見積もったうえで、月割で修繕引当金を計上し、当該事業年度末に通期で修繕引当金と実際の支出金額の精算を行っており、実際の支出額に鑑み、かかる修繕引当金を減額する処理を「戻し」という。修繕引当金を「戻し」した場合、費用計上される金額が減少し、その分、当期の利益が増額されることとなる。

当社の地球環境分野 デジタル&インダストリーグループ デジタルユニット バルクガス部（以下「バルクガス部」という。）においては、D&Iグループにおける 〇〇年度上期の業績改善の要請を受け、〇〇年度上期の定期修繕費のうち、当社の顧客であるK社（以下「K社」という。）、及びBi社（以下「Bi社」という。）の定期修繕費の予算を合計で 〇〇〇〇〇〇円削減することとした。このうち、少なくともBi社に係る修繕費引当金については、特段上期に「戻し」を行うべき理由がないにもかかわらず、無理に 〇〇〇〇〇〇円の「戻し」を行うことで、上期の利益を増額した。

イ 経緯・原因

(ア) バルクガス部における定期修繕費戻し

前記(2)・イ・(ア)のとおり、〇〇年 〇月中旬頃、企画・管理部から、D&Iグループの各ユニットに対し、同年度上期の利益改善策を検討・報告するよう指示がなされた。かかる指示を踏まえ、〇〇〇〇〇〇のFn氏（以下「Fn氏」という。）及び 〇〇〇〇〇〇 Gr氏は、バルクガス部の社員より、〇〇年 〇月 〇日、〇〇年度上期の業績改善策の1つとして、K社に係る定期修繕費の引当金を 〇〇〇〇〇〇円「戻し」を行うことの提案を受け、Fn氏が、口頭で、当該金額の定期修繕費の「戻し」を行うことを承認した。

そして、バルクガス部において、定期修繕費の見直しを再度行い、K社に加えBi社の定期修繕費も見直し可能であると考え、〇〇年 〇月 〇日、〇〇年度上期の業績改善策に係るD&Iグループの全体会議において、「バルクガス部_上期改善対応策について」と題する資料に基づき、〇〇年度上期の業績改善策の一環として、K社とBi社に係る修繕費引当金を上期で合計 〇〇〇〇〇〇円「戻す」ことを検討している旨の説明が行われた。

最終的に、バルクガス部は、〇〇年度上期の定期修繕費について、2社合計で 〇〇〇〇〇〇円（各社 〇〇〇〇〇〇円ずつ）の「戻し」処理を行うこととし、Fn氏は、バルクガス部の社員をして、かかる「戻し」処理を行わせた。これにより、バルクガス部は、〇〇年度上期における修繕引当金を 〇〇〇〇〇〇円削減し、その相当額が費用計上されない（利益として増額する）こととなった。

前記定期修繕費の見直しにより、Bi社に係る定期修繕費の年間予算は 〇〇〇〇〇〇円から 〇〇〇〇〇〇円に減額され、上半期における費用計上額は 〇〇〇〇〇〇円から 〇〇〇〇〇〇円

■円に減額された。一方、当社は、■年■月時点で既に管轄の地域事業会社からBi社に係る定期修繕費の請求を受けており、当該請求金額は■円であり、本来的には下期発生見込の修繕費に対して余裕をもって見積もらなければならないにもかかわらず、■年度上期において年間予算をほぼ全て消費している状況にあった。また、もし、下期に定期修繕に係る費用が全く発生しないという見積りがあったのであれば、簡便処理に基づく月次引当額の年間予算の減額ではなく、上期時点で■円の修繕費を確定計上すべきであった。

(イ) Fn氏の認識

Fn氏は、当委員会が実施したヒアリングにおいて、当社では、修繕引当金と実際の支出額の精算は事業年度末に行うのが通常だが、上期末の時点で当該事業年度における定期修繕費の金額が確定しており、下期に修繕費の支出が生じないと確実に見込まれる等の合理的な理由がある場合には、上期の時点で精算（「戻し」処理）が行われることもあるところ、本件においては、以下のとおり、定期修繕費の予算の見直しの対象として、前記2社を選定した合理的な理由があるため、前記各修繕費引当金の減額は、■年度上期の業績改善の要請がきっかけではあるものの、時期及び金額ともに、無理な処理を行った認識は特になく、不適切な会計処理を行った認識を否定する供述を行う。

具体的には、Fn氏は、以下のような理由から前記2社に対する「戻し」処理を行った旨供述する。

① K社について、当社がK社に対して提供した設備の稼働がK社側の事情で遅れており、■年度下期においても稼働の見込みが立っていなかったため、■年度期初に年間の定期修繕費の見積りを行った時点で想定していたよりも小規模の修繕で足りることが予想され、実際の定期修繕費の支出が当初の予算よりも大幅に抑えられる。

② Bi社について、同年4月時点で管轄の地域事業会社から、■年度の年間の定期修繕費として■円の見積りを取っていたところ、2024年度上期に手厚い定期修繕を実施済みであり、■年度下期において予定外の修繕費が生じる可能性は低いと見込まれたため、もともと大きく余裕をもっていた予算を減額しても、修繕費引当金が不足するリスクは低い。

しかしながら、Fn氏は、ヒアリングにおいて、当社において上期に定期修繕費の「戻し」処理を行った具体的な事例は思い当たらないとも述べており、■年度上期における前記定期修繕費の「戻し」処理は、当社において極めて例外的な処理であると考えられる。そして、Bi社の定期修繕費については、管轄の地域事業会社からの見積りが■円であるのに対し、前記(ア)のとおり、■年■月時点で既に、当該見積りを■円以上も超える■円の発注・請求実績が生じており、年間予算をほぼ消費していたにもかかわらず、なおもBi社に係る修繕引当金を■年度上期に「戻し」処理する合理的理由は存在しないと考えられる。

他方で、K社の定期修繕費に関しては、本調査において、Fn氏の前記供述①に反する客観的事情は検出されておらず、K社に係る修繕引当金の「戻し」処理をする合理的理由が存在しないとまでは認められない。

したがって、少なくともBi社の定期修繕費の予算に関しては、時期及び金額ともに、無理な減額を行った旨の認識はないとのFn氏の前記供述②の信用性は認められず、Fn氏において、不適切な会計処理の認識が認められる。

ウ 会計上の問題・影響額

本件においては、少なくとも Bi 社の定期修繕費については、[] 年度上期末の時点で費用計上済の金額 [] 円) を、既に発生し請求も受けている実績値 [] 円) が大きく超えている点で、定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理を行う合理的な根拠は存在せず、定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理をすべきではなく、また、もし、下期に定期修繕に係る費用が全く発生しないという見積りがあったのであれば、簡便処理に基づく月次引当額の年間予算の減額ではなく、上期時点で [] 円の修繕費を確定計上すべきであった。

それにもかかわらず、[] 年度上期の利益を改善する目的で、意図的に定期修繕費・修繕引当金の「戻し」処理を行った点で、不適切な会計処理に該当する。

かかる不適切な会計処理により、当社は、少なくとも [] 円過大に修繕引当金を「戻し」た (すなわち、[] 円過大に利益が増額した) こととなる。

(5) 新潟液酸リニューアル工事関連の除却損先送りの件

ア 事案の概要

2022年2月18日、当社の子会社である新潟液酸株式会社(以下「新潟液酸」という。)において、同社のリニューアル工事の際に撤去した [] の予備品につき、2019年12月から翌年3月までにかけて廃棄済みであるにもかかわらず、除却損(2,300千円)が未計上であることが発覚した。

新潟液酸から除却損未計上の報告を受けた当社産業カンパニー産業ガス関連事業部(当時、以下「産業ガス事業部」という。)は、本来的には、廃棄に係る未計上が発覚したときは、直ちに除却損の計上を行うべきであったにもかかわらず、2022年度の予算達成度合いが芳しくなかったことから、2021年度下期の当社グループの連結業績を良く見せかけることを目的として、新潟液酸に対し、翌期に除却損を計上処理するよう指示し、新潟液酸は、当該指示に従い、翌期に計上をした。

イ 経緯・原因

(ア) 廃棄品の除却損未計上が発覚した経緯

2022年2月17日、新潟液酸の会計を担当している Cc 会計税務事務所より、新潟液酸の [] に対し、貯蔵品として長期間計上されている「 [] 」等の貯蔵品の使用状況の確認がなされた。

前記工場が調査したところ、「 [] 」、「 [] 」、「 [] 」、「 [] 」、「 [] 」の計6点(以下「本件6点」という。)については、2019年12月から翌年3月にかけて、既に廃棄済みであるものの、除却損が計上されていないことが判明した。

なお、前記 [] は、2021年9月に新潟液酸の [] に就任したばかりであり、前任者から本件6点の除却損未計上について引継ぎを受けていなかった。

(イ) 関係者への連絡と会計処理の先送り

前記 [] は、本件6点については廃棄済みであることにつき、Cc 会計税務事務所へ回答するとともに、2022年2月18日、産業ガス関連事業部の担当者に対し、除却損の計上時期につき、2022年3月期とすることでよいかの確認をした。産業ガス関連事業部は、当社グループの液酸会社を含む産業ガス関連事業会社を管理する部署であり、前記 [] は、通常のフローに従って、産業ガス関連事業部に相談したものである。

産業ガス関連事業部の担当者は、同日、同部の■■■■ Bx氏等に対して、新潟液酸において除却損未計上問題があったこと及び2021年度(2022年3月期)における同社の収益につき報告し、2022年3月期に計上することでよいかを確認した。

これに対して、Bx氏は、前記担当者を通じ、新潟液酸に対して、「2021年度決算の数字がかなり厳しい」との理由から、当社グループの決算状況を良く見せかける目的をもって、2022年4月以降に除却損を計上するように指示した。これを受けて、新潟液酸は、本件6点に関する除却を2022年3月期に計上せず、翌期に先送りして計上を行った。

また、■■■■ Hc氏は、2022年3月8日、新潟液酸の代表取締役であるL氏から、前記経緯の報告を受け、Bx氏に対し、「今期に処理すると新潟液酸が赤字決算となるようで、来期の4月に処理したいそうです。今期は数字も厳しいので来期でも良いかとは思いますが、どうですか?」と情報共有等をしていることから、Hc氏においても本件の認識があったといえる。

ウ 会計上の問題・影響額

貯蔵品を廃棄した場合は除却損の処理を行うべきところ、これが放置されていたことが2022年3月期に発覚したにもかかわらず、2021年度の決算状況を良く見せようとする目的で、意図的に損失処理が先送りされたため、2,300千円の損失が過少計上されたのであるから、不適切な会計処理に該当する。

(6) しなの液酸に係る定期修繕費資産計上の件

ア 事実の概要

前記(2)・ア・(ア)のとおり、当社グループにおいては、ある修繕費を費用計上するか資本的支出として資産計上するかについては、支出部門ごとに判断が行われており、重定修を含む一部の修繕費について、資本的支出として固定資産に計上される場合がある。

当社の■■■■

■■■■ Eeq氏(以下「Eeq氏」という。)は、2022年度の利益改善を図るため、意図的に、しなの液酸株式会社における①■■■■に係る2,460千円、②■■■■交換に係る1,210千円について、本来的には資本的支出として資産計上し得る性質の支出ではないにもかかわらず、資本的支出として資産計上し、費用計上を先送りにした。

イ 経緯・原因

2022年1月14日、Eeq氏は、産業カンパニーの管轄する子会社であるエア・ウォーター・ガスプロダクツ株式会社(以下「AWガスプロダクツ」という。)の担当者に対し、電力代上昇の影響により、2022年度の利益が厳しくなることが見込まれることから、同年度の費用を圧縮し、利益改善を図る目的で、AWガスプロダクツが定期修繕を実施する液酸会社の定期修繕費を削減することの検討を依頼した。具体的には、液酸会社のうち、直近で定期修繕費の金額が大幅に増加していた会社[※]を対象に、各社5,000千円程度の定期修繕費削減を目標として、定期修繕の一部項目を次年度以降に延期するか、又は、一部項目を資本的支出として資産計上することの可否を検討させた。

[※] 具体的には、亀山液酸株式会社、讃岐液酸株式会社、福山液酸株式会社、熊本液酸株式会社、しなの液酸株式会社である。